

答 申 書

姫路市環境基本計画の策定について

令和2年12月18日

姫路市環境審議会

令和2年(2020年)12月18日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市環境審議会
会長 中瀬 勲



姫路市環境基本計画の策定について(答申)

令和2年2月19日付け、諮問第1号で諮問のありました姫路市環境基本計画の策定について、別添「姫路市環境基本計画(案)」のとおりまとめましたので、ここに答申します。

審議経過

令和2年2月19日

諮問第1号により姫路市環境基本計画の策定について、姫路市長から諮問を受ける。

令和2年2月19日

審議会を開催し、諮問事項を審議。

令和2年7月22日

審議会を開催し、諮問事項を審議。

令和2年12月18日

「姫路市環境基本計画（案）」のとおり答申。

姫路市環境審議会名簿

会 長	中 瀬	勲	兵庫県立人と自然の博物館館長
副会長	長 田	秀 人	姫路市連合自治会副会長
委 員	家 永	善 文	兵庫県自然保護指導員
委 員	石 井	宏 治	兵庫県弁護士会姫路支部
委 員	岩 田	稔 恵	姫路市連合婦人会会長
委 員	浦 上	文 男	一般社団法人姫路薬剤師会会長
委 員	小 河	晶 子	姫路大学教育学部教授
委 員	小 島	理 沙	京都経済短期大学准教授
委 員	清 水	大 輔	公益社団法人姫路青年会議所副理事長
委 員	杉江	他曾宏	兵庫県立大学名誉教授
委 員	通 山	由 美	姫路獨協大学薬学部教授
委 員	中 川	公 恵	神戸学院大学薬学部教授
委 員	中 野	和 子	一般社団法人姫路市医師会
委 員	西 村	正 喜	姫路獨協大学人間社会学群准教授
委 員	筈井	公美子	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
委 員	長谷川	尚 吾	連合兵庫西部地域協議会副議長
委 員	花 嶋	温 子	大阪産業大学デザイン工学部准教授
委 員	林	叔 子	姫路経営者協会副会長
委 員	藤 田	美知枝	姫路大学教育学部教授
委 員	星 尾	隆 文	姫路市漁民組合連合会会長
委 員	吉 田	裕 康	姫路商工会議所専務理事

姫路市環境基本計画（案）

はじめに

本市は、古来より播磨地域の中心として栄え、近代から現代にかけては活力ある商工業都市として発展を遂げてきました。また、森・里・川・海がつながり、その先には島々が連なる、まさに日本の縮図ともいえる美しい自然資源を有する魅力あふれる地域です。

私たちは、この恵まれた環境を次世代に継承するため、「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定するとともに、市民、事業者の環境に関する指針となる「姫路市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造に関する様々な施策に取り組んできました。

世界に目を転じれば、2015年の国連総会において2030年までの持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、同年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、国際的に環境への関心が高まっています。また、国内でも、各地に大きな被害をもたらした気候変動に伴う自然災害、人口減少や少子高齢化の進展、新たな感染症に柔軟に対応できる社会構造への変換など、環境・経済・社会における様々な課題が発生しており、その解決に向けた取組のより一層の推進が求められています。さらに、2020年10月の臨時国会において、首相が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言したことで、脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層促進されることが見込まれています。

このたび、第二次姫路市環境基本計画が令和2年度（2020年度）で終了することから、本市を取り巻く環境の変化や顕在化する課題に対応するため、新たな計画を策定しました。この計画では、姫路市総合計画が目指す都市像「ともに生き ともに輝く にぎわい交流都市 姫路」の実現に向けて、「自然とひとが調和した持続可能な環境にやさしいまち・ひめじ」を環境像に掲げ、本市が有する豊かな自然環境と地域の社会・経済活動との調和を図り、環境にも人にもやさしい持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました環境審議会の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

目次

第1章 環境基本計画とは	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の基本的事項	2
第2章 姫路市の特性と環境の現状	4
第1節 姫路市の特性	4
1. 地勢	4
2. 気候	4
3. 人口	5
4. 沿革	5
5. 土地利用と環境特性.....	8
6. 産業	10
7. 姫路の「地域力」	12
第2節 姫路市の環境の現状	16
1. これまでの取組	16
2. 市民意識	22
3. 市民意識（高校生）	25
4. 今後の方向性	28
第3章 計画策定の背景	30
第1節 国際的な動向	30
第2節 国内の動向	32
第3節 国内外の動向を踏まえた計画策定の視点	35

第4章	計画が目指すもの	37
第1節	姫路市が目指す環境像	37
第2節	基本目標	37
第5章	環境像の実現に向けた施策の展開	38
第1節	施策の全体像	38
第2節	基本目標ごとの取組	39
基本目標1	市民環境力の充実・強化	39
基本目標2	地球温暖化対策の推進	45
基本目標3	生活環境の保全	48
基本目標4	自然環境との共生	53
基本目標5	地域循環力の推進	58
第3節	リーディングプラン	65
第6章	計画の進行管理	72
推進体制		72
進行管理の方法		72
環境指標		72
資料編		74

第1章 環境基本計画とは

第1節 計画の趣旨

本市では、平成13年（2001年）3月に「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定し、同年6月に「姫路市環境基本計画」を策定しました。平成20年（2008年）3月には、環境を取り巻く状況の変化を踏まえて、同計画を改訂し、平成25年（2013年）3月には、第二次となる「姫路市環境基本計画」を策定しました。

また、同条例第3条において、環境の保全と創造に関する基本理念を掲げ、行政をはじめとした事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定めています。

本計画は、同条例第9条に基づき、この基本理念の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、持続可能な社会の形成を目指すものです。

このたび、第二次姫路市環境基本計画の計画期間が令和3年（2021年）3月で終了することから、令和3年（2021年）4月以降の新たな環境基本計画を策定しました。

「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

（環境基本計画の策定）

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定めるものとする。

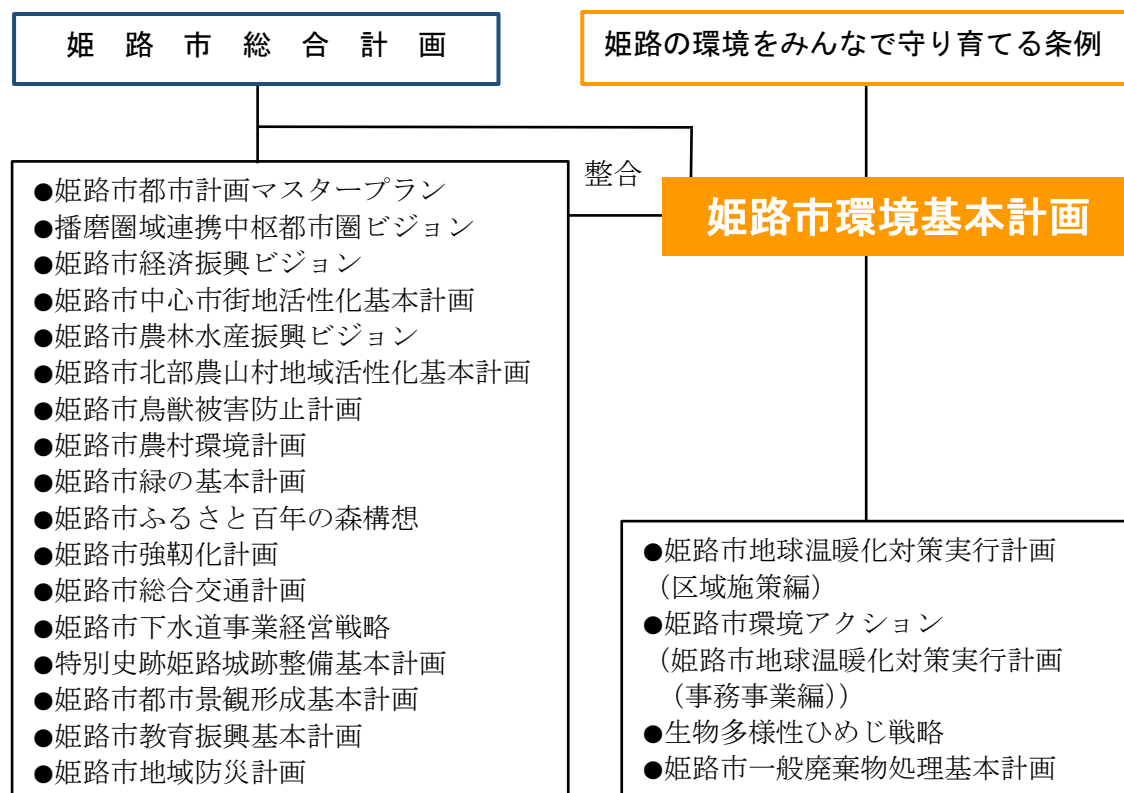
第2節 計画の基本的事項

▶ 計画の役割

本計画は、「姫路市総合計画」が目指す都市像「ともに生き ともに輝く にぎわい交流 拠点都市 姫路」及び「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」に掲げる基本理念を踏まえ、本市の環境施策の基本的指針として策定するものであり、その役割を次のように設定します。

- 中長期的な観点から、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの
- 他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべきもの
- 市民、事業者の環境に関する指針となるもの

▶ 計画の位置づけ



▶ 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。また、上位計画である「姫路市総合計画」等と整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

▶対象地域

本計画の対象地域は、姫路市の全域とします。ただし、市域を越えて取り組むべき環境問題については、国をはじめ、兵庫県や播磨圏域連携中枢都市圏を構成する市町など近隣自治体との連携を図ります。

▶播磨圏域連携中枢都市圏 - 広域連携により播磨圏域の活性化を-

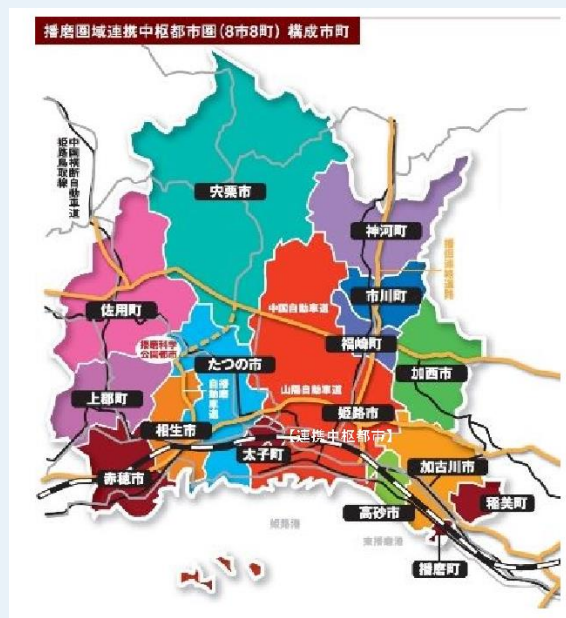
本市は、近隣市町と連携し、企業、大学、金融機関などとも協力して、播磨の多様な地域資源を活用することにより、圏域全体の経済を活性化し、圏域の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域づくりを進めています。

主な事業の概要

- ◆圏域全体の経済成長のけん引
 - ・企業誘致の推進
 - ・播磨地域ブランドの確立
 - ・広域観光、インバウンド観光の推進
- ◆高次の都市機能の集積・強化
 - ・姫路駅周辺整備事業の推進
- ◆圏域全体の生活関連機能サービスの向上
 - ・自然災害対策、備蓄物資・訓練資機材等の情報共有
 - ・環境意識の啓発
 - ・広域連携バス路線網等の維持・形成

参加市町：8市8町

姫路市、相生市、
加古川市、赤穂市、
高砂市、加西市、
宍粟市、たつの市、
稲美町、播磨町、
市川町、福崎町、
神河町、太子町、
上郡町、佐用町



第2章 姫路市の特性と環境の現状

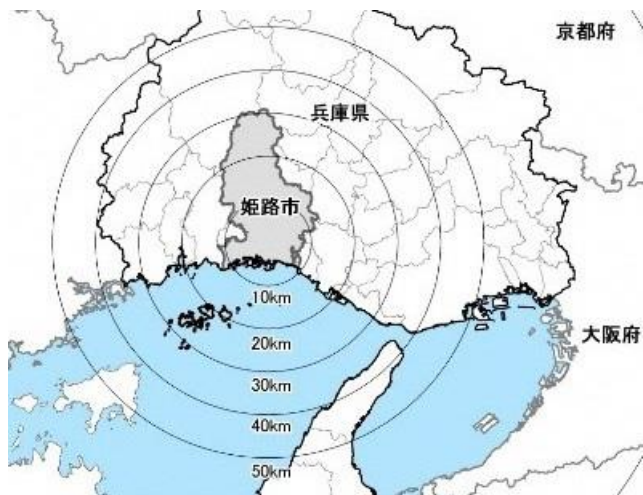
第1節 姫路市の特性

1. 地勢

本市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野の中央に位置し、市域は東西約36km、南北約56kmで、総面積が約534km²の播磨の中核都市です。神戸市まで約50km、岡山市までは約70km、大阪市や鳥取市までは80～90kmの直線距離にあり、いにしえより京阪神、中国、山陰を結ぶ交通の要衝となっています。

市域北部は、雪彦峰山県立自然公園をはじめとして豊かな森林や田園が広がるとともに標高700～900m級の山並みが連なっています。市域の中南部は、世界遺産姫路城や姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから切り離された丘陵が市街地内に点在しています。

また、市川、夢前川、揖保川等の河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し瀬戸内海国立公園を形成しています。

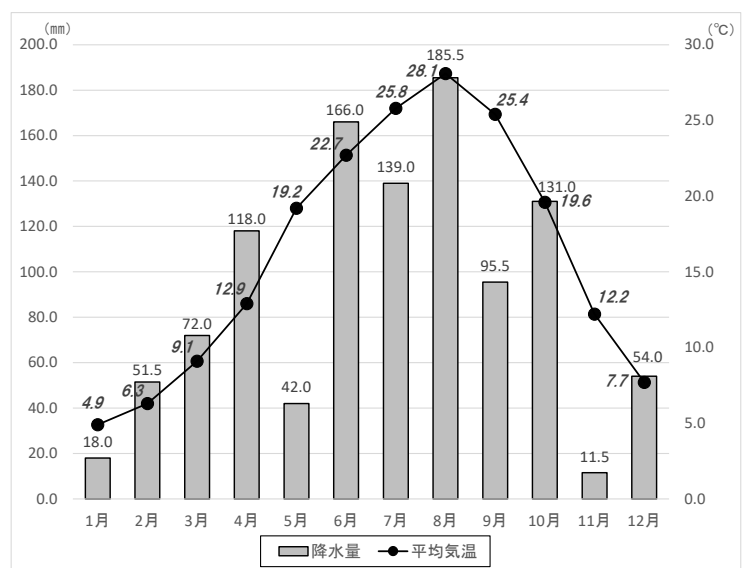


姫路市の位置

2. 気候

本市の気候は瀬戸内海気候に属し、年降水量、降水日数ともに少なく、四季を通じて温和な日が多い地域です。

年次	気温(℃)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
H24	15.3	35.9	-4.8	1505.0
H25	15.5	36.7	-4.0	1465.5
H26	15.3	36.0	-2.9	1156.5
H27	15.8	36.3	-3.6	1641.0
H28	16.3	37.1	-5.6	1552.0
H29	15.3	35.8	-4.0	1267.0
H30	15.9	36.7	-5.7	1670.5
R01	16.2	37.1	-2.1	1084.0
1月	4.9	14.0	-2.1	18.0
2月	6.3	18.0	-1.5	51.5
3月	9.1	20.1	-0.2	72.0
4月	12.9	26.9	-0.3	118.0
5月	19.2	30.3	5.9	42.0
6月	22.7	30.8	14.9	166.0
7月	25.8	34.4	20.1	139.0
8月	28.1	37.1	19.5	185.5
9月	25.4	35.2	14.3	95.5
10月	19.6	31.8	9.4	131.0
11月	12.2	22.6	1.1	11.5
12月	7.7	17.3	0.6	54.0

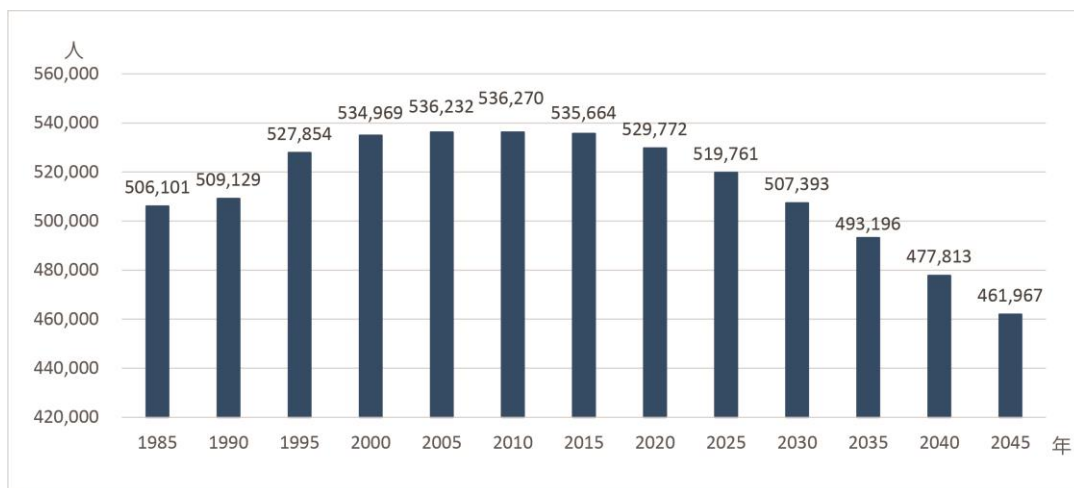


気温、降水量の経年変化と令和元年の月別状況

出典：気象庁

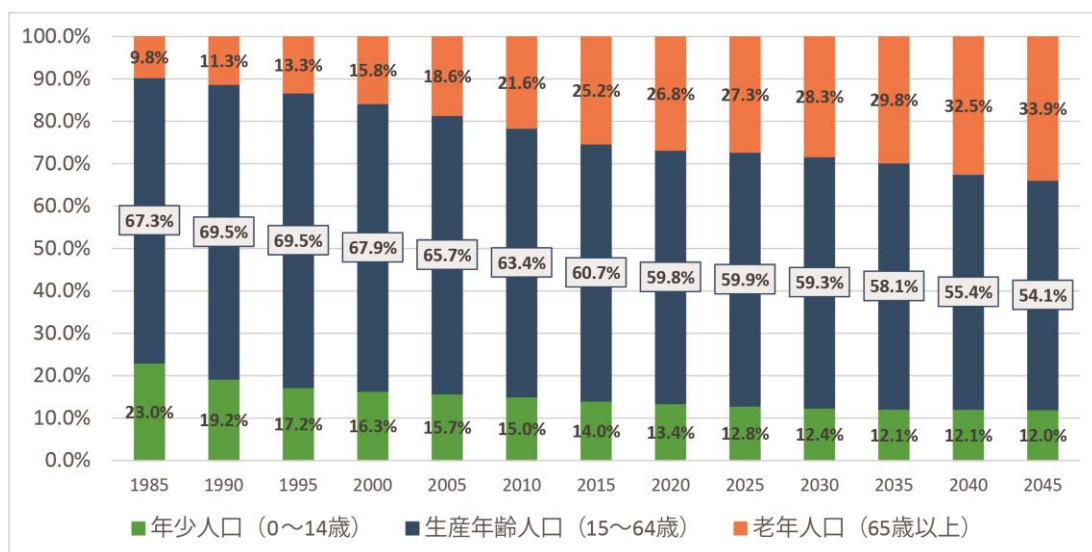
3. 人口

本市の総人口は、平成 18 年（2006 年）に家島町、夢前町、香寺町、安富町を編入するなど合併を重ね、平成 27 年（2015 年）現在 535,664 人で、県下第 2 の都市となっています。平成 22 年（2010 年）をピークに減少傾向に転じ、2045 年には約 46 万人にまで減少することが予測されています。また、年齢階層別人口構成比から、高齢化率は 2015 年の 25.2%から 2045 年には 33.9%にまで上昇することが見込まれています。



総人口の推移と見通し

出典：2015 年までは国勢調査（総務省）、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所



年齢階層別人口構成比の推移と見通し

出典：2015 年までは国勢調査（総務省）、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所

4. 沿革

◆第 1 段階：城下町としての発展

姫路の地は、古くから西国街道と但馬、因幡、出雲の街道が結節する交通の要衝として栄えてきました。奈良時代に国府や国分寺が置かれて以来、播磨の中心として発達してきました。自動車時代を迎えた今日でも、現在の国道線（国道 2 号）は西国街道を踏

襲しています。

中世には、豊臣秀吉が姫山に三層の天守閣を持つ城郭を築き、17世紀初頭には、池田輝政が現在の5層の天守閣を持つ城郭を築城し、その後、姫路藩として江戸時代を通して播磨の政治と経済の中心であり続けました。

播磨地域が肥沃な播磨平野や優良な漁場である播磨灘を持ち、古くから“豊穰の国”であったこと、豊かな自然・風土・歴史・技術を引き継ぎ、すばらしい産品を生み出してきたこと、姫路がそうした人や物資が行き交う中心にあったことは、数々の史実からも伺えます。

播磨を平定した豊臣秀吉は、三木城を本拠にするつもりでしたが、黒田官兵衛が「姫路の方が播磨の中央に位置し、陸の交通の便もよく、飾磨津（今の飾磨）の港にも恵まれている。」と強くすすめたため姫路城に入りました。

また、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、大阪の豊臣方や播磨より西の有力な外様大名に睨みをきかすために自分の娘婿にあたる池田輝政を姫路城主としました。その後も池田氏の後に城主となった本多氏など姫路城主には代々譜代大名が置かれました。

また、江戸時代後期の姫路藩の名家老河合寸翁は、新田開発や塩田開発の奨励や木綿・朝鮮人参・塩・皮革・鉄製品などの特産物の専売制によって藩財政を立て直すとともに、木綿や米などを船で輸送しやすくするため木場港・高砂港・飾磨港の整備にも力を入れました。

そのような人々の営みは、例えばそこに住んでいた人々の出身地に由来する龍野町、生野町、竹田町、そこで商いされていた品物に由来する魚町、塩町、豆腐町、呉服町、そこに住んでいた人の職業に由来する紺屋町、白銀町、鷹匠町といった地名に今なおその名残をとどめています。

◆第2段階：軍都及び工業都市

現在の本市は、明治22年（1889年）に、江戸時代の城下町とその外縁部を市域とする人口約25,000人の都市として、全国30市とともに我が国初の市制を施行したところから始まります。また、陸軍師団のうち第10師団が設置されてからは、長く軍都としての側面を持つこととなります。

近代的な都市づくりの第一歩として、生野から飾磨港間の馬車道、飾磨港の整備が行われるとともに山陽鉄道や播但鉄道が開通しました。また、明治36年（1903年）には、姫路駅から小溝小路、軍用地を経て野里を結ぶ南北幹線道路の整備を行いました。これらの要因によって市街地の中心は西国街道筋から御幸通り筋に移りました。

大正時代には、姫路駅周辺は一大ターミナルとして商業・業務施設が集積するとともに、旧制姫路高校が大正13年（1924年）に開校し、文教府としての側面も持つようになります。

本市の工業化は、明治後期から昭和にかけて繊維関係の工場が次々に建設され、大正から昭和にかけて臨海部に製鉄所等の重工業が進出し、人口の集積とともに市街地が拡大しました。

◆第3段階：戦後の復興と市街地の拡大

太平洋戦争では、2回の空襲により市街地は壊滅的な打撃を受けましたが、戦後復興を早期に果たすべく市街地の改造に取り組み、姫路駅周辺の曲折が多くて狭い旧城下町時代の道路網は近代的な広い道路網へと改修され、国道線（国道2号）や大手前通りが整備されるなど、今日に至る市街地の骨格が形成されました。

高度経済成長期には、播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展を遂げてきました。

◆第4段階：高度成長期から安定成長期へ

工業や産業の成長に伴い、国民の生活も大きく変化しましたが、一方で公害問題が全国で顕在化しました。道路の周辺住民は騒音や振動、排気ガスやほこりに悩まされ、工場や発電所の建設に対する住民の反対運動も起こりました。海では赤潮が発生し、魚や貝が一度に大量に死滅しました。

こうした状況から、本市は、昭和43年（1968年）に公害を未然に防止するため、企業と公害防止協定を締結するとともに、昭和44年（1969年）から臨海工業地帯と一般市街地の間に緩衝帯としてグリーンベルト（緩衝緑地）の整備を始めました。また、昭和44年（1969年）に市民の生活環境を守るため、大気汚染を監視する測定局やテレメーター装置等を設置しましたが、昭和46年（1971年）には亜硝酸ガス（二酸化窒素）による高濃度汚染があり、大気汚染注意報を発令するなど、改善に長い期間と多大な労力を費やしました。

鉄道網ではJR山陽新幹線の新大阪と岡山間が開通し、道路網では国道2号姫路バイパス、播但連絡道路が開通するなど、国民経済の発展に必要な都市施設が完成していききました。

◆第5段階：新市への移行と都市整備の進展

平成5年（1993年）に姫路城が法隆寺とともに日本で初めて世界文化遺産に登録され、平成8年（1996年）に、全国11市とともに最初の中核市へ移行しました。

また、平成18年（2006年）には家島町、夢前町、香寺町及び安富町と合併して新しい姫路市となり、地方分権時代にふさわしい確かな一歩を踏み出しました。

都心部では、JR姫路駅周辺地区での鉄道高架化が平成20年（2008年）に完成し、土地区画整理事業、関連道路事業等により、都市機能の集積と南北市街地の一体化が進んでいます。

また、新たな駅ビルやホテルの建設に加え、文化コンベンションセンターの整備など、中心市街地も賑わいを見せています。

▶ 世界遺産姫路城「平成の大修理」

平成27年（2015年）3月には、本市のシンボルである姫路城が延べ1万5千人の手による「平成の大修理」を終えて新たにお披露目され、航空自衛隊のブルーインパルスが祝賀飛行を行いました。



航空自衛隊ブルーインパルスの祝賀飛行

5. 土地利用と環境特性

◆森林・丘陵・田園地域

(1) 概況

主に山陽自動車道以北の農村集落を中心とした地域で、市域面積の約7割を占め、総人口の約18%が定住しています。地域のほとんどは市街化調整区域あるいは都市計画区域外であり、さらに県立自然公園、農業振興地域に指定されているところも多く、農業振興地域では圃場整備や農業集落排水事業が進められてきました。この地域には、標高915mの雪彦山をはじめ、播磨中部丘陵、西播丘陵の山並みが連なり、市川、夢前川、揖保川、天川、林田川などの河川の中上流域周辺には農地が広がるなど、質・量ともに豊かな自然資源があります。

(2) 環境特性

大気環境や水環境などが全般的に良好な地域です。日本百景やひょうごの森百選に選定されている雪彦山や県指定の名勝である鹿ヶ壺をはじめ、ため池、里山などの豊かな自然資源があり、多様な動植物の分布がみられます。

一方で、アライグマやヌートリアなど特定外来生物の増加による農作物への被害が問題となっています。

◆市街地地域

(1) 概況

本市の玄関口、JR姫路駅を中心に商業・業務機能が集積する市域の中南部地域で、総人口の約68%が定住しています。この地域では、JR姫路駅周辺の再整備が進められるとともに、土地区画整理事業等により都市基盤整備が図られて良好な宅地形成が行われています。また、JRや山陽電鉄の鉄道駅周辺にも商業・業務機能が広がるなど、複数の地域拠点づくりが図られています。

(2) 環境特性

商業・業務機能が集積し、活発な都市活動が営まれている地域で、土地区画整理、幹線道路の整備、公園・緑地や親水空間の整備などまちの魅力を高める取組が進められています。また、世界遺産姫路城を中心とする特別史跡地では、歴史と文化が調和した空間として保存整備が行われており、播磨国風土記に記された八丈岩山、姫山、名古屋などの独立丘陵や、市川、船場川、夢前川等の河川が自然とのふれあいの場となっています。

◆臨海・諸島地域

(1) 概況

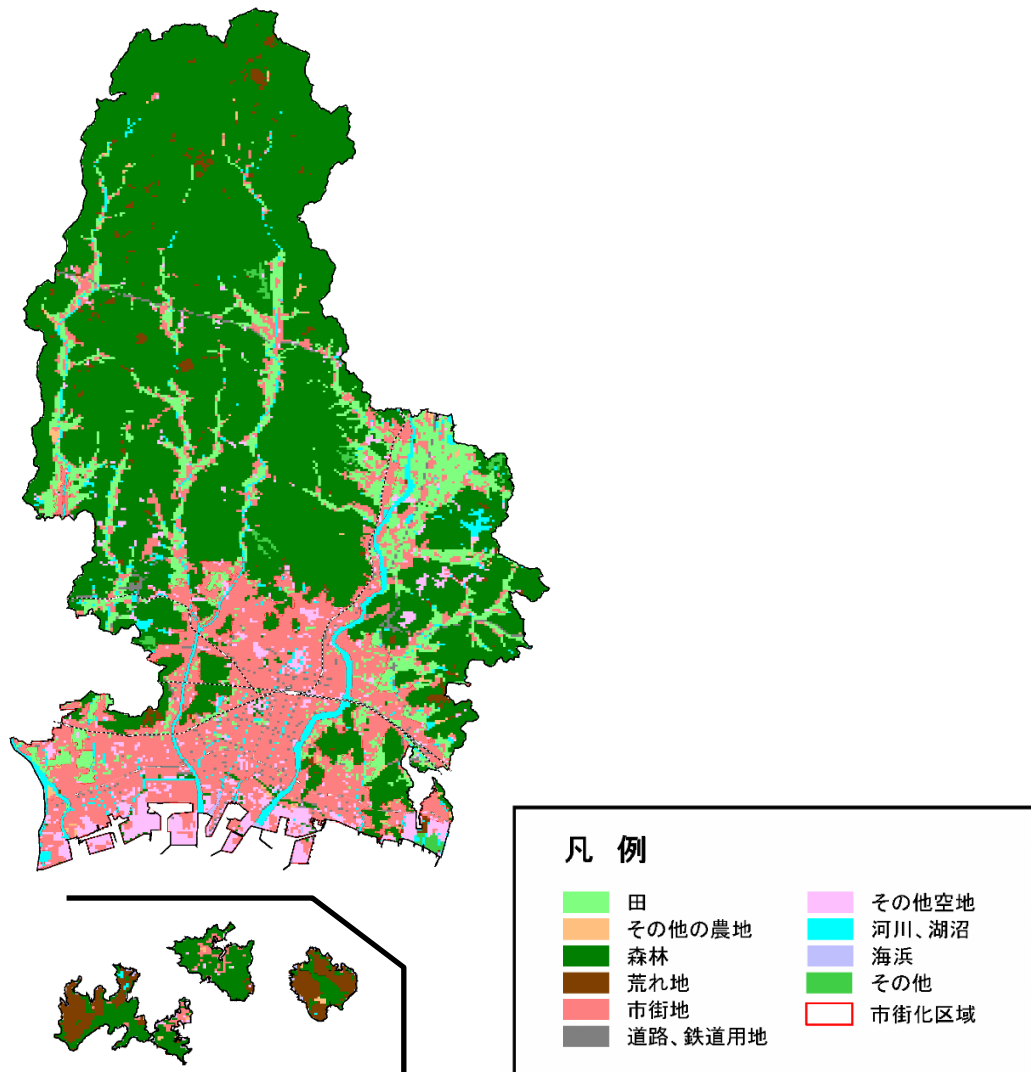
本市の海岸線に沿って東西に走る国道250号以南から家島諸島にかけての地域で、総人口の約14%が定住しています。播磨灘に面した海岸線の多くは、鉄鋼、機械、化学、エネルギー等の大規模な工場が集積する臨海工業地帯となっており、国際拠点港湾姫路港を有するなど、物流や海上交通の拠点となっています。工業地帯と背後の市街地とは緩衝緑地によって区分されており、周辺的生活環境が保全されています。また、家島諸島及び沿岸海域は、漁船漁業、のり・貝類の養殖業の好漁場であ

るとともに、一部には自然海岸も残り、貴重な親水空間となっています。

また、平成 27 年 10 月には「瀬戸内海環境保全特別措置法」が改正され、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定めた条項を新設し、そのなかで瀬戸内海を自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、貴重な漁業資源の宝庫と定義し、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものとしています。また、令和 2 年（2020 年）3 月に環境省中央環境審議会は海域ごとの実情に合わせて水質と魚などの資源量を管理していくことを目指すという新たな基本方針を示しました。

(2) 環境特性

臨海部では活発な産業活動が営まれており、自動車の交通量も多くなっているため、工業地帯と市街地を区分する緩衝緑地が設けられています。また、海辺の大半は人工的に整備された海岸ですが、家島、大塩、的形など一部には、ウバメガシの自然林やハマゴウなどの海浜植物、ノジギクの自生地が残っています。多島海景観を形成する家島諸島のほか、「せとうち風景 30 選」にも選ばれた小赤壁や、網干なぎさ公園等の海浜公園、海水浴場などの親水空間もあり、市民の憩いの場となっています。



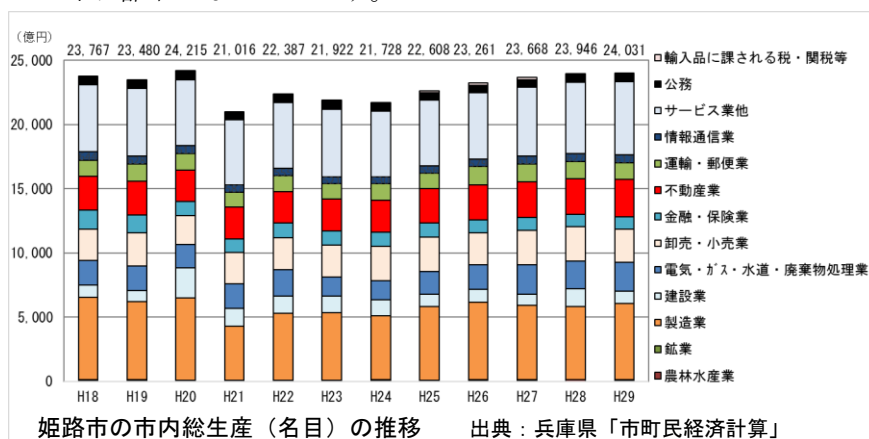
土地利用現況（平成 28 年度）

出典：国土数値情報

6. 産業

本市では、古くからの交通の要所であるJR姫路駅の周辺で、卸売・小売業を中心に活発な商業活動が営まれてきました。また、臨海部に鉄鋼・化学などの工場が集積し、播磨の中核都市として日本でも有数の工業地帯が形成されているほか、大規模なLNG火力発電所も立地しており、その設備容量の合計は原子力発電所約5.5基分に相当する556.1万kwとなっています。

また、本市の市内総生産における製造業の割合は比較的高く、本市における就業者の構成比を国や兵庫県と比較すると、製造業に従事する人口が多くなっており、製造品出荷額等は全国16位、東京特別区と政令市を除くと7位に位置するなど、全国でも屈指のものづくり都市となっています。



製造品出荷額等の上位20都市（平成30年） 出典：経済産業省「工業統計表」

順位	都市名	製造品出荷額等 (億円)	順位	都市名	製造品出荷額等 (億円)
1	豊田市	145,903	11	四日市市	30,584
2	川崎市(※)	40,929	12	太田市	29,375
3	横浜市(※)	39,975	13	東京特別区	29,130
4	市原市	39,801	14	京都市(※)	26,138
5	倉敷市	36,839	15	大分市	25,735
6	大阪市(※)	36,816	16	姫路市	23,573
7	堺市(※)	35,187	17	岡崎市	23,453
8	名古屋市(※)	34,904	18	安城市	22,840
9	神戸市(※)	32,556	19	宇都宮市	21,868
10	広島市(※)	32,076	20	北九州市(※)	21,309

(注) (※)は政令指定都市

農業については、市内全域で水稲やいちじくなどが栽培されているほか、北部では主に小麦や姫路ねぎ、ゆず、白小豆、そば、酒米等、南部を中心に葉物野菜やトマト、網干メロン、れんこん等、西部ではたけのこの栽培等も行われています。

<地場産野菜>（生態系サービスがもたらす農産物）



たけのこ

市西部の太市地区が産地として知られる



葉物野菜

ほうれんそう、こまつな、みずな、ねぎなど



れんこん

大津区勘兵衛地区が産地として知られる



ゆず

主に市北部の安富町が産地として知られる

本市は水産業も盛んな地域です。市域が面する播磨灘は遠浅の砂地やドロ場、岩場など多様で複雑な環境を有し、様々な海の生物が生息しています。本市では、水産資源の持続的利用を図るため、生態系サービスの保全にも配慮した「つくり育てる漁業」に取り組んでいます。また、農産物直売所や姫路の農水産物を応援する飲食店と連携し、毎月23日、24日を「ひめじ地産地消の日」とするなど、地産地消を推進する取組を行っています。



栽培漁業（稚魚放流）



鉄製の漁礁
（魚の産卵場所や住処として）

<姫路の水産物>（生態系サービスがもたらす海の恵み）



「華姫さわら」のお造り



巻網漁で漁獲された
ボラを加工したカラスミ



いかなごのくぎ煮

▶ 多岐にわたる姫路市の地場産業

本市には様々な地場産業があり、近年では膠（にかわ）・ゼラチン、マッチ、鎖、ボルト・ナット、乾麺、ゴルフ用具、皮革、瓦、清酒等では国内有数の産地となっています。鎖やナットの生産は姫路城に用いられた和釘生産が基礎とされており、城下町という歴史性を背景に様々な産業を発達させてきたことがわかります。



いぶし瓦



姫革細工



鎖

7. 姫路の「地域力」

姫路の地は、いにしえより播磨の文化・歴史の中心地として栄え、明治時代の後期に城下町とその外縁部を市域とした市制が始まりました。豊かな文化やまちづくりを支え、発展させてきた原動力は、地域に根ざす播磨の歴史やふるさと播磨への市民の想いです。

ここでは、それらをまとめて「地域力」として捉え、環境像の実現において重要な役割を担う「地域力」を紹介します。

(1) 自治力 —地域のつながりは「小学校区」から—

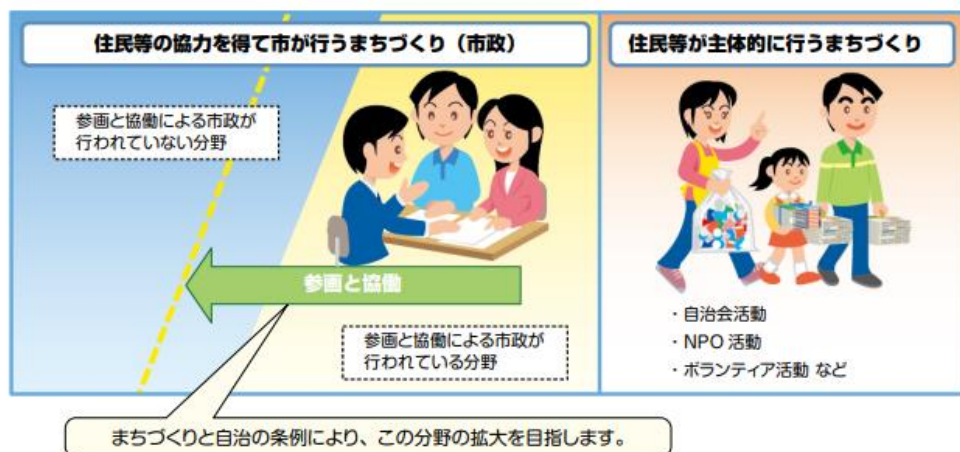
本市には強固な人と人のつながり、地域と人のつながりがあり、その一つが自治会活動です。市内には概ね小学校区を単位とした72地区の連合自治会があり、行政との協働により、環境美化活動や防犯・防災活動、地域の伝承文化の継承活動など住民福祉の向上と市政の発展のための活動を行っています。

また、令和元年度の自治会加入率は89.9%と非常に高く、各自治会を構成員とした連合自治会の活動が活発に行われており、自治会相互の連携や行政との連携、様々な地域活性化事業など、自治会の垣根を超えた活動も行われています。

▶ 「姫路市まちづくりと自治の条例」 — 条例に込められた自治への思い —

本市には、多様な主体の「参画と協働」により姫路のまちづくりの推進を目指す「姫路市まちづくりと自治の条例」（平成25年12月公布・施行）があり、現在各地域で自治会やNPO法人などにより進められている清掃活動や地域を活性化する取組に、より多くの人々が参加し、より活発になることを目指しています。また、条例でまちづくりへの参画と協働を多様な主体の責務として位置付けることで、地域コミュニティ活動や市民の主体的な活動を推奨しています。

■「まちづくり」と「参画と協働」の関係（イメージ）



(2) 環境に配慮した様々な活動 — 市民団体や事業者の活動 —

環境配慮活動を率先して進めている市民団体として、「姫路市消費者協会」があります。同協会は、姫路市連合婦人会の会員により構成され、消費者問題に積極的に取り組むことを目的に、消費者啓発事業や環境美化・リサイクル推進運動など、市内で様々な活動を行っている市民団体です。

令和2年(2020年)7月にレジ袋の有料化が始まりましたが、本市では平成20年(2008年)に姫路市消費者協会、17の事業者、姫路市がレジ袋削減に向けた取組に関する協定を締結し、「姫路市レジ袋削減推進協議会」を設置しました。協議会への参加主体数は、発足時の17事業者68店舗から令和2年(2020年)3月時点で18事業者102店舗に増加し、レジ袋の削減ひいてはプラスチックごみの削減に向けた市民・事業者・行政の積極的な運動が展開されています。

▶ 地元企業による地域貢献活動

本市の地元企業である美樹工業株式会社が、ボランティア活動等を通じ人間連帯の輪を広げ、こころ豊かな地域社会づくりに貢献した団体として、令和元年度「兵庫県くすのき賞」を受賞しました。これは、本市が進めている「まちかど100mクリーンアクション」に参加し、事業所等の周辺の清掃活動を実施しているほか、地域のこども会を対象にしたコミュニティ活動を含め、積極的に地域奉仕・貢献への取組を続けていることなどが評価されたものです。



(3) 地域に根づく伝統文化 — 「祭り」に関わる多様なステークホルダー —

本市は、世界遺産姫路城を有しており、市民が歴史や文化を意識する機会に恵まれています。特に市民に身近な文化の一つとして市内各地で行われる「祭り」があげられます。五穀豊穡の祈願や収穫への感謝、天災や病害の鎮静化の祈願等を始めとする祭りは、それらを願う人々の思いとともに地域の連帯感醸成にもつながっています。

また、それぞれの祭りでは、地域の職人による様々な伝統的な工芸技術が息づき、地域の産物が祭りに必要な品々あるいは材料として多く用いられています。そして、その過程で培われた技術がものづくりにおける生産性を高め、本市の産業の発展に寄与したと考えられます。

地域の自然がもたらす恵みやその風土に育まれた固有の伝統文化「祭り」が、今も

人々の生活や意識に根づいており、貴重な地域資源として受け継がれています。

<各地で受け継がれてきた様々な伝統行事等>

■県指定無形民俗文化財

名称	指定年月日/所有者(管理者)/所在地	概要
播磨国総社「一ツ山」・「三ツ山」神事	昭和49年3月22日 昭和63年3月22日(追加) 射楯兵主神社 総社本町190	姫路城の南東に位置する播磨国総社で行われる祭礼。一ツ山大祭は60年に一度、天津神・国津神を祀る天神地祇祭として行われ、三ツ山大祭はその臨時祭として20年に一度行われる。播磨地方を代表する祭礼の一つであると共に、わが国の祭礼文化をひもとく基点となる祭り。
犬飼獅子舞	昭和52年3月29日 犬飼獅子舞保存会 香寺町犬飼	毎年秋祭り(体育の日の直前の土日)の時に披露され、笛、太鼓のほか歌も伴った珍しい獅子舞。祭当日には神社を始め集落全戸の荒神払いを行う。犬飼の神明神社本殿前においては3種の舞を奉納する。
大塩天満宮獅子舞	平成元年3月31日 大塩天満宮獅子舞保存会 大塩町汐咲1-50	例年10月14、15日の秋季例大祭で演じられる獅子舞。戦国時代に起源があるとされ、大塩天満宮氏子地区の8地区に伝わり、8頭何れも二人立ちの毛獅子で、野獅子の生態を描写した野性味溢れる豪快な舞い方である。
真浦の獅子舞	平成13年3月30日 真浦自治会 家島町真浦571	毎年7月24日の宵宮、同25日の昼宮に家島天神社の氏神祭礼行事として行われる。壇尻船には舞台を組んで天狗二人を先頭にして乗り込み、船上で舞いながら家島神社へ獅子舞を奉納する。
松原八幡神社秋季例祭風流	平成18年3月17日 姫路「灘のけんか祭り」 伝承会 白浜町甲396	毎年10月14、15日に例祭があり、「灘のけんか祭り」として知られている。氏子7地区それぞれが祭礼における傘鉾・幟・屋台・檀尻・獅子舞などの風流を担当し壮麗な祭礼行事を行う。
魚吹八幡神社秋季例祭風流	平成19年3月9日 魚吹八幡神社惣代会 網干区宮内193	毎年10月21、22日に例祭があり、中世の福井庄を中心とする氏子24地区それぞれが祭礼における幟・屋台・檀尻・獅子舞・流しなどの風流を担当し壮麗な祭礼行事を行う。魚吹八幡神社は福井庄の総鎮守であった。

■市指定無形民俗文化財

名称	指定年月日/所有者(管理者)/所在地	概要
広峯神社御田植祭附穂揃式・走馬式	昭和52年3月4日 広峯神社 広嶺山52	毎年4月3日に行われる祭りで、農耕に災いをもたらす疫病神(害虫など)を封じ込めるもの。4月18日には豊作の品種を占う穂揃式と馬駆けで豊凶を占う走馬式が行われる。
三枝草獅子舞	昭和53年2月28日 三枝草獅子舞保存会 夢前町前之庄	五穀豊穡を祈願する奉納舞。現在はスポーツの日とその前日に行われている。梯子獅子は勇壮な舞で、近隣の同種の獅子舞の中でも異色とされている。
正八幡神社龍王舞	平成2年11月27日 正八幡神社龍王舞保存会 船津町2985	毎年10月の正八幡神社の例祭において、宮脇地区が龍王舞を担当し行われる。舞楽の振鉾や猿楽の呪師の芸態、舞楽の蘭陵王の舞いの影響が考えられる舞である。
関の万灯	平成3年3月30日 関自治会 安富町関	稲の害虫防除、愛宕神社や秋葉神社への献火などといわれ、多くは松明を短い竹の先に付けて田の畦に立てて焼いたが戦後次第に廃絶した。関では古くからの伝統を守って例年7月24日の夜に行われている。
別所西獅子舞	平成11年12月20日 別所西自治会 別所町別所687-2	毎年10月第2土曜日曜(もとは旧暦9月5、6日)に別所町別所の日吉神社の秋祭りに奉納される民俗芸能。雄雌2頭の毛獅子で二人立ちの獅子舞である。全12曲を伝承している。
浜の宮天満宮秋季例祭屋台練り台場差し	平成13年8月23日 播州飾磨祭浜の宮天満宮 台場差し保存会 飾磨区須加40	毎年10月8、9日に飾磨橋西地区10ヶ町を氏子地域とする天満社(浜の宮天満宮)の秋季例祭。屋台練り及び台場差しが行われる。台場差しは現在、須加・宮・天神が大屋台、西細江が中屋台で継承している。

名称	指定年月日/所有者(管理者)/所在地	概要
天満力石の力持ち	平成14年8月28日 天満力石の力持ち保存会 大津区天満 1134	毎年10月21日の魚吹八幡神社秋季例祭宵宮の日に天満地区の屋台が村練りを行い、蛭子神社と神明神社に宮入した後、練り子が七斗石(97.5kg)の力石で力持ちに挑むもの。享保年間より続けられているとされる。
書写山圓教寺鬼追い会式	平成14年8月28日 書写山圓教寺鬼追い会式 保存会 書写 1419	毎年1月18日書写山圓教寺の修正結願の日に、不動明王の化身とされる青鬼(乙天護法童子)と毘沙門天の化身とされる赤鬼(若天護法童子)が年邪鬼を追い払う鬼の舞いを白山権現社舞殿と摩尼殿内陣で行うもの。
樽かき	平成15年1月24日 岩部樽かき保存会 香寺町岩部	樽かきの祭りは、鳴り物は用いず長持ち唄を歌いながら酒樽を2人で担いで氏神様に奉納し平穏無事・五穀豊穡を祈願するもの。毎年体育の日直前の土日に奉納。単純素朴で近隣市町には例がない珍しい郷土芸能。
恒屋雅楽	平成15年1月24日 恒屋雅楽保存会 香寺町恒屋	北恒屋の雅楽がいつ頃伝えられてきたか今のところ判明していない。雅楽は、口伝で継がれているので、「越天楽」などが調子の異なった曲になっている。地域に密着した雅楽として評価される。
北恒屋播州音頭	平成15年1月24日 北恒屋播州音頭保存会 香寺町恒屋	北恒屋の櫃倉神社で、8月最終の土曜日に香寺町内で行われる最後の盆踊り。その踊りでは、音頭取りが登場して播州音頭が披露される。保存会により伝統的な櫃の倉踊りが続けられていくように努められている。
土師獅子舞	平成15年1月24日 土師獅子舞保存会 香寺町土師	毎年、土師大年神社の秋祭りに奉納されている。氏神大年神社と山王神社で舞い清めた後、集落全戸を廻り荒神祓いを行う。大年神社で獅子舞を奉納した後、近隣の集落でも荒神祓いと数種の舞を奉納している。
修正会鬼会式(鬼追い)	平成15年1月24日 八葉寺(鬼講・鬼追い保存会) 香寺町相坂 1068	1月7日に八徳山八葉寺において行われる、古来続く播磨路で一番早い鬼会式。不動明王・毘沙門天の化身とされる赤鬼・青鬼が登場し息災延命、万民快樂、五穀豊穡を願い踊り、松明を掲げながら本堂を巡り悪魔を払う。
荒川神社例祭風流	平成16年9月1日 荒川神社祭礼行事保存会 井ノ口 437	田植後7月17日の「田休みの祭り(夏祭り)」、稲穂が出揃う時期(9月1日)の「八朔祭り(田の実の節句)」、稲の収穫時期(10月第3土曜・日曜)の「秋祭り(小芋祭り)」をいう。それぞれに風流を残す。
新庄獅子舞	平成17年4月23日 新庄獅子保存会 夢前町新庄	村内の繁栄と安穩、豊穡を願って芸舞を披瀝して親しまれている「油単獅子」。10月体育の日、前々日の土曜・日曜の2日間、村の中を練り歩く屋台の休み処で、子どもの打つ円山太鼓と共に獅子舞を披瀝する。
津の宮鬼追い	平成18年3月24日 魚吹八幡神社武神祭保存会 網干区宮内 193	魚吹八幡神社武神祭とも称される。氏子が五穀豊穡を感謝し家内安全を祈願する献納行事と、鬼舞によって除災を行う追難の行事からなる。鬼舞は江戸時代以前より続く社家と呼ばれる家の者だけが継承する。
恵美酒宮天満神社秋季例祭台場練り	平成19年4月3日 恵美酒宮天満神社秋季例祭台場練り保存会 飾磨区恵美酒 14	10月8、9日の秋季例祭で行う。江戸時代より飾磨津の橋東と呼ばれた地域を中心とする氏子8地区の繰り出す屋台と練り。飾磨津の生業に関わる郷土の生み出した類例の乏しい独特の風流である。
朝日谷火揚げ(火上げ)	平成21年2月18日 朝日谷火揚げ保存会 勝原区朝日谷字坂田 597-2	盂蘭盆の火祭りの一つで、毎年8月15日に行われる。伝承では、明応年間(1492~1501)の大旱魃の際、愛宕大権現に火揚げし降雨を祈ったところ大雨が降ったため、神へのお礼として毎年火揚げを行うようになった。
金竹獅子舞	平成23年2月21日 金竹獅子保存会 豊富町御蔭 1197-2 金竹公会堂	豊富町(豊富、御蔭、神谷)、船津町仁色、香寺町中仁野、仁豊野、砥堀の氏神である甲八幡神社秋季例祭の秋祭で奉納される民俗芸能(祝日は10月第2土曜・日曜)。



松原八幡神社秋季例大祭



恵美酒宮天満神社秋季例大祭

第2節 姫路市の環境の現状

1. これまでの取組

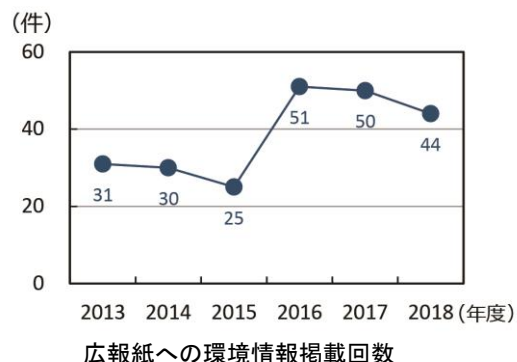
本市では、前計画で「市民環境力の向上」「低炭素・循環型社会の構築」「生活環境の保全」「自然環境との共生」「快適環境の創出」の5つの目標を掲げ、市域のより良い環境づくりを進めてきました。前計画における目標ごとの取組状況と総括について、以下のとおりまとめました。

(1) 環境学習や環境啓発活動の状況〔前計画 目標1：市民環境力の向上〕

- 子どもたちが環境問題に関心を持つよう、市内の保育園や幼稚園、小学校を対象に、環境ヒーロー「ハイブリッド戦士サムライガー」による環境学習や環境イベントなどの啓発活動を実施し、楽しく環境を学ぶ場の提供に努めています。
- 広報ひめじ、FM GENKI、支所や自治会掲示板へのポスター掲出、チラシの回覧などにより、環境イベントに関する情報等を発信するとともに、大気調査や水質調査の結果を取りまとめた「姫路の環境の概況」をホームページで公表しています。



サムライガーによる公演



広報紙への環境情報掲載回数

- 環境問題や環境学習の進め方などの講座、環境イベントを通じて、地域や学校での環境学習活動や環境保全活動におけるリーダーを養成しています。
- 本市では、平成16年（2004年）に自然体験型環境学習施設「姫路市伊勢自然の里・環境学習センター」を開設し、ビオトープ池での生物観察会や古代米づくりを行う「田んぼの学校」などの自然体験活動による環境保全への理解と関心を深める機会を提供しています。また、ビオトープ池等の環境整備や観察会の一部を施設ボランティアやNPO団体と協働して実施しています。



環境イベント実施回数



伊勢自然の里・環境学習センター来場者数

(2) 地球温暖化対策と資源循環の状況 [前計画 目標 2：低炭素・循環型社会の構築]

- 平成 30 年（2018 年）3 月に「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、市域の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 26.1%削減するという目標を掲げました。また、市域の温室効果ガス排出量は、平成 28 年度（2016 年度）で 11,166kt-CO₂ となり、平成 25 年度（2013 年度）の 10,887kt-CO₂ より、279kt-CO₂ 増加しています。
- 公共施設の再生可能エネルギー導入規模（累計）は、平成 30 年度（2018 年度）で 70 施設、2,153.3kw となり、平成 25 年度（2013 年度）より、19 施設、1,315.1kw 増加しています。



- 公共交通の利便性向上に向け、モビリティ・マネジメント、パーク&ライド、サイクル&バスライド、駐輪場の整備、シェアサイクル「姫ちやり」の活用等が進められています。また、燃料電池自動車や電気自動車等の低公害車の普及も進められています。

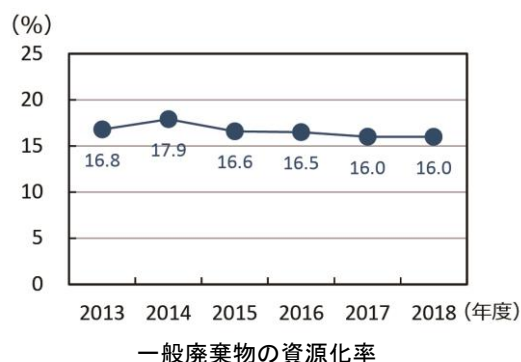


「姫ちやり」の利用風景



電気自動車（公用車）

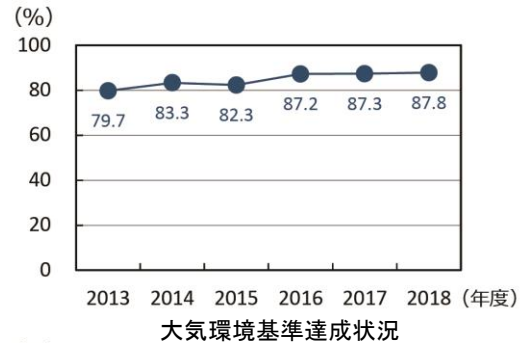
- 本市の資源化率については、平成 30 年度（2018 年度）で 16.0% となり、平成 25 年度（2013 年度）の 16.8% より、0.8 ポイント減少しています。現在、本市では、リサイクル活動の活性化によるごみの減量、資源の有効利用を促進し、資源・環境問題に関する意識の向上とコミュニティ活動の振興を図るため、再生資源（古紙類）の回収活動を推進し、一般廃棄物の資源化率向上に取り組んでいます。



(3) 生活環境の状況 [前計画 目標 3 : 生活環境の保全]

○ 健康で安心して暮らせる生活環境の保全に向けて、大気環境、水環境、土壌環境への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化防止に努めています。

○ 大気環境基準達成状況は、改善傾向で推移しています。より良好な大気環境を確保するため、工場・事業場に対し監視・指導を行うとともに、主要な大気汚染源となっている自動車交通対策に努めています。



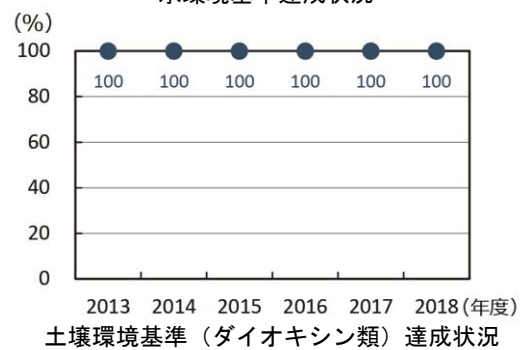
○ 水環境基準達成状況は、概ね良好な状態で推移しています。

市内の河川等の水環境は、公共下水道等の整備に伴い大幅に改善が進んでいます。



○ 土壌環境基準(ダイオキシン類)達成状況は、良好に保たれています。

本市では、著しい土壌汚染はみられませんが、より健全な土壌を確保するため、土壌汚染の実態把握を進めるとともに、汚染の未然防止に取り組んでいます。



○ 騒音環境基準達成状況は、概ね良好な状態で推移しています。

騒音の現状を把握するための調査を実施するとともに、快適な生活環境を確保するための騒音・振動対策を進めています。



○ 熱帯夜数は、平成 27 年度(2015 年度)以降、増加傾向で推移しています。

ヒートアイランド対策として、緑地の保全や緑化、透水性舗装の整備等に取り組んでいます。



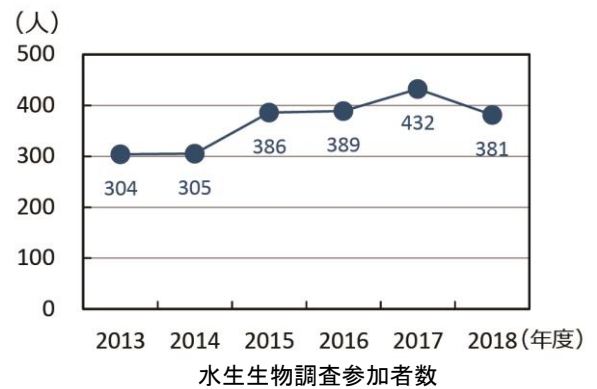
(4) 自然環境の状況 [前計画 目標 4：自然環境との共生]

○ 本市では、市民に身の周りの生物多様性の状況を知ってもらい、自然の恵みを将来にわたり享受していくことを目的に平成 28 年（2016 年）3 月に「生物多様性ひめじ戦略」を策定し、同戦略に基づいた事業を展開しています。また、市内小学校全 69 校の 3 年生に「こども版生物多様性ひめじ戦略」を配布しています。



こども版生物多様性ひめじ戦略

○ 指標生物発見率（身近な生き物調査）は、平成 30 年度（2018 年度）で 58.9%となり、平成 25 年度（2013 年度）より増加しているものの、近年は、平成 27 年度（2015 年度）をピークに減少しています。また、水生生物調査参加者数は、平成 30 年度（2018 年度）で 381 人となり、平成 25 年度（2013 年度）の 304 人より、77 人増加しています。



○ 農地の持つ災害防止や水源涵養などの多面的機能を適正に発揮させるため、集落単位で清掃活動や国の制度を活用した農地やため池、水路等の保全活動を行っています。

○ 「姫路科学館」では、平成 24 年度（2012 年度）より、小学校 5 年生から高校 2 年生までを対象に「自然系ジュニア学芸員講座」を開設し、生徒への生物多様性に関する意識の啓発に努めています。

○ 「姫路市自然観察の森」では、環境指標となる生物群や植生のモニタリング調査、林地や草原、湿地・ため池の環境管理計画の策定、外来種対策などを行っています。また、環境教育に関わる活動として、自然観察会や環境学習に訪れた児童への指導などにより、生物多様性に興味・関心のある人材を育成しています。



姫路市自然観察の森

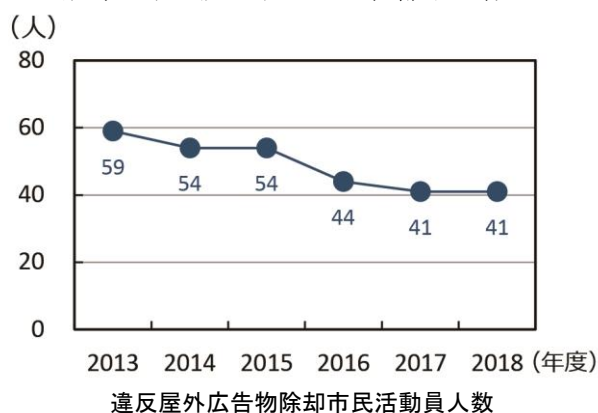
(5) 快適環境の状況 [前計画 目標5：快適環境の創出]

- 本市では、「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」に基づき、ごみのポイ捨てや大手前通り及び姫路駅北駅前広場での路上喫煙を禁止し、まちの美化と良好な環境の確保を図っています。また、令和2年(2020年)4月からは、姫路駅南駅前広場を新たに路上喫煙禁止区域として指定しました。



路上喫煙禁止の啓発リーフレット

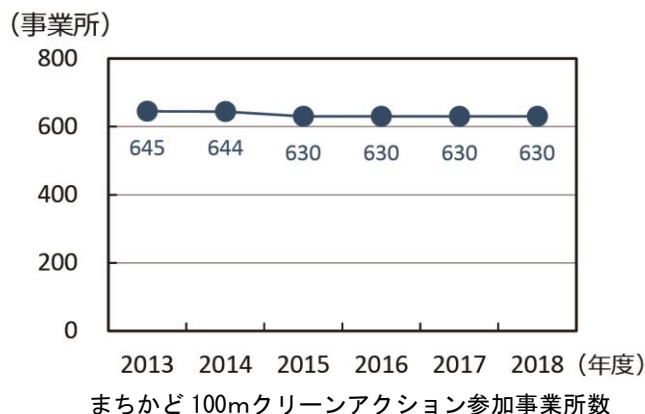
- 本市では、大手前通り地区、駅南大路地区、中濠通り地区、姫路駅北駅前広場地区を都市景観形成地区に指定し、野里街道地区を歴史的町並み景観形成地区に指定するとともに、一定規模以上の大規模建築物について指導基準を設定するなど、都市の骨格となる美しく風格のある景観形成に努めています。また、良好な広告景観の形成を目指し、屋外広告物の掲出について適切な規制・誘導を行っています。特に、大手前通り区域等の都市景観形成地区や姫路城周辺区域を中心に、姫路らしい都市景観の形成に取り組んでいます。



- 姫路城等の文化財、祭り等の行事や工芸の価値を認識し、将来への継承と積極的な活用を図るため、文化財散策ルートマップの作成・発行など、歴史と文化が感じられる環境づくりに努めています。姫路城の入城者数については、平成の大修理を終えてグランドオープンを迎えた平成27年度(2015年度)に過去最高を記録した以降も、150万人以上で推移しています。



- 本市では、個々の事業所が道路等の周辺の環境美化に取り組む「まちかど100mクリーンアクション」を促進しています。市内の各事業所が活発に美化活動を行い、まち全体の美化が図られることを目指しています。平成27年度(2015年度)以降は、630の事業所が参加して実施されています。



(6) 総括

前計画において、基本目標ごとに数値評価できる環境指標を設定し、毎年度の推移を把握してきました。環境指標の実績値の推移は以下の表のとおりです。

『基本目標：市民環境力の向上、推進施策：環境学習の推進』の重点指標である「環境イベントの実施回数」は増加傾向を示し、『基本目標：生活環境の保全、推進施策：大気環境の保全』の重点指標である「大気環境基準等達成状況」が良化傾向を示すなど、順調に推移している指標がある一方で、『基本目標：低炭素・循環型社会の構築、推進施策：低炭素社会の構築』の重点指標である「市域の温室効果ガス排出量」については、数値が横ばいで推移しており、取組の強化が求められるものもあります。

概ね順調に推移している指標の割合が高いことから、取組状況は全体として概ね良好な結果となりました。今後の取組の方向性については、本頁の総括並びに次頁以降の「2. 市民意識」及び「3. 市民意識（高校生）」の結果を踏まえて、28頁の「4. 今後の方向性」にて詳述します。

<環境指標の推移>

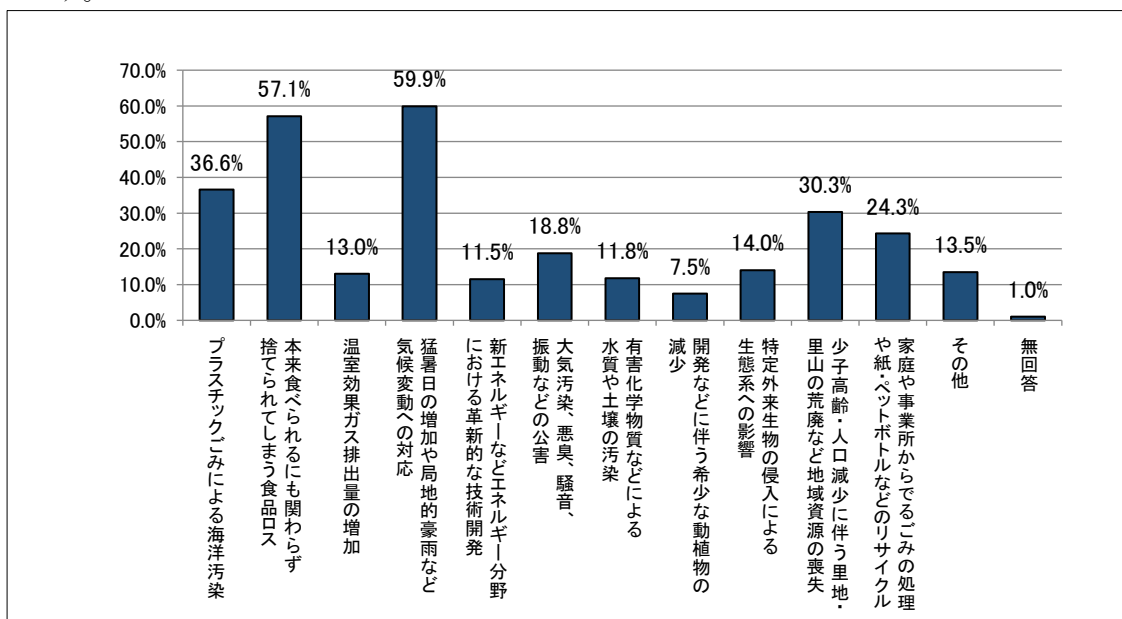
基本目標	推進市施策	重点	環境指標	単位	実績値					
					H25	H26	H27	H28	H29	H30
					2013	2014	2015	2016	2017	2018
市民環境力の向上	環境学習の推進	○ 環境イベント実施回数	回	54	60	70	70	70	89	
		環境フェスティバル来場者数	人	30000 (2日)	30000 (2日)	28000 (2日)	25000 (2日)	21000 (2日)	14000 (1日)	
		自然探勝会参加者数	人	46	83	48	45	24	49	
		伊勢自然の里・環境学習センター来場者数	人	10,219	9,957	11,491	12,008	12,013	14,407	
		自然観察の森来場者数	人	22,299	24,853	14,325	23,971	22,487	21,715	
	環境情報の共有	○ 野外的な活動に興味を持った児童の割合	%	87.2	88.5	85.2	89.6	85.6	85.9	
		○ 環境政策ホームページ閲覧件数	件	11,148	13,194	13,718	12,833	18,815	17,400	
		環境監視センター見学者数	人	90	37	40	73	90	54	
	環境配慮活動の促進	○ 広報紙への環境情報掲載回数	件	31	30	25	51	50	44	
		○ 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂	108,930	119,012	121,052	113,272	109,370	103,452	
子どもエコクラブ数		クラブ	44	55	37	28	32	23		
低炭素・循環型社会の構築	低炭素社会の構築	○ 全日本エコ川柳大賞応募者(句)数	句	6,123	4,256	4,348	3,674	4,316	2,548	
		○ 市域の温室効果ガス排出量	kt-CO ₂	10,887	11,337	11,093	11,166			
		公共交通機関の乗車人員	人/日	159,130	156,102	160,963	162,724	165,237	167,502	
	循環型社会の構築	○ 公用車における低公害車導入数(累計)	台	27	30	32	33	33	33	
		○ 公共施設の再生可能エネルギー導入規模(累計)	kW	838.2	1,917.1	2,004.3	2,067.1	2,103.3	2,153.3	
		○ 一般廃棄物の資源化率	%	16.8	17.9	16.6	16.5	16.0	16.0	
	環境と経済の調和	○ 一般廃棄物の最終処分量	t	17,652	19,870	15,622	14,774	14,353	14,353	
		○ 朝市(農林漁業まつり・市民ふれあい朝市・日曜朝市)への来場者数	人	96,010	132,330	69,970	96,150	50,300	44,150	
		「姫そだち」登録品目数	品目	69	69	69	69	74	90	
	生活環境の保全	大気環境の保全	○ 大気環境基準等達成状況	%	79.7	83.3	82.3	87.2	87.3	87.8
法令等に基づく立入検査件数(大気)			件	50	49	43	45	44	44	
低公害車導入補助件数			件	11	13	11	14	11	11	
水環境の保全		○ 水環境基準等達成状況	%	97.9	97.8	98.6	98.6	98.4	98.1	
		法令等に基づく立入検査件数(水質)	件	197	196	202	229	218	195	
		生活排水処理率	%	98.2	98.2	98.3	98.3	98.3	98.4	
土壌環境の保全		○ 公共下水道の人口普及率	%	90.8	91.2	91.3	91.6	91.7	92.0	
		○ 土壌環境基準(ダイオキシン類)達成状況	%	100	100	100	100	100	100	
静けさの確保		○ 地下水環境基準等達成状況	%	75.0	73.3	76.7	69.6	64.9	64.7	
		○ 騒音環境基準等達成状況	%	93.2	97.4	97.6	93.9	100	95.7	
	○ 排水性舗装整備面積	m ²	18,810	10,510	22,619	18,845	18,845	14,284		
自然環境との共生	○ ヒートアイランド対策の推進	日	15	12	11	14	26	30		
	○ 生物多様性の確保	%	46.1	73.1	86.0	75.4	75.4	58.9		
	○ 指標生物発見率(身近な生き物調査)	%	46.1	73.1	86.0	75.4	75.4	58.9		
快適環境の創出	魅力的な景観の形成	○ 一人あたりの都市公園面積	m ²	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	
		地域緑化用樹木配布数	本	477	787	360	1,141	2,105	2,439	
		民有地緑化助成件数	件	27	27	16	23	20	13	
	歴史文化遺産の保存と活用	ひめじ街路樹アタプ制度の実施路線数	路線	40	43	46	48	48	46	
		○ 身近な水辺の保全と創造	○ 水生生物調査参加者数	名	304	305	386	389	432	381
		○ 自然学校の実施校数	校	69	69	69	69	69	69	
環境美化活動の促進	○ 公的補助を活用した私有林の間伐面積	ha	103.46	108.18	121.03	76.96	76.96	80.89		
	○ 都市景観重要建築物等指定数(累計)	件	40	41	42	42	42	42		
	○ 姫路城周辺のまちなみ修景への支援件数	件	3	2	3	3	1	1		
	○ 違反屋外広告物除却市民活動員人数	人	59	54	54	44	41	41		
	○ 景観イベント参加者数	人	273	230	150	457	254	253		
環境美化活動の促進	○ 姫路城入城者数	人	880,546	918,643	2,867,051	2,112,189	1,824,703	1,589,765		
	○ 文化財散策ルートマップ作成地区数(累計)	地区	37	38	39	40	41	42		
	○ 埋蔵文化財センター利用者数	人	15,957	17,987	16,518	14,095	15,097	16,641		
	○ 書写の里・美術工芸館入館者数	人	39,389	38,500	40,096	36,823	41,532	41,822		
○ まちかど100mクランアクション参加事業所数	事業所	645	644	630	630	630	630			

2. 市民意識

市民が環境問題をどのように考えているかを把握するために、令和2年（2020年）4月に20歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施しました。調査期間中に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されましたが、調査結果に顕著な特異性は見られませんでした。以下に主な調査結果を抜粋します。なお、アンケート調査の詳細については、資料編に掲載しています。

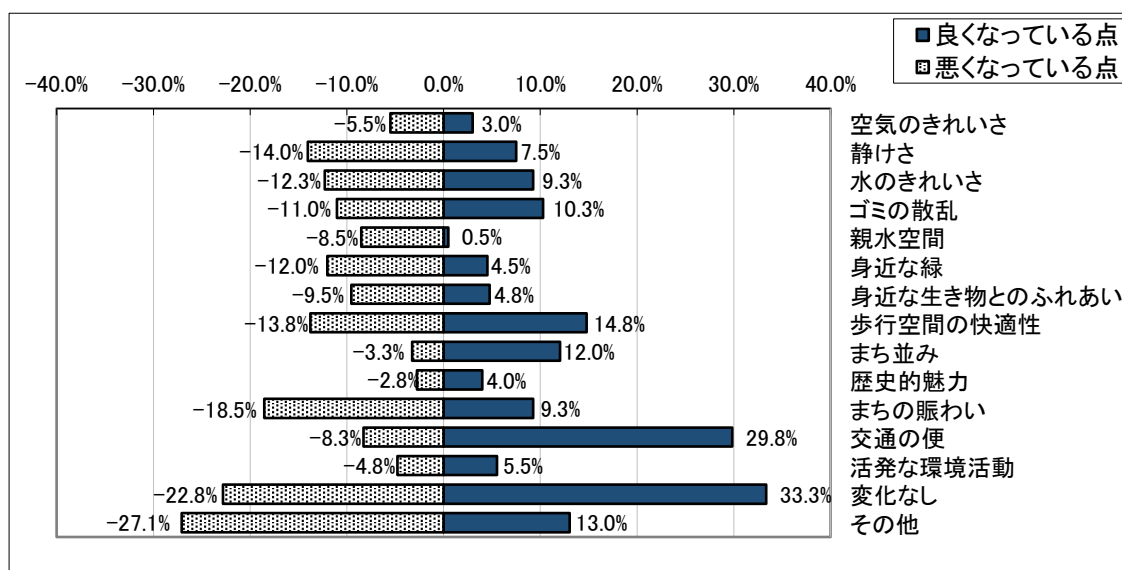
■市民が関心を持っている環境問題

気候変動への対応、食品ロスに対して関心が高い状況です。また、プラスチックごみ、少子高齢化・人口減少に起因した里山環境の悪化についても比較的高い関心が示されています。



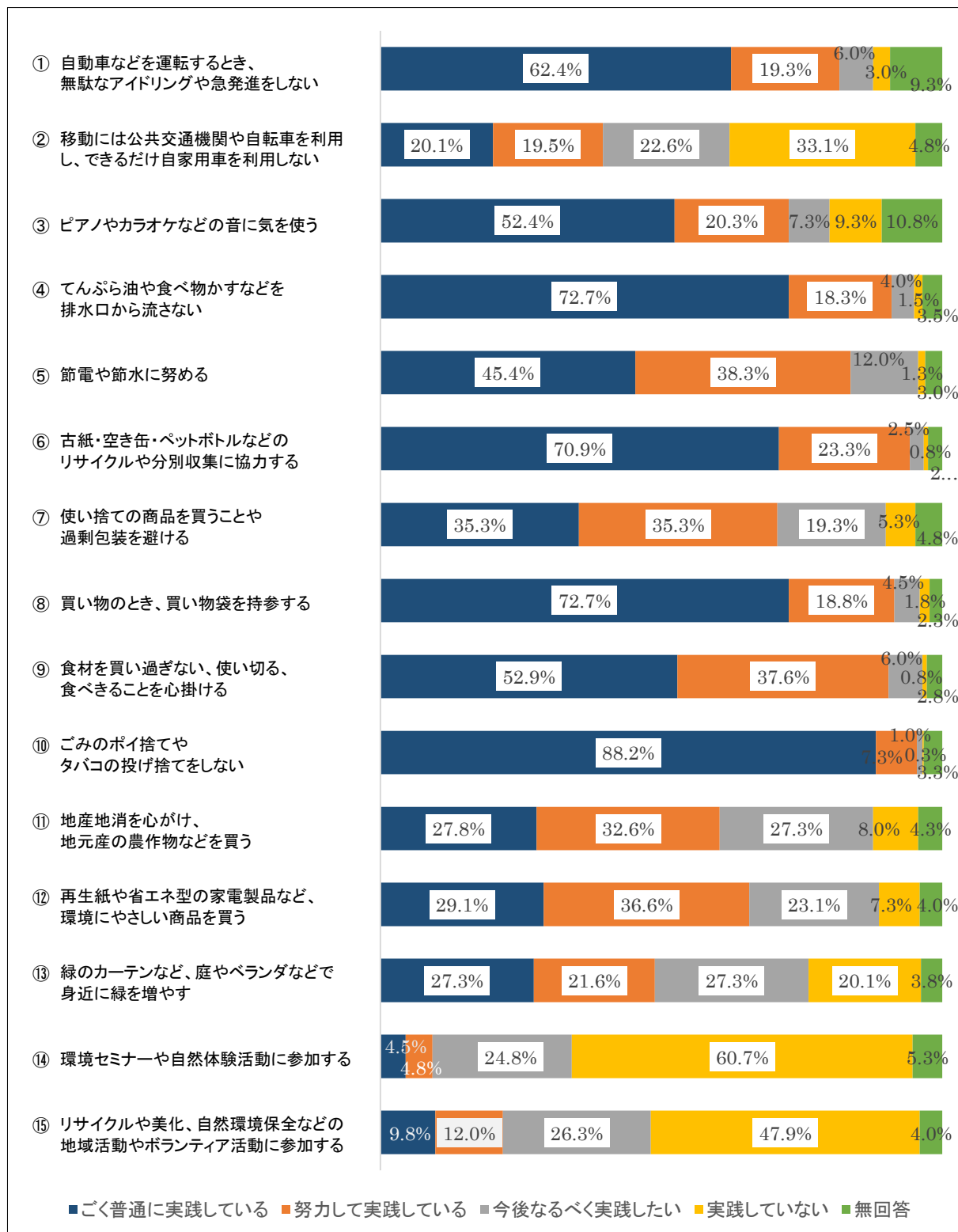
■市民が感じる環境の改善・悪化の状況

生活環境に関わる交通の便については、改善されていると感じている市民が多い状況です。一方で、空気や騒音（静けさ）、緑や生きものの状況については、悪化していると感じる市民の割合が高くなっています。



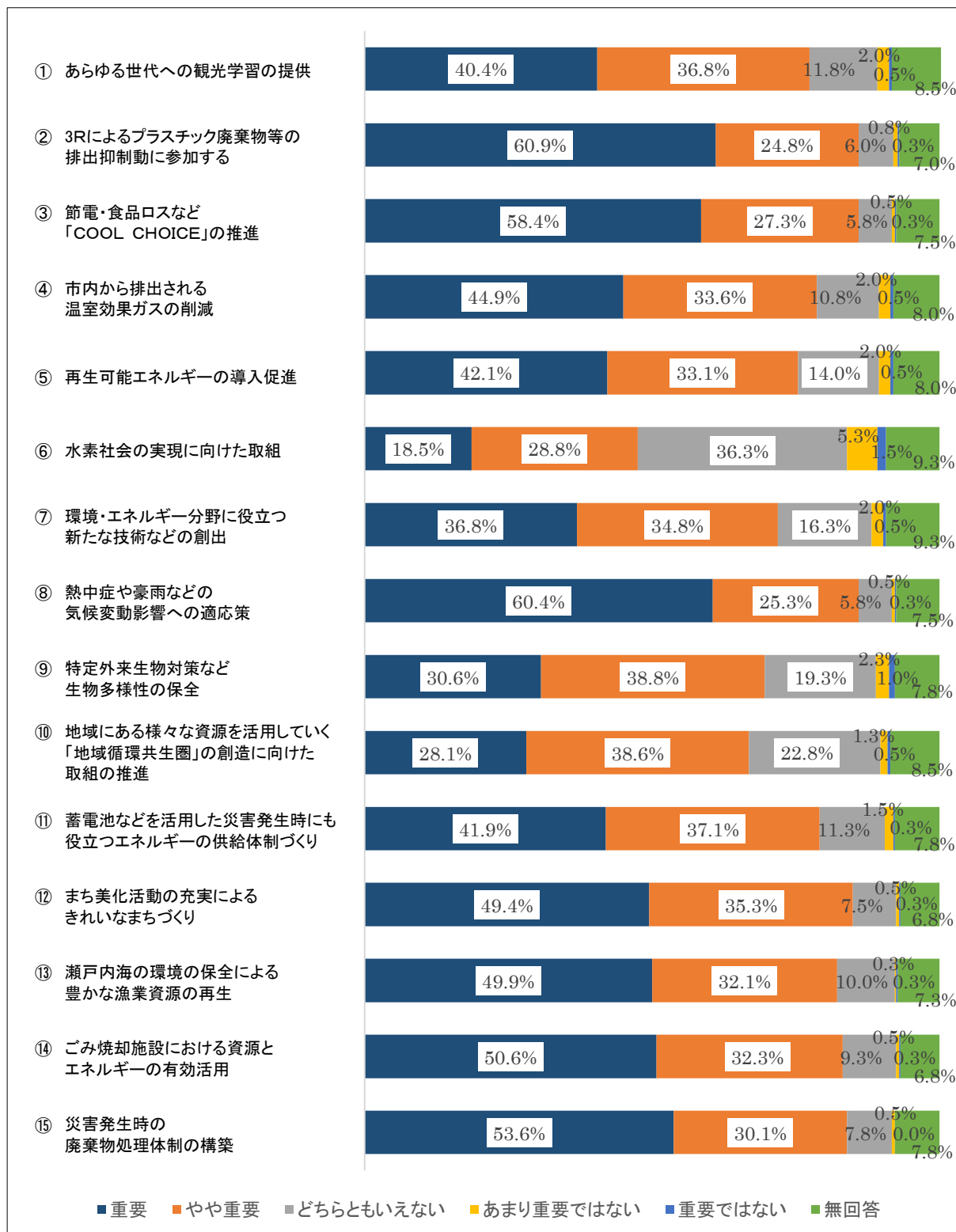
■ ライフスタイルの見直しの状況

①アイドリングストップ、⑩ごみのポイ捨て、④家庭排水、⑥リサイクル、⑧買い物袋持参については、高い割合で見直しへの取組が見られます。また、③近隣への騒音配慮、⑨食品ロスの取組も進んでいます。一方で、⑭自己啓発や⑮様々な環境活動・ボランティアへの参加については、取り組む市民の割合が低い状況です。



■姫路市が進める環境対策への意識

②3R、⑧気候変動適応策、⑮災害発生時の廃棄物処理や⑪エネルギー供給体制、③「COOL CHOICE」については、重要と考える市民の割合が高い状況です。一方で、⑥水素社会の実現に向けた取組、⑩地域循環共生圏の創造などの新たな取組については、重要と認識する市民の割合が少ない状況です。

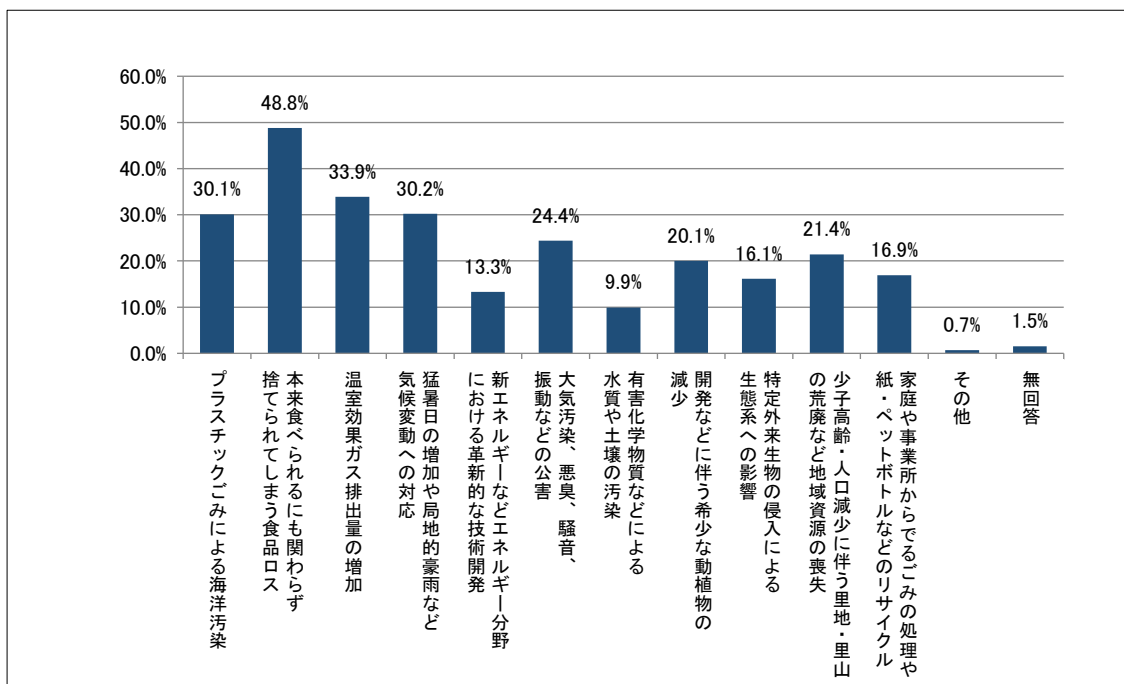


3. 市民意識（高校生）

20歳以上の市民に対する調査に加え、令和2年（2020年）5月末に姫路市立高校3校の2年生を対象に同様のアンケート調査を実施しました。調査を実施したのは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除された直後でしたが、調査結果に顕著な特異性は見られませんでした。以下に主な調査結果を抜粋します。なお、アンケート調査の詳細については、資料編に掲載しています。

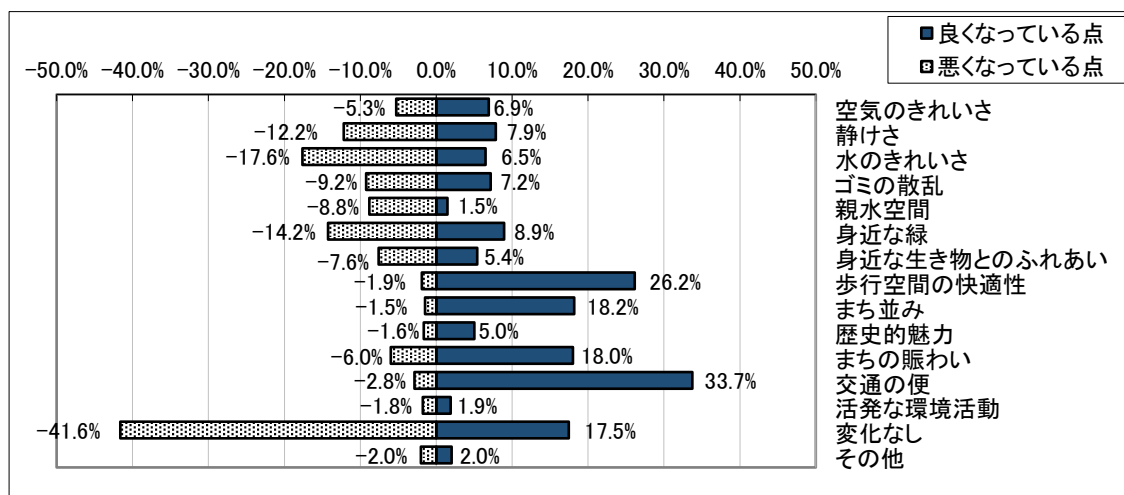
■高校生が関心を持っている環境問題

食品ロス、温室効果ガス排出量の増加、気候変動への対応、プラスチックごみに対して関心が高い状況です。また、大気汚染、悪臭、騒音、振動などの公害、少子高齢化・人口減少に起因した里山環境の悪化についても比較的高い関心が示されています。



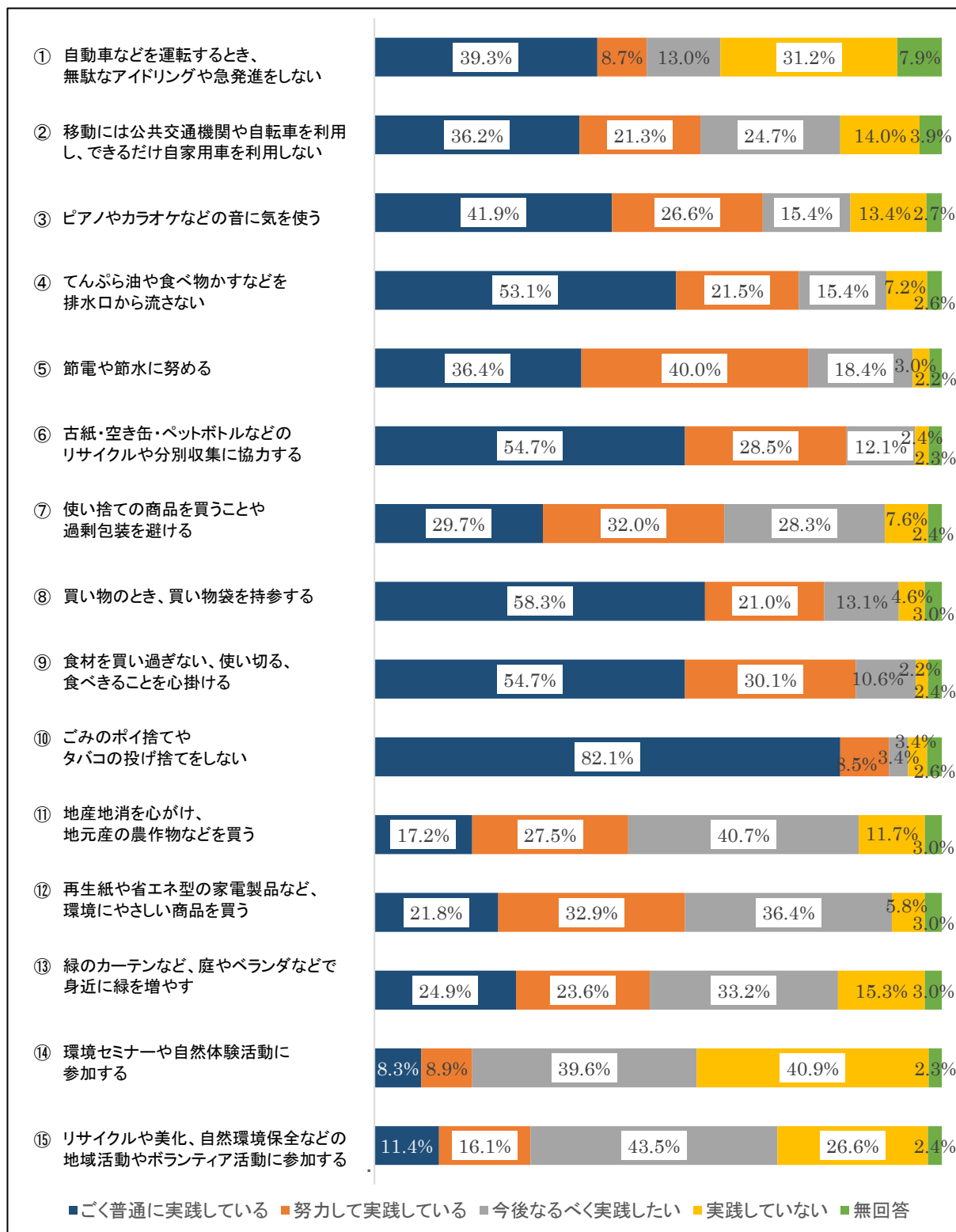
■高校生が感じる環境の改善・悪化の状況

交通の便や歩行空間の快適性については、良くなっていると感じている高校生が多い状況です。一方で、水のきれいさや身近な緑、騒音（静けさ）については、悪くなっていると感じる高校生の割合が高くなっています。



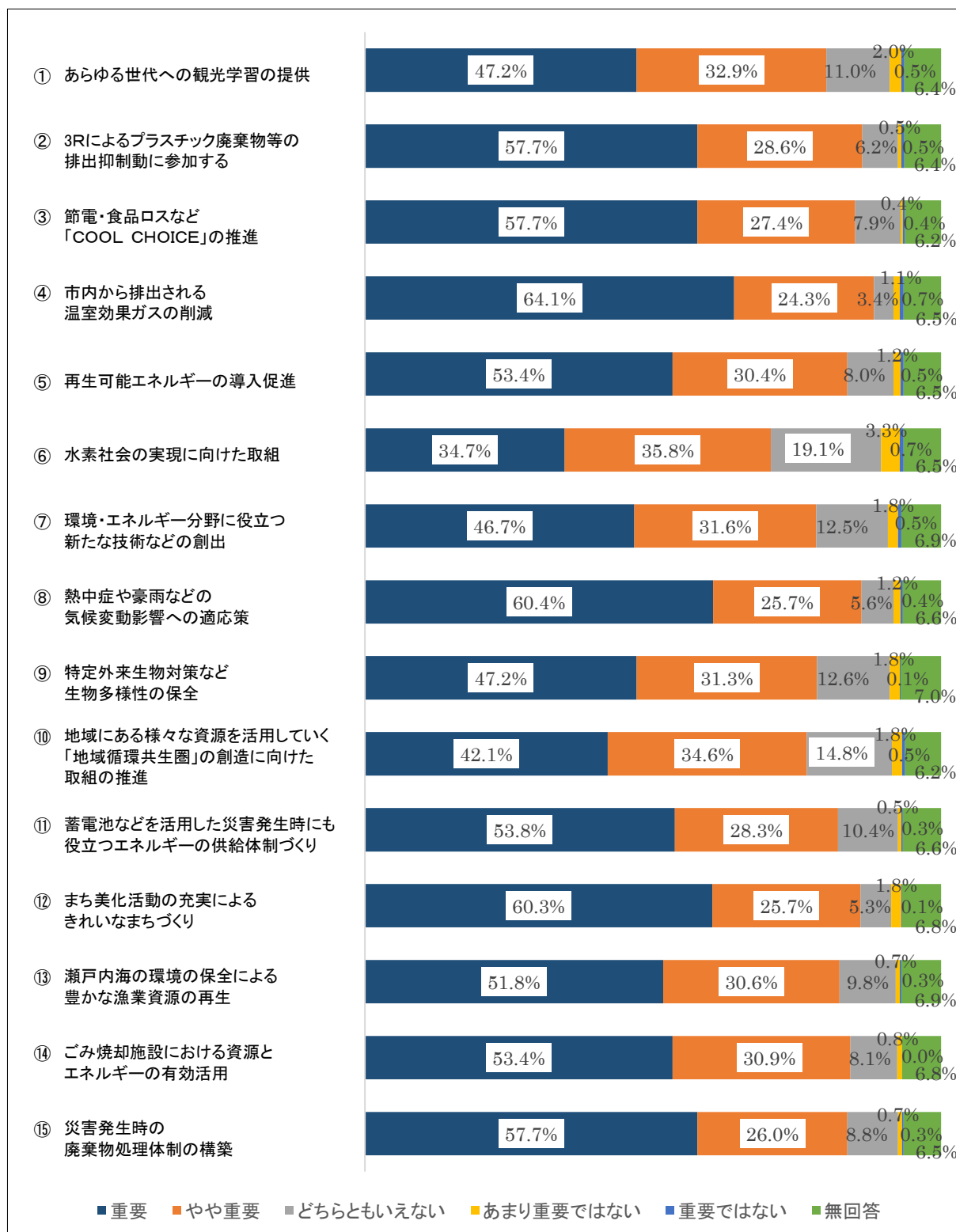
■ライフスタイルの見直しの状況（高校生）

⑩ごみのポイ捨て、⑧買い物袋持参、⑥リサイクル、⑨食品ロスについては、高い割合で日常生活での取組が見られます。また、⑤節電や節水、④家庭排水、③近隣への騒音配慮などの取組も進んでいます。一方で、⑭自己啓発や⑮様々な環境活動・ボランティアへの参加については、取り組む高校生の割合が低い状況です。



■姫路市が進める環境対策への意識（高校生）

④温室効果ガスの削減、⑧気候変動適応策、⑫まち美化活動、⑮災害発生時の廃棄物処理や⑪エネルギー供給体制、②3R、③「COOL CHOICE」については、重要と考える高校生の割合が高い状況です。一方で、⑥水素社会の実現に向けた取組、⑩地域循環共生圏の創造などの新たな取組については、重要と認識する高校生の割合が少ない状況です。



4. 今後の方向性

これまでの取組と市民意識の調査結果から、今後のよりよい環境づくりに向けた方向性を以下にまとめ、本計画に反映します。

① 環境学習と環境啓発活動

前計画において、環境学習と環境啓発活動に関連する環境指標は概ね順調に推移しています。

また、市民意識の調査結果から、ごみのポイ捨てやタバコの投げ捨て、生活排水対策、エコバッグ持参といった環境に配慮したライフスタイルの見直しが浸透しつつある一方で、環境セミナーや自然体験活動及びリサイクルや美化などボランティア活動への参加には消極的な傾向が見られます。

なお、高校生の意識調査ではそれらの参加率が20歳以上の市民より高い傾向にあるため、市民のライフステージに応じた環境学習や啓発活動を実施し、市民の理解と協力を得ることで環境に配慮したライフスタイルの定着を図ります。

② 地球温暖化対策と資源循環

市民意識の調査結果から、20歳以上の市民は「気候変動への対応」に、高校生は「温室効果ガスの削減」に高い関心を示しています。また、本市の取組の中で「気候変動への適応策」、「COOL CHOICEの推進」について20歳以上の市民、高校生共に85%以上が「重要」または「やや重要」と考えています。

本市では、「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定や「COOL CHOICE」賛同宣言を行い、各種地球温暖化対策に取り組んでいますが、市域の温室効果ガス排出量の削減は思うように進んでいないのが現状です。今後は、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた施策をさらに強力に進めていく必要があります。

資源循環に関しては、20歳以上の市民、高校生共に「食品ロス」や「プラスチックごみによる海洋汚染」への高い関心を示しており、市の取組については、「3Rによるプラスチック廃棄物等の排出抑制」「ごみ焼却施設における資源とエネルギーの有効活用」を「重要」「やや重要」と考える20歳以上の市民、高校生の割合が80%以上となっています。今後も、市民・事業者と協力して食品ロスの削減や3Rの推進に取り組み、循環型社会の形成を推進していく必要があります。

③ 生活環境

市民意識の調査結果から、20歳以上の市民、高校生ともに、生活環境のなかで「静けさ」が悪化していると感じる人の割合がやや高くなっており、騒音対策に取り組むことで生活環境の向上を図る必要があります。また、高校生については、「川や池など水がきたなくなった」と感じる人の割合もやや高くなっています。

なお、本市の大気・水質・土壌環境に係る数値は概ね良好に推移していることから、引き続き生活環境の監視及びその保全に努めます。

④ 自然環境

市民意識の調査結果から、身近な緑や生きものとふれあう機会が減少していると感じる人の割合が20歳以上の市民、高校生共にやや高くなっています。

また、本市の取組で「瀬戸内海の環境の保全による豊かな漁業資源の再生」を重要と考える人の割合が市民、高校生ともに82%以上あり、特に高校生については、「特定外来生物対策など生物多様性の保全」について約78%が「重要」「やや重要」と考えています。

「姫路市緑の基本計画」に基づいた緑の保全と創造及び「生物多様性ひめじ戦略」に基づいた生物多様性の保全を図り、自然環境との共生に対する理解を促進するとともに、身近な自然とふれあえる機会の提供を図る必要があります。

⑤ 快適環境

市民意識の調査結果から、「交通の便」や「まち並み」が良くなったと感じる人の割合が20歳以上の市民、高校生共に高くなっています。

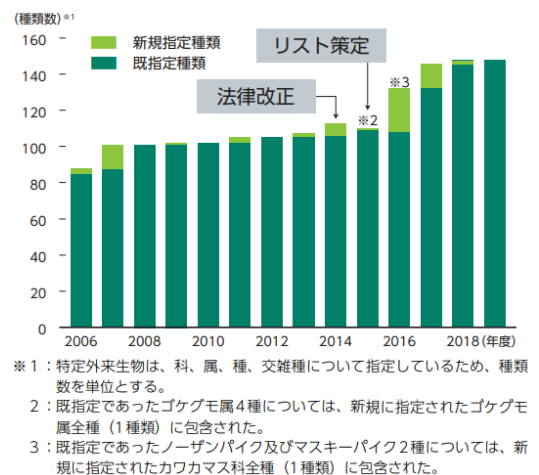
これらは、JR姫路駅周辺の整備による公共交通機関の利便性向上のほか、都市景観重要建築物等の指定・保全、まち並みの保全による効果であると考えられます。今後は、「Ma a S」等新たなモビリティサービスの導入促進や姫路城周辺の町家等の保存や利活用により、市民がより快適に感じる環境の保全と空間の創出に努める必要があります。

また、本市の取組で「まち美化活動の充実によるきれいなまちづくり」について20歳以上の市民、高校生ともに約85%が「重要」または「やや重要」と考えています。

今後も、市民、事業者との協力・連携によるまち美化活動を継続し、美しいまちの保全に取り組む必要があります。

▶ 特定外来生物の種類数

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。そのような外来種の中には、我が国の在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生物多様性を脅かす侵略的なものがあり、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている我が国の生物多様性を保全する上で、大きな問題となっており、特定外来生物として指定されています。特定外来生物は、令和2年（2020年）3月時点で合計148種類（3科、15属、122種、8交雑種）となっています。（右図参照）



出典：令和2年版 環境白書

第3章 計画策定の背景

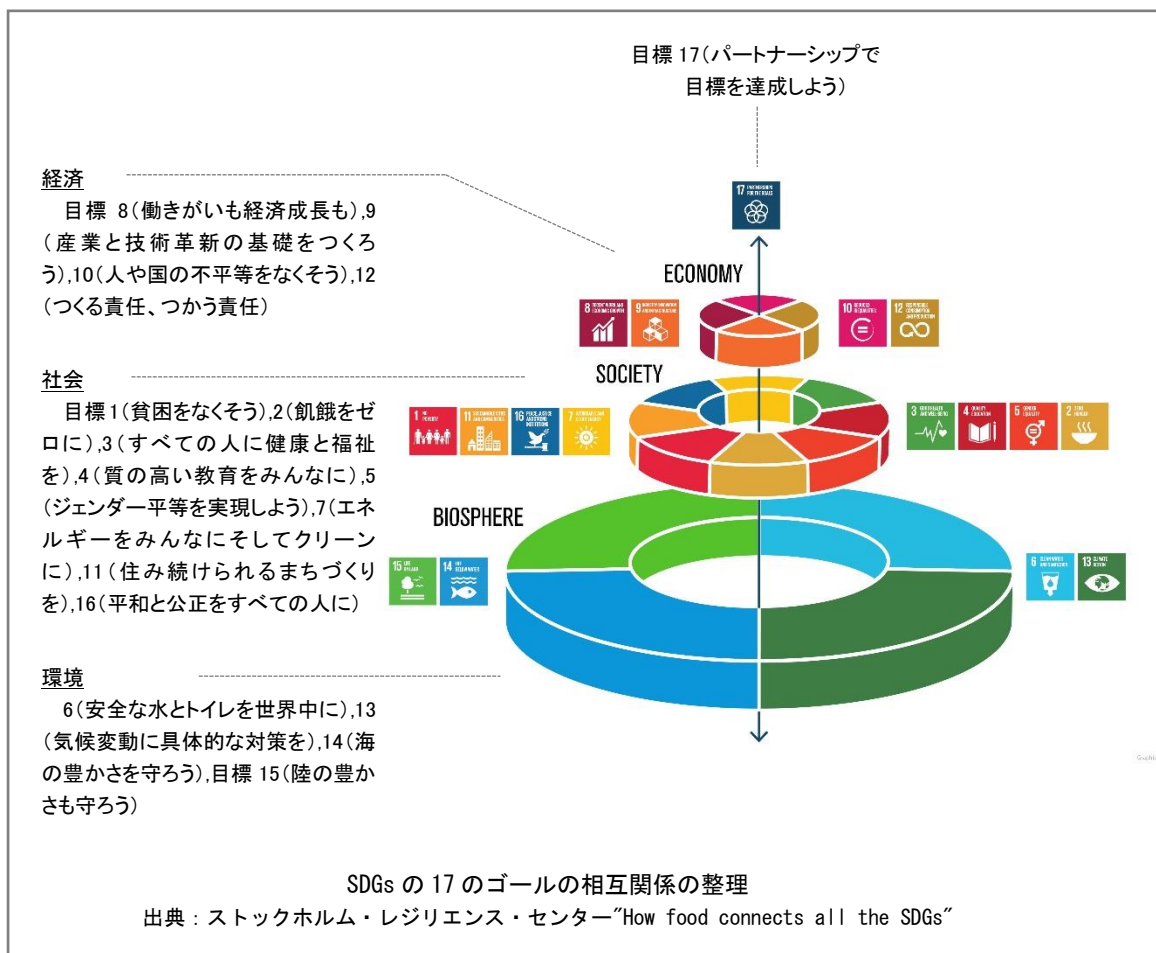
第1節 国際的な動向

1. 持続可能な開発目標「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」

「SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）」とは、平成27年（2015年）9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール（目標）・169のターゲットから構成され、地球上の“だれ一人取り残さない（leave no one behind）”ことを誓っています。

17のゴールには、格差の問題をはじめ、持続可能な消費や生産、気候変動対策などが含まれており、発展途上国と先進国を含む全ての国々に適用される普遍的な内容となっています。また、各ゴールは相互に関連・統合されるものであり、「経済」、「社会」及び「環境」の3つの側面を調和させることとされています。環境を基盤に、その上に持続可能な経済・社会が存在しているという役割を、それぞれが担っているという考え方です。

このような考え方をもとに、持続可能な社会の構築に向けて、自治体をはじめとした多様なステークホルダーによる様々な取組の推進や連携の強化が求められています。

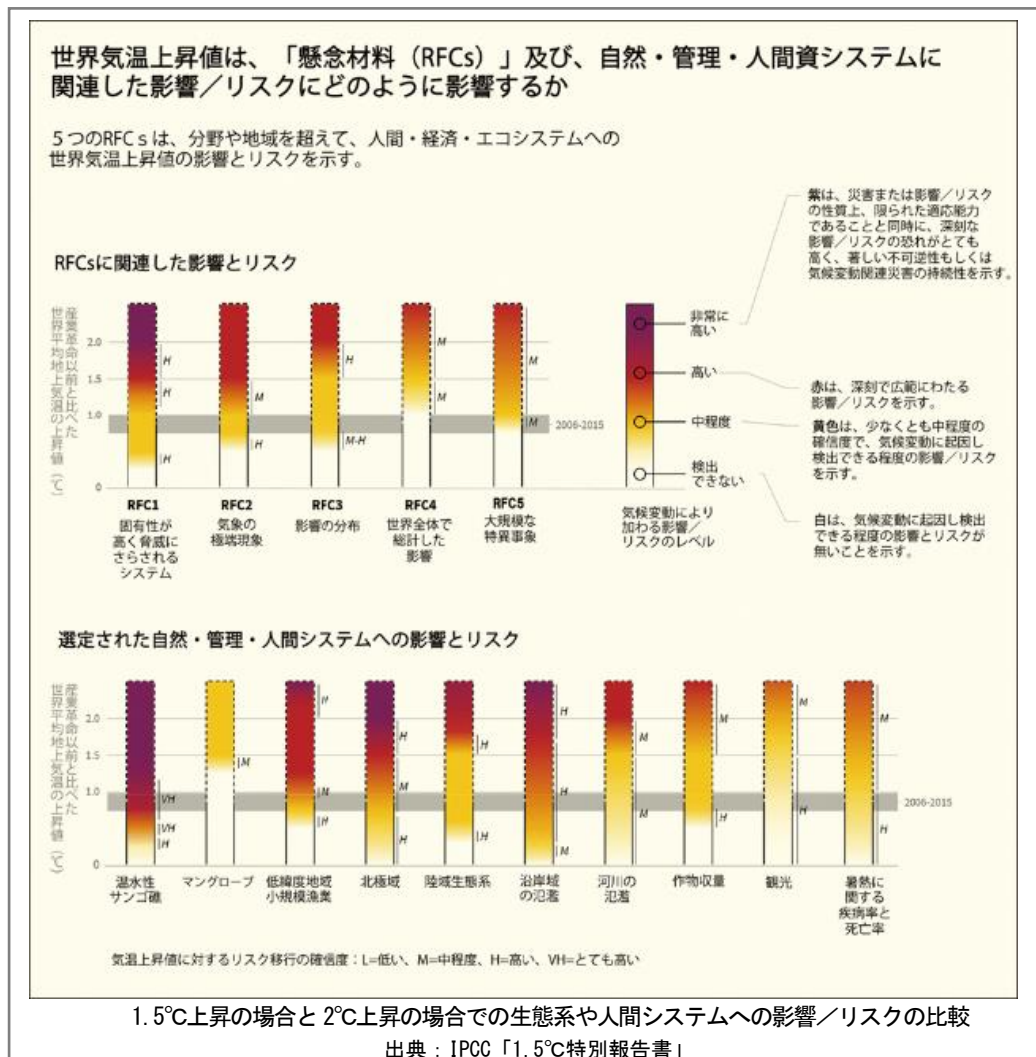


2. 「パリ協定」の採択

平成 27 年（2015 年）12 月にフランスのパリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、令和 2 年（2020 年）以降における地球温暖化対策に関する新しい国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。同協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えていくための努力を行い、今世紀の後半に人為的な温室効果ガス排出を実質的にゼロとすること（脱炭素化）を目指しています。

令和 2 年（2020 年）3 月に世界気象機関（WMO）は、「世界の気候状況に関する報告書 2019 年版」を公表し、令和元年（2019 年）の世界の平均気温が産業革命以前に比べて 1.1℃高く、史上 2 番目に高温の年になったと報告しています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書によると、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えたとしても、熱波や洪水リスクにさらされる世界人口の増加や、生物種の生息域の減少、海洋における年間漁獲高が 150 万トン減少するなど、さまざまなリスクが指摘されていますが、1.5℃と 2℃との地球温暖化の間には、地域的な気候特性に明確な違いがあると予測しています。「パリ協定」の採択を受け、進行する地球温暖化に対して、温室効果ガス排出量の削減等の緩和策に取り組むとともに、地球温暖化による気候変動の影響に対する適応策への取組を進めることが求められています。



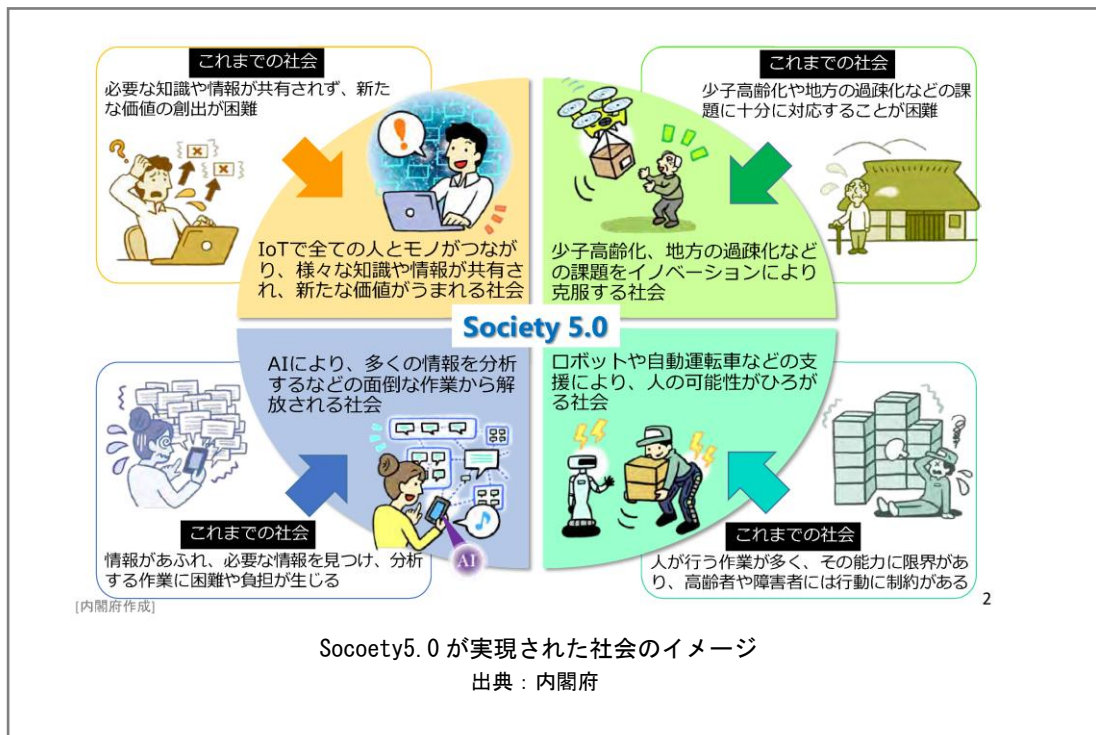
第2節 国内の動向

1. Society 5.0 (ソサエティ 5.0) ー先端技術の実装による新たな社会の形成ー

Society5.0 とは、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、国の「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月閣議決定)において提唱されました。IoT (Internet of Things) や人工知能 (AI) などの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで、経済発展と社会的課題の解決を両立していく未来の社会像を描くものです。

これまでの情報社会 (Society 4.0) では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業の負担や、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

それに対し、Society 5.0 で実現する社会では、IoTですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AIにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革 (イノベーション) を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となります。



2. 地域循環共生圏の創造 —地域活力の発揮による脱炭素型の持続可能な地域づくり—

地域循環共生圏とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に向上し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものとして、国の「第5次環境基本計画」（平成30年4月策定）で示されました。

それぞれの地域内や地域をまたいで人やモノの流れをつくる、各地域が自立できるような経済の仕組みをつくるといった取組が、元気な地域をつくることにつながります。そのことが大きな輪になって繋がっていき、さらに活力の溢れる地域が手と手をつなぐことによって、将来に向けた安定的な自立を可能にします。

本市では「姫路市都市計画マスタープラン」（平成27年3月策定）において、目標とする都市構造として、「多核連携型都市構造」という都市ビジョンを示しています。これは、「持続可能な都市の構築に向けて、地域資源や地域特性を活用しながら、都市機能を相互に補完できる都市構造」という意味で、国が目指す地域循環共生圏と方向性を同じくするものです。



3. 水素社会の実現 —カーボンフリーな新エネルギー「水素」の利用—

平成30年（2018年）7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」では、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組、水素社会実現に向けた取組の抜本強化、二次エネルギー構造の改善などの施策が盛り込まれています。それに先立ち、平成29年（2017年）12月に閣議決定された「水素基本戦略」では、水素をカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置付け、日本が世界の中心となってイノベーションを創出し、水素ステーションの整備や燃料電池自動車などの普及に加え、電力や産業分野での利用を図り、国際的な水素サプライチェーンを開発

することで「水素社会」の実現を目指しています。

また、平成 31 年（2019 年）3 月に策定された兵庫県の「兵庫水素社会推進構想」では、水素社会実現に向けた機運を醸成しつつ、産官学が連携した取組のさらなる加速化を図るための施策を推進することとしています。同構想では、水素受入基地として、大型タンカーが入出港し、LNG の輸送拠点ともなっている姫路港のポテンシャルの高さが示されています。

4. プラスチック資源循環戦略 —プラスチックの資源循環を総合的に推進—

国では、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月策定）を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、令和元年（2019 年）5 月に「3R + Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

同戦略では、令和 12 年（2030 年）までにワンウェイプラスチックの排出抑制に取り組み、容器包装の 6 割をリユース・リサイクルする、再生利用を倍増させる、バイオマスプラスチックを約 200 万トン導入することを目標に掲げています。

また、店舗に対してレジ袋の有料化を義務づけるとともに、可燃ごみにおける指定袋等へのバイオマスプラスチック使用、海洋ごみの実態把握に向けたモニタリング手法の高度化などに取り組んでいくこととしています。

5. グリーン社会の実現

令和 2 年（2020 年）10 月 26 日、菅義偉首相が所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

今後は、次世代型太陽電池やカーボンリサイクルをはじめとした革新的なイノベーションの実用化や、グリーン投資の普及などを推進することにより、経済と環境の好循環を作り出し、グリーン社会の実現を目指すこととしています。

▶ プラスチック・スマート — 世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて —

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

こうした問題の解決に向けては、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが大切です。



Plastics
Smart

地方公共団体・NGO・企業・研究機関等による取組を応援し、さらに広げていくためのキャンペーン「プラスチック・スマート」
出典：環境省

第3節 国内外の動向を踏まえた計画策定の視点

国際的な動向及び国内の動向を踏まえ、計画の策定、推進にあたり、以下の5つの視点を反映します。

▶SDGs等の社会情勢を反映

計画の策定、推進にあたり、相互に関連する複数の課題を統合的に解決することを目指す「SDGs」の考え方を活用します。

また、パリ協定の採択及び国の温室効果ガス削減目標を受け、本市においても温室効果ガスの排出削減に向けた取組をさらに推進します。

▶環境・経済・社会の統合的向上

温室効果ガスの排出削減や資源の有効利用といった環境の課題、地域経済の疲弊やAI・IoT等の技術革新への対応といった経済の課題、少子高齢化・人口減少や大規模災害への備えといった社会の課題は近年、相互に関連・複雑化しており、統合的に解決していくことが求められています。

環境面から対策を講じることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講じることにより、環境の課題解決にも貢献するよう、環境・経済・社会の統合的向上を念頭に入れた取組を推進します。

▶地域循環共生圏の創造

地域循環共生圏は、各地域の貴重な資源を守り育てるとともに、これら資源を持続可能な形で最大限に活用し、自立・分散型社会の形成を目指す考え方です。

本市は市街地、森林丘陵地域、田園地域、臨海部の工業地帯、群島地域等の地域ごとに様々な産業が発展し、自然、物質、人材、資金等の多様な資源を有しており、あらゆる世代がそれらの貴重な資源により市民生活や社会経済活動が成り立っているということを認識する必要があります。そして、それらの地域資源を保全し持続的に活用していくことで、自然と人との調和や地域間の共生を図り、新たな地域循環共生圏を生み出し、その発展と拡大を目指します。



▶ 気候変動への適応策の検討

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、その被害も年々深刻化しています。また、自然災害発生後に広範囲・長期にわたる大規模停電が起こるなど、一次被害だけではなく二次被害も視野に入れた対策が求められています。

山林、河川、海岸など、多様な自然地形を有する本市においても、あらゆる災害を想定した気候変動適応策を検討し、強靱性（レジリエンス）の一層の向上を図っていく必要があります。

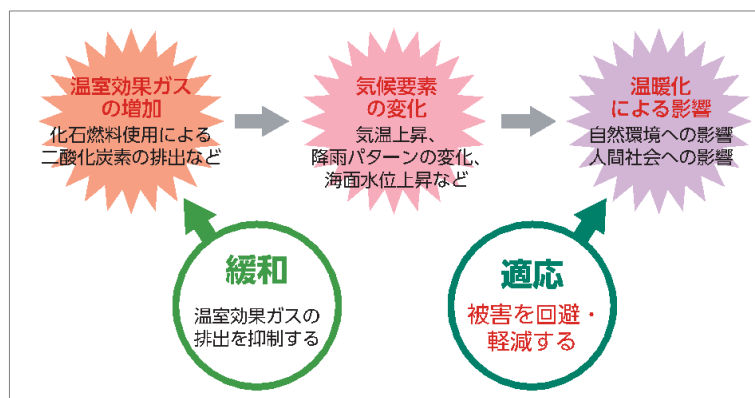
▶ 安全で快適な生活環境の保全

大気環境や水環境等の生活環境を健全に維持することで、市民の生活環境をより安全・快適にし、豊かな市民生活を向上させる施策が引き続き求められています。

特に、アスベスト使用建築物の解体件数が 2028 年頃にピークを迎え、法改正による規制対象の拡大が見込まれるため、アスベストの適正な飛散防止対策が行われるよう啓発や指導を強化する必要があります。

▶ 地球温暖化への適応 — 変化する気候にあわせて私たちの生活を変えていく —

地球温暖化（気候変動）による影響は、私たちの暮らしの様々なところにすでに現れています。例えば、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大規模化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などです。これからの時代は、これまで行ってきた「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、すでに起こりつつある気候変動の影響へ「適応策」を施していくことが重要になっています。



緩和策と適応策

出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

第4章 計画が目指すもの

第1節 姫路市が目指す環境像

環境像

自然とひとが調和した持続可能な環境にやさしいまち・ひめじ

～地域の恵みを未来につなげる循環共生社会を目指して～

本市は、森・里・川・海がつながり、その先には島々が連なる、まさに日本の縮図ともいえる美しく多様な自然環境と世界文化遺産・国宝姫路城や各地域に伝わる祭りなど貴重な歴史文化を有する魅力ある播磨の中心都市です。

美しく豊かな自然や播磨の風土に育まれた歴史文化など、かけがえのない地域の資源をよりよいかたちで次世代に継承するため、循環と共生による社会を形成し、自然と人が調和した持続可能な環境にやさしいまちを目指します。

第2節 基本目標

本市が目指す環境像を実現するため、下記の5つの基本目標を計画推進の柱とします。

基本目標1 市民環境力の充実・強化

基本目標2 地球温暖化対策の推進

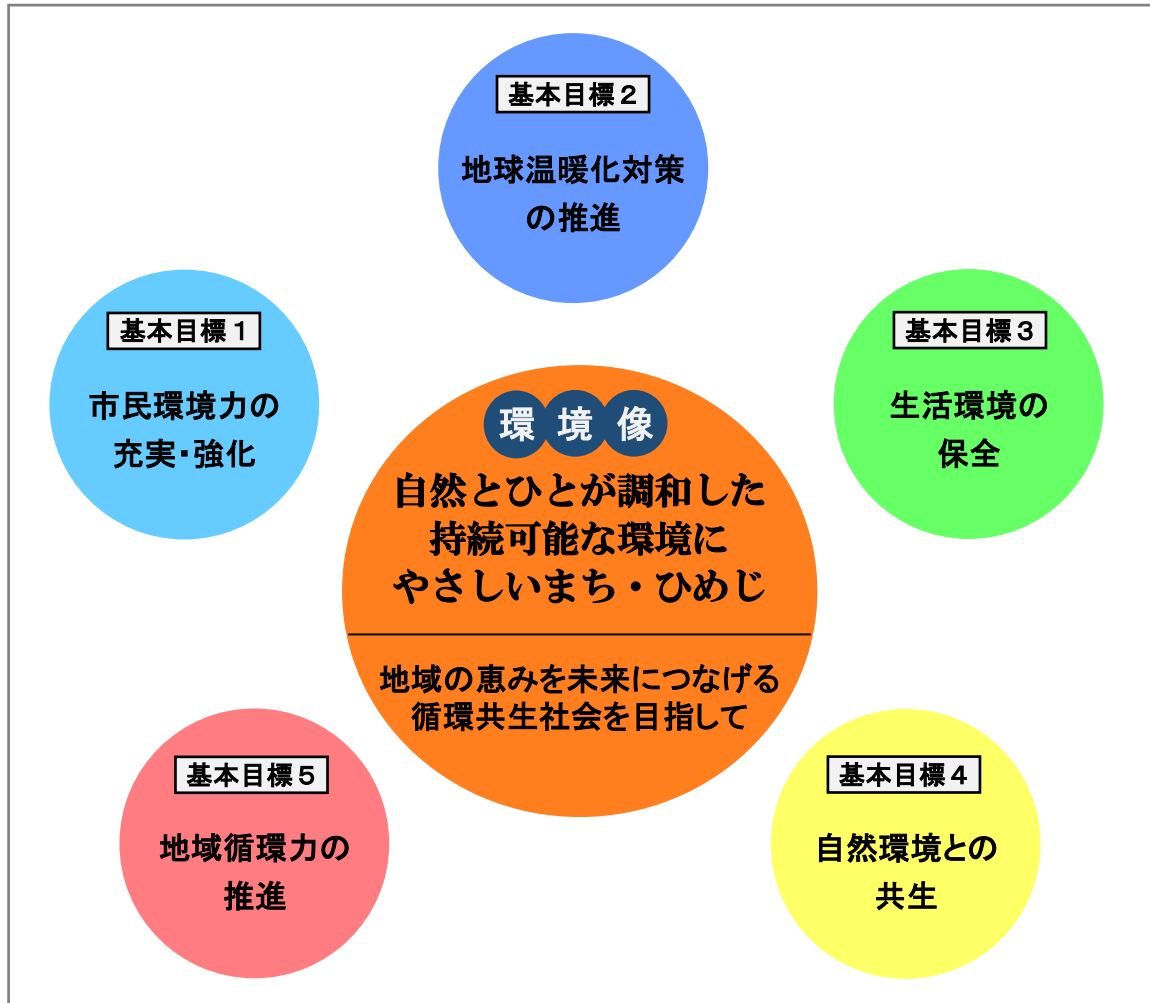
基本目標3 生活環境の保全

基本目標4 自然環境との共生

基本目標5 地域循環力の推進

第5章 環境像の実現に向けた施策の展開

第1節 施策の全体像



▶ 基本目標とSDGsとの関連

本計画の基本目標とSDGsとの関連については、以下のとおりです。第2節において、各基本目標における推進施策ごとに関連するSDGsの目標との紐付けを行っています。

- | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1. 市民環境力の充実・強化 | | | | | | | | | |
| 2. 地球温暖化対策の推進 | | | | | | | | | |
| 3. 生活環境の保全 | | | | | | | | | |
| 4. 自然環境との共生 | | | | | | | | | |
| 5. 地域循環力の推進 | | | | | | | | | |

第2節 基本目標ごとの取組

基本目標1 市民環境力の充実・強化

低炭素社会、自然共生、循環型社会など各分野の取組を進めるためには、市民・事業者・行政が自らの価値を理解し、相互に協力・連携しながら、持続可能なライフスタイルと消費活動への転換を図ることが重要です。

特に、持続可能な社会の担い手である市民に対して、ライフステージに応じた環境学習の機会を提供するとともに、啓発活動や環境配慮活動の取組を推進し、学びや気づきを深め、さらには具体的な行動につなげることで市民環境力の充実・強化を図ります。

推進施策1-(1) ライフステージに応じた環境学習の推進



▶▶▶ 現状と課題

- 本市では、環境月間行事や環境啓発イベントにおいて身近な環境問題を題材にした講演会等を開催するとともに、小学生を中心に体験型学習や出前環境教室等を実施し、地域の環境について知る機会と考える場を提供してきました。
- 幼児向けには環境ヒーローによる公演、小学生向けには環境副読本の配布、メダカや市蝶ジャコウアゲハの飼育、中高生向けには「生物多様性発見応援プロジェクト」の実施など年齢に応じた環境学習・環境教育に取り組んでいます。現在、環境学習の対象は小学生が中心となっており、高校生を含む若者向けの環境学習や啓発の機会が少ないのが課題です。
- 本市には生物多様性を体感できる姫路市伊勢自然の里・環境学習センターとごみ処理や資源循環について学ぶことができる網干環境楽習センターという特色ある2つの環境学習施設があります。いずれの施設も来場者は増加傾向ですが、今後は施設見学や体験学習に加え、幅広い世代に対応した環境学習機会を提供するため施設機能の充実・強化が求められます。

▶▶▶ 取組方針

- 幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた環境学習を推進します。特に、環境問題への意識が高いとされる高校生など若者を対象に環境保全活動や持続可能な地域づくりへの参加の機会を提供し、活動から得られた学びを行動につなげます。
- 幅広い世代が多く利用するエコパークあぼしのポテンシャルを活かし、網干環境楽習センターにおいて、市民・事業者とのパートナーシップづくりや地域の特性を活かした環境学習の展開など環境学習施設機能の充実・強化を図ります。

▶▶▶ 取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
あらゆる世代への環境学習・環境教育の推進	①環境学習施設機能の充実・強化	新規
	②環境ヒーローを活用した環境学習と環境啓発	継続
	③環境副読本の作成・配付	継続
	④生き物から学ぶ生物多様性プロジェクトによるメダカとジャコウアゲハの飼育	継続
	⑤体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施	継続
	⑥環境学習出前教室の実施	拡充
	⑦市政出前講座の実施、公民館等での環境に関する講座の開催	新規
	⑧姫路科学館、自然観察の森、水族館等関連施設の活用	拡充
	⑨環境学習リーダー養成講座の実施	継続
	⑩生物多様性発見応援プロジェクトの実施	継続
	⑪高校生など若者向け環境学習機会の充実・強化	新規

▶▶▶ 環境指標

- 環境イベント実施回数＜重点＞
- 環境ヒーローによる環境学習等実施回数
- 網干環境楽習センター見学者数
- 自然学校の実施校数
- 市政出前講座の実施回数



▶▶▶ 現状と課題

- 本市では、環境月間行事やひめじ環境フェスティバル、姫路市伊勢自然の里・環境学習センターを活用したイベントなど、多彩な啓発イベントを実施し、その参加者は概ね増加傾向で推移しています。一方で、啓発イベントが固定化しつつあるため、事業手法の変更や内容の見直しなど改善を図ることも必要です。
- 各種活動や情報の周知・啓発にあたっては、広報誌、ホームページ、SNS等を活用するとともに、啓発動画の市内映画館における公開や市民向けにごみ分別アプリのリリースも行いました。今後も、あらゆる世代へより分かりやすく環境情報を提供し、環境保全に関する市民の意識を高める必要があります。

▶▶▶ 取組方針

- 市民一人ひとりが、自らの問題として環境問題に関心を寄せ、具体的に行動できるよう、分かりやすいテーマを設定して啓発活動を展開します。また、環境学習施設の機能を最大限に発揮し、地域の多様な資源を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成する取組や、市民・事業者との連携・協働による活動を推進します。
- ICT等を活用し、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じた適時に利用できる情報の提供を進めます。

▶▶▶ 取組内容

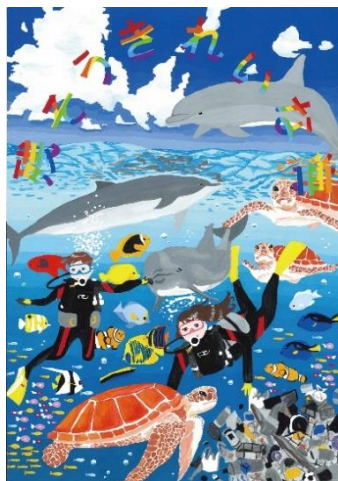
項目	主な内容	前計画との比較
環境啓発の推進	①環境月間行事の実施	継続
	②食品ロス削減月間行事の実施	新規
	③ひめじ環境フェスティバルの開催	継続
	④環境講演会の実施	継続
	⑤環境ポスターコンクールの実施	継続
	⑥環境ヒーローを活用した環境学習と環境啓発 [再掲]	新規
	⑦生物多様性の啓発	新規
	⑧高校生など若者向け環境学習機会の充実・強化 [再掲]	新規
	⑨環境学習施設機能の充実・強化 [再掲]	新規
環境情報の共有	①ICT等を活用した利用者ニーズに応じた情報提供	新規
	②姫路市公式アプリ「ひめじプラス」の活用	新規
	③ごみ分別アプリ「合言葉はもったいない」の活用	新規
	④広報誌やHP等による環境情報の発信	継続
	⑤「姫路の環境」の作成・配布	継続

▶▶▶ 環境指標

- ひめじ環境フェスティバル来場者数<重点>
- 姫路市公式アプリ「ひめじプラス」のダウンロード数（累計）
- 広報紙への環境情報掲載回数



ひめじ環境フェスティバルの風景



環境ポスターコンクール
(2019年度地球環境部門最優秀作品)



姫路の環境



▶▶▶ 現状と課題

- 本市では、市施設への再生可能エネルギー設備の導入や公用車における低公害車の導入促進など環境配慮活動に取り組んできました。市の事務事業に伴う電力使用量は減少傾向にあるものの、温室効果ガス排出量は現状維持で推移しています。
- 市民・事業者向けに各種イベントによる意識啓発や環境関連規格認証の取得支援を通じて、環境配慮活動を支援してきました。引き続き、環境に配慮した市民の消費活動や事業者の経済活動の普及を促進する必要があります。

▶▶▶ 取組方針

- 公用車への次世代自動車等の導入や市施設のLED化を推進し、市自らが率先して環境配慮活動を行うなど、温室効果ガスの排出量削減を図ります。
- 市民・事業者に対しごみ分別アプリの活用によるごみ分別排出の促進や食品ロスの削減など、身近に取り組める環境保全活動について周知啓発を行うとともに、環境対策に係る助成、融資制度について広く情報を提供し、社会全体で環境配慮活動が促進されるよう取り組みます。

▶▶▶ 取組内容

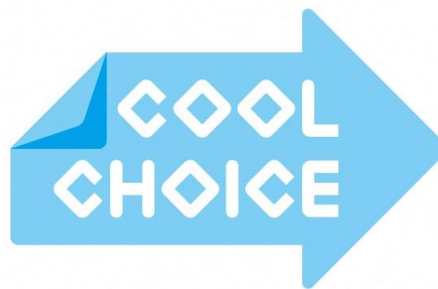
項目	主な内容	前計画との比較
環境配慮活動の率先行動	①環境マネジメントシステムの運用	継続
	②施設照明や道路照明のLED化の推進	継続
	③公共施設における再生可能エネルギーの導入促進	継続
	④「BEMS」・「HEMS」・「スマートメーター」等の導入及び活用	継続
	⑤公用車への次世代自動車等の導入促進	継続
	⑥公用自転車の利用促進	継続
	⑦ノーマイカーデーの取組の推進	継続
	⑧グリーン購入の推進	継続
	⑨緑のカーテンの推進	継続
	⑩事業者と連携したセミナー等の開催	新規
	⑪テレワーク環境の充実	新規
市民等に対する環境配慮活動の推進	①環境イベントの実施	継続
	②「COOL CHOICE」の推進	新規
	③カレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進	継続
	④「食品ロスもったいない運動推進店登録制度」の実施	新規
	⑤フードドライブの活動支援	新規
	⑥家庭用電動式生ごみ処理機の購入促進	新規
	⑦倫理的消費（エシカル消費）の推進	新規
	⑧マイバッグ持参や過剰包装の抑制	新規
	⑨レジ袋削減の推進	継続
	⑩環境関連規格認証取得支援事業の推進	継続

▶▶▶ 環境指標

- 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量<重点>
- 公用車における次世代自動車等導入数（累計）
- 公共施設の再生可能エネルギー導入規模（累計）
- 食品ロスもったいない運動推進店登録店舗数（累計）
- 家庭用電動式生ごみ処理機の購入助成件数



太陽光発電システム（中部析水苑）



「COOL CHOICE」ロゴ

基本目標 2 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現を目指し創意工夫をもって取り組むことで、温室効果ガスの排出抑制のみならず、生活の質の向上、健康福祉の増進、地球環境の改善、地域経済の波及等、コベネフィット（共通便益）による魅力あふれるまちの実現を目指します。

また、気候変動の影響による被害を最小限に留めるため、防災や衛生等、幅広い分野にわたる気候変動適応策に取り組むことで地球温暖化対策を推進します。

推進施策 2-(1) 脱炭素型まちづくりの推進



▶▶▶ 現状と課題

- 平成 28 年度（2016 年度）の「市域の温室効果ガス排出量」は平成 25 年度（2013 年度）比で約 2.6%増加しており、今後さらなる温室効果ガス削減に向けた取組の強化が求められています。
- 本市は、平成 31 年（2019 年）3 月に地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、市民、事業者と連携して地球温暖化対策に取り組むことを宣言しました。市民の「COOL CHOICE」に対する認知度の向上を図ることにより、市民、事業者、行政の各主体が地球温暖化について正しく認識し、その対策のための具体的な行動に危機感を持って取り組むよう促す必要があります。
- 「公共交通機関の乗車人員」は現状維持で推移しています。輸送量当たりの温室効果ガス排出量をみると、自家用車はバスの約 2.4 倍、鉄道の約 7.2 倍排出することから、自動車の交通量の削減に向けた意識啓発に取り組んでいくとともに、公共交通機関の利便性のさらなる向上を図る必要があります。

▶▶▶ 取組方針

- 2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指し、市域の温室効果ガス削減に取り組みます。
- 「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、家庭や事業所における設備の省エネルギー化や再生可能エネルギー等の普及など、市民や事業者と連携した取組を推進します。
- 出前講座や啓発動画などの様々なツールや啓発イベントを実施することで「COOL CHOICE」の周知を図り、あらゆる世代や主体に対し、危機感を持った行動を根づかせるための取組を展開します。
- 次世代自動車の導入促進に加え、利便性の高い公共交通施策やモビリティ・マネジメントを推進して自動車の交通量を減らすことにより、市内の総合交通における温室効果ガス削減を進めます。

取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
市民活動・事業活動における取組の推進	①家庭用蓄電システム設置助成制度の実施	新規
	②「COOL CHOICE」の推進 [再掲]	新規
	③事業者と連携したセミナー等の開催 [再掲]	新規
	④緑のカーテンの推進 [再掲]	継続
	⑤環境イベントの実施 [再掲]	継続
	⑥レジ袋削減の推進 [再掲]	継続
	⑦環境関連規格認証取得支援事業の推進 [再掲]	継続
	⑧省エネ照明設置事業の推進	継続
低炭素型の交通利用環境の充実	①エコドライブの普及啓発	継続
	②次世代自動車等の導入促進	継続
	③公用自転車の利用促進 [再掲]	継続
	④シェアサイクル「姫ちやり」の利用促進	拡充
	⑤公共交通機関の利便性向上と利用促進	継続
	⑥モビリティ・マネジメントの推進	新規
	⑦「Ma a S」等新たなモビリティサービスの導入推進	新規
	⑧都市計画道路の整備	継続
	⑨モーダルシフト等の促進	新規
	⑩快適な歩行者空間の創出	新規
	⑪自転車利用環境の整備	拡充
新たなエネルギーや再生可能エネルギー等の利用促進	①家庭用蓄電システム設置助成制度の実施 [再掲]	新規
	②バイオマス発電等の導入	新規
	③水素ステーションの整備及び利用促進	新規
	④燃料電池自動車等の普及促進	新規
	⑤美化センターにおける余熱利用	継続
	⑥下水道における資源・エネルギー利用の推進	新規
	⑦カーボンニュートラルとしての木材の利用促進	継続

環境指標

- 市域の温室効果ガス排出量<重点>
- 「COOL CHOICE啓発動画」の再生回数（累計）
- 公共交通機関の乗車人員
- シェアサイクル「姫ちやり」の利用人数

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」

本市は平成31年（2019年）3月に「COOL CHOICE」に賛同し、市民や事業者の皆さんと協働して地球温暖化対策に取り組むことを宣言しました。

令和2年（2020年）3月には、ハイブリッド戦士サムライガーが出演する、「COOL CHOICE 啓発動画」を制作し、本市HPでの公開や、ケーブルテレビへの出演など、普及啓発に取り組んでいます。



ケーブルテレビ出演による「COOL CHOICE」の啓発



▶▶▶ 現状と課題

- 気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、本市においてもそのリスクの増加が懸念されています。
- 近年、本市における「熱帯夜数」は顕著な増加傾向を示しており、これまで取り組んできた「緩和策」と呼ばれる温室効果ガス排出量を減らす努力に加えて、市民の健康被害を未然に防止するための対策など、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を実施していく必要があります。

▶▶▶ 取組方針

- 「姫路市強靱化計画」に基づき、災害発生時に市民生活を守るとともに、気候変動の影響による農作物への被害の軽減や市民の健康への影響を最小限にできるよう、インフラの強靱性（レジリエンス）の向上に資する取組を実施します。
- 平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「姫路市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模な災害発生時の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理できるよう平時から備えるとともに、関係する自治体や民間事業者等との連携や協力体制の維持・整備に取り組みます。

▶▶▶ 取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
気候変動適応策の推進	①姫路市の強靱化に向けた取組の推進	新規
	②家庭用蓄電システム設置助成制度の実施〔再掲〕	新規
	③再生可能エネルギーやF C V等を活用した非常用電源の確保の検討	新規
	④透水性舗装の整備	継続
	⑤雨水排水対策事業（雨水幹線・雨水貯留施設・雨水ポンプ場等）の推進	新規
	⑥河川環境整備事業の促進	継続
	⑦ため池環境の整備	継続
	⑧災害廃棄物の適切な処理体制の確立	新規
	⑨デジタル防災行政無線の整備	新規
	⑩防災意識の啓発	新規

▶▶▶ 環境指標

- 家庭用蓄電システム設置助成件数<重点>
- 熱中症による搬送者数
- 雨水貯留施設の設置箇所数（累計）
- 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加人数



雨水貯留施設工事の見学風景（糸引公園）

基本目標 3 生活環境の保全

本市の生活環境は概ね良好な状態ですが、健康的な生活を今後も継続して確保していくためには、大気環境や水環境を良好な状態で維持していくことが求められます。

そのため、工場や事業場、建設作業等に対する環境法令に基づく指導と啓発に努めるとともに、大気環境や水環境の監視体制を維持し、良好な生活環境の保全を図ります。



推進施策 3-(1) 大気環境の保全

▶▶ 現状と課題

- 「大気環境基準達成状況」は改善傾向で推移しており、大気環境は概ね良好な状態です。ただし、光化学オキシダント（ O_x ）については環境基準を達成していないため、光化学オキシダント（ O_x ）の原因物質である窒素酸化物（ NO_x ）及び揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に向けて、測定データの蓄積や工場・事業場への立入検査等を継続的に行っていく必要があります。
- 人々への健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の情報発信について、兵庫県と連携して推進していく必要があります。
- 今後、アスベストを使用した建築物の解体件数がピークを迎え、法改正によって規制対象となるものの拡大が見込まれるため、適切な飛散防止対策に向けた啓発や指導の強化を図っていくことが求められています。
- 市と一定の事業規模を有する事業者の間で環境保全協定を締結し、事業者による自主的かつ率先的な環境保全活動を促進するなど、官民が協力し地域の環境保全に取り組んでいます。

▶▶ 取組方針

- 光化学オキシダント（ O_x ）については、兵庫県等と連携し、健康被害を未然防止するための光化学スモッグ注意報等の情報発信に努めていくとともに、工場・事業場等への規制等の発生源対策に取り組むなど、環境基準の達成を目指します。
- 今後、増加が見込まれるアスベスト使用建築物の解体工事時におけるアスベスト飛散防止対策に係る指導と啓発の強化に努め、人々への健康被害の発生を防ぎます。
- 事業者の環境保全協定値の遵守状況を確認し、環境保全協定の履行状況について情報公開を行うことで、事業者の環境保全対策が適切に行われるよう必要な措置を講じます。

取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
環境監視体制の継続	①一般環境大気測定局による大気汚染の常時監視	継続
	②有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト、水銀調査	継続
	③酸性雨調査	継続
工場・事業場等への規制・指導	①大気汚染防止法等に基づく規制・指導	継続
	②環境保全協定に基づく自主的な取組の推進	拡充
自動車交通対策の推進	①総合交通体系の構築	継続
	②道路の体系的整備の推進	継続
	③自動車排出ガス測定局による常時監視	新規
	④次世代自動車等の導入促進 [再掲]	継続

環境指標

- 大気環境基準達成状況<重点>
- 次世代自動車等導入補助件数

▶ 日本初の駅前トランジットモールは大気環境の改善にも貢献

姫路駅北駅前広場および大手前通りには、「公共交通機関と歩行者の通行だけを許す街路（トランジットモール）」（平成27年3月竣工）が整備され、“歩行者と公共交通を優先したまちづくり”が実現されています。このエリアでは、道路空間配分を「車道減少・歩道拡幅」の方針のもとに見直し、車両交通環境を改善しつつ快適な歩行交通環境を創出しました。また、拡幅された環境空間には緑化を施すなどの環境配慮もなされています。

その結果、交通結節機能の強化が図られ、中心市街地における公共交通サービスが向上しました。また、トランジットモールの整備により、このエリアにおける一般車が排出するCO₂をゼロにするとともに、公共交通の円滑な運行によるCO₂の削減が図られ、沿道の大気環境の改善に寄与しました。



トランジットモール

姫路駅北駅前広場および大手前通りがグッドデザイン賞特別賞を受賞

- 世界遺産姫路城を焦点とする「大手前通り」とその起点である北駅前広場周辺の公共スペースのデザインを市民とのワークショップを重ねながら実現した公共プロジェクト「姫路駅北駅前広場および大手前通り」は、「駅前広場＝交通広場」という従来の図式を塗り替え、交通広場を脇に配置し、姫路城を正面とする都市軸の上に歩行者空間を生み出すことに成功しました。
- 日本初の駅前トランジットモールやキャッスルガーデン、芝生広場、姫路城を望むキャッスルビューといった多彩な要素を組み合わせ、交通のための場所から多くの人々が回遊し楽しめる駅前広場へと大きく変貌を遂げ、2015年度グッドデザイン特別賞「地域づくりデザイン賞（日本商工会議所会頭賞）」を受賞しました。



キャッスルガーデン



▶▶▶ 現状と課題

- 河川等の水環境は概ね良好な状況で推移しています。今後も水環境の状況を継続して監視し、測定データの蓄積や工場・事業場への立入検査等を行っていくとともに、公共下水道への接続や浄化槽の設置助成等の生活排水対策を推進していく必要があります。

▶▶▶ 取組方針

- 水環境を良好に保つため、監視を継続するとともに、工場・事業場等への規制等の発生源対策に取り組みます。
- 集落排水施設等の公共下水道への統合、公共下水道処理区域内での水洗化など、生活排水対策を推進していきます。
- 水循環の健全化に向けて森林や緑地の保全、ため池等の保水・貯水能力の保全・向上、雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養を促します。

▶▶▶ 取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
環境監視体制の継続	①公共用水域の常時監視	継続
	②ダイオキシン類、未規制化学物質、ゴルフ場農薬残留調査	継続
工場・事業場等への規制・指導	①水質汚濁防止法等に基づく規制・指導	継続
	②環境保全協定に基づく自主的な取組の推進 [再掲]	拡充
生活排水対策の推進	①公共下水道の整備	継続
	②公共下水道処理区域内での水洗化の促進	新規
	③浄化槽設置助成	継続
	④集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への統合に向けた取組	継続
河川・海岸等の美化・浄化	①河川の美化・浄化活動の推進	継続
	②ため池クリーンキャンペーンの実施	継続
	③海岸漂着物対策の推進	新規
	④リフレッシュ瀬戸内一斉清掃の実施	新規
水循環の健全化	①森林や緑地、ため池の保全	継続
	②雨水浸透ますの整備	新規
	③雨水貯留タンク等の設置助成	新規

▶▶▶ 環境指標

- 水環境基準達成状況<重点>
- 生活排水処理率
- 公共下水道の人口普及率



▶▶▶ 現状と課題

- 土壌環境は良好に保たれています。今後もダイオキシン類調査により測定データを蓄積し、監視体制を継続していく必要があります。
- 土壌汚染は地下水汚染と密接に関連し、ひとたび汚染されるとその影響が長期化するため、有害物質の地下浸透防止の観点から工場・事業場への立入検査等を継続的に行っていく必要があります。また、汚染された土壌については、健康リスクを考慮した土壌汚染対策を推進する必要があります。

▶▶▶ 取組方針

- 地下水調査等を今後も継続して行い、状況の把握に努めるとともに、有害物質の地下浸透防止対策の規制・指導に努め、土壌汚染の未然防止に取り組みます。
- 汚染された土壌による健康被害の防止のため、汚染土壌の適切なリスク管理及び適正な処理について指導します。

▶▶▶ 取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
環境監視体制の継続	①地下水の常時監視	継続
	②ダイオキシン類調査	継続
土壌汚染の未然防止	①有害物質の地下浸透防止対策の指導	継続

▶▶▶ 環境指標

- 土壌環境基準（ダイオキシン類）達成状況<重点>



現状と課題

- 騒音環境基準等達成状況は、概ね良好な状態を維持していますが、今後も測定データの蓄積による状況の把握に努め、騒音の低減効果のある排水性舗装の整備等を継続的に行っていく必要があります。

取組方針

- 工場・事業場等に対し法令等に基づき規制・指導を行うとともに、幹線道路において騒音低減効果のある排水性舗装の整備等を継続するなど、引き続き市内の快適な生活環境の保全に努めます。

取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
工場・事業場や建設作業等への規制・指導	①騒音規制法等に基づく規制・指導	継続
自動車交通対策の推進	①一般環境騒音調査	継続
	②自動車騒音常時監視	継続
	③道路交通の円滑化の推進	継続
	④幹線道路における排水性舗装の整備	継続
	⑤街路樹の維持管理による沿道の環境対策	継続
近隣騒音対策の推進	①パンフレット等の配布による啓発	継続
悪臭対策の推進	①悪臭防止法等に基づく規制、指導	新規

環境指標

- 騒音環境基準達成状況<重点>
- 排水性舗装整備面積

基本目標 4 自然環境との共生

本市の自然環境がもたらす豊かな緑と水や生物多様性は、温室効果ガスの吸収、災害の防止に寄与するだけでなく、美しい自然景観を形成するなど市民の憩いの場としても貴重な資源となっています。

生物多様性の保全に取り組むとともに、緑化の推進や水辺の創出を図ることで、安らぎと潤いに満ちた人と自然が共生する環境づくりを推進します。

推進施策 4-(1) 生物多様性の保全



▶▶▶ 現状と課題

- 「生物多様性ひめじ戦略」に基づき、自然環境を保全するとともに、多様な生物の個性とそのつながりの維持に努めています。
- 「身近な生き物調査」における指標生物発見率は、平成 30 年度（2018 年度）で 58.9% となり、平成 25 年度（2013 年度）より増加しているものの、平成 27 年度（2015 年度）をピークに減少傾向です。市民へ「生物多様性」という言葉とその意味が正しく浸透し、事業者の活動が生物多様性に配慮したものとなるよう、引き続き啓発活動に取り組む必要があります。
- 里山の利用の減少など人々のライフスタイルの変化は、市域の生態系にも大きな影響を与えています。本市においても、ニホンジカやイノシシ、カワウなど特定の野生鳥獣の分布が拡大し、里山の生物相の衰退と農林漁業への被害をもたらしており、その被害防止対策の強化や適正な保護・管理が求められています。
- 農林水産業の健全な発展を保全・維持するうえで、アライグマやヌートリアなど特定外来生物による被害を防止することは喫緊の課題です。また、ヒアリのような生態系や人の健康に大きな影響をもたらす特定外来生物の定着を阻止し、被害を未然に防止することも重要です。

▶▶▶ 取組方針

- 市が行う事業の実施において、生物多様性への配慮を行います。また、姫路市伊勢自然の里・環境学習センターを拠点施設として位置づけ、同施設における環境学習を通じて市民が自然や里山の素晴らしさを体感できる機会を提供し、生物多様性の保全意識の向上やその配慮に向けた行動を促します。
- 「姫路市農村環境計画」に基づき、良好な自然景観や身近な動植物の生息環境を維持し、自然と共生する農村環境づくりを推進します。また、「姫路市鳥獣被害防止計画」に基づき、シカ、イノシシ、アライグマ及びヌートリアを対象とした有害鳥獣捕獲を実施します。
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護及び管理を行うほか、姫路市自然保護条例に基づく希少動物の種の保存、保存樹の指定に

関する取組を行っていきます。

- 特定外来生物の定着防止など外来種への対応について、市民に情報提供を行うとともに、国、県や近隣市町とも情報を共有し、連携を図ります。また、特定外来生物のうち、アライグマ及びヌートリアは、「姫路市アライグマ等防除計画」に基づき、将来的には根絶することを目標として防除に取り組みます。

取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
市民等への普及啓発	①身近な生き物調査の実施	継続
	②市川野鳥観察所の活用	継続
	③小学校の授業で生物を用いた育成体験事業の実施	新規
	④姫路市伊勢自然の里・環境学習センター、姫路科学館等での啓発	継続
生息・生育空間の保全・創造	①環境保全型農業の推進	継続
	②里山林整備事業の推進	継続
	③針葉樹林と広葉樹林の混交林整備	継続
	④市民活動を通じた里山保全活動の促進	新規
野生動物の適切な保護・管理	①自然保護条例による保護地区や保存樹の指定・保護	継続
	②希少動物の種の保存に関する調査・研究	継続
	③野生傷病鳥獣の保護	継続
	④有害鳥獣の適切な保護・管理	新規
外来生物対策の推進	①姫路科学館等の社会教育施設における啓発展示	拡充
	②特定外来生物被害対策事業の推進	継続
	③国や県と連携した特定外来生物の定着防止の取組	新規

環境指標

- 姫路市伊勢自然の里・環境学習センター、姫路科学館の一般利用者数<重点>
- 姫路市伊勢自然の里・環境学習センターの利用学校数
- 小学校の授業で生物を用いた育成体験事業参加校数



田んぼの学校
(姫路市伊勢自然の里・環境学習センター)



ジャコウアゲハを用いた育成体験事業
(市内小学校)



現状と課題

- 本市では、都市緑地法に基づき、中長期的な展望を踏まえた緑に関する総合的な計画として「姫路市緑の基本計画」を策定し、市民が感じる緑の豊かさへの満足度の維持や市民・各種団体との緑の交流活動の推進、都市公園及び施設緑地の整備に取り組んでいます。
- 公園緑地分野では、都市公園法、都市緑地法、生産緑地法などの改正により、「都市公園の再生・活性化」「民間活力の活用」などの視点が重視されるようになり、グリーンインフラの創出など公園緑地が有する多様な機能を引き出して、戦略的に地域課題の解決を目指すことが求められています。
- 「地域緑化用樹木配布数」及び「ひめじ街路樹アダプト制度の実施路線数」は増加傾向で推移していますが、「民有地緑化助成件数」は減少傾向にあります。今後は、市内の緑地の保全や緑化を推進するとともに、市民に緑の魅力や大切さを理解してもらうため、緑化活動や緑化に関する知識の普及啓発を図っていく必要があります。
- 森林には地球環境保全や水源涵養機能、土砂災害防止機能など、多面的な機能があり、適切な管理を行うことでその機能を維持し、活用していく必要があります。

取組方針

- 手柄山中央公園の再整備事業に加え、姫路市パークマネジメントプランに基づき、公園緑地を市民一人ひとりが日常的に愛着を感じながら利用できる魅力的な場所となるよう市民協働による施設整備を推進します。また、民間事業者等の資金やノウハウを活かして公園施設の整備や管理が可能となる設置管理許可制度や公募設置管理制度 (Park-PFI) の導入を検討するなど公園緑地の質の向上を図ります。
- 「ひめじ花と緑のガーデンフェア」など市民参加型の緑化イベントや、小中学生を対象にした「子ども教室緑化」の実施など、市民に対する啓発事業の実施を通じて、緑の保全と創造に取り組めます。
- 保安林や自然公園等の各種法制度を適切に運用するとともに、森林資源量の調査解析や、林業経営に適さない条件不利の人工林の間伐、集落に近接する森林の整備、簡易土留柵の設置等を行うことで、災害に強い森づくりを推進し、森林機能の維持向上を図ります。

取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
緑化の推進	①都市計画法等に基づく開発許可	継続
	②姫路まちごと緑花大作戦事業の推進（記念樹配布事業、地域緑化事業、子ども教室緑花等）	継続
	③緑化推進事業の推進（地域モデル花壇事業、公共施設緑化事業等）	継続
	④ノジギク・サギソウの普及促進	継続

	⑤緑のカーテンの推進 [再掲]	継続
	⑥緑化イベントの実施	継続
	⑦街路樹アダプト制度の推進	継続
	⑧工場立地法等に基づく緑地の整備	継続
公園の整備	①手柄山中央公園の再整備	新規
	②都市公園等の整備	継続
	③計画的な公園整備の推進 (公園整備プログラムの策定等)	継続
森林・農地の保全	①森林資源量等の調査解析	新規
	②造林助成事業の拡充	新規
	③循環型林業の推進	継続
	④農地の保全	継続
	⑤耕作放棄地の解消に向けた農地の集積・集約化	新規
	⑥森林環境譲与税を活用した健全な森林管理の推進	新規

▶▶▶ 環境指標

- 一人あたりの都市公園面積<重点>
- 地域緑化用樹木配布数
- 公的補助を活用した私有林の間伐面積
- 市域面積に対する緑地面積の割合

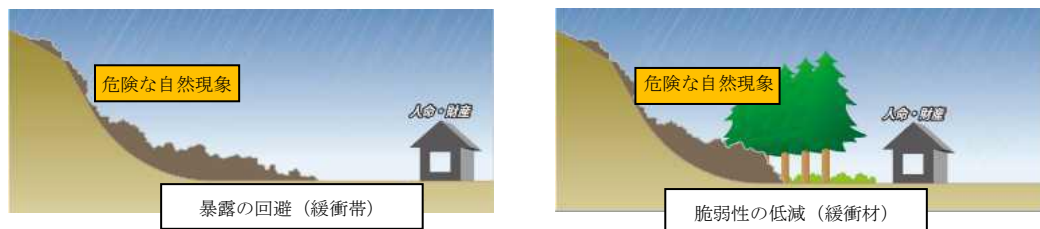
▶ 生態系を活用した防災・減災「Eco-DRR」

我が国では、古くから地域の生態系を保全しながら活用することで災害を防いできた事例や、災害を前提とした土地利用や暮らし方によって被害を少なくしてきた事例を全国各地で見ることができます。飛鳥時代には、既に土砂災害を防ぐために森林を保全する思想や制度があったといわれています。

防災・減災対策を実施・検討する際に、地域の特性を踏まえつつ、生態系の保全と再生、持続的な管理を行うことを通じて、自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け、災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減する「生態系を活用した防災・減災 (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction: Eco-DRR)」という考え方が、近年注目されています。

この概念では、地震、津波、河川の氾濫、台風、土砂崩れ等の自然現象は、人命や財産に被害をもたらさなければ、生態系にとっては生物多様性の維持や創出をもたらす「攪乱」という重要な現象であり、我が国の生物多様性はこの攪乱を条件に成立してきたとされています。

「Eco-DRR」の考え方によって、地域の防災・減災機能の強化、生物多様性と生態系サービスの確保を図り、持続的で安全で豊かな自然共生社会の構築に寄与することができます。



出典：環境省

現状と課題

- 市内には、一級河川である揖保川水系をはじめ、二級河川である市川水系、野田川水系、船場川水系、夢前川水系など、多数の河川が流れています。河川は、治水面、利水面に加えて環境面についても重要な役割を担っており、継続的な河川整備による水辺の保全が求められています。
- 豊かな水空間を創出し水辺とまちとの共生を目指すために、市民が水辺にふれあう機会を数多く提供し、水辺の保全と創造に対する市民意識を高めていく必要があります。

取組方針

- 緑化の促進や親水性の高い護岸の整備など継続的な河川の整備と、河川敷の活用を進めることで、親水空間の整備を行います。
- 水生生物調査の実施、河川やため池の美化活動の推進、雨水貯留タンク等の設置助成など、水辺の保全に対する市民の自発的な取組を推進することで、水環境に対する市民意識の高揚を図ります。
- ため池や河川、親水空間の整備など、水辺の保全と創造に継続して取り組むことで、自然環境と共生する都市を目指します。

取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
水辺にふれあう機会の創出	①水生生物調査の実施	継続
	②河川の美化・浄化活動の推進 [再掲]	継続
	③ため池クリーンキャンペーンの実施 [再掲]	継続
	④海水浴場調査の実施	新規
親水空間の整備	①河川環境整備事業の促進[再掲]	継続
	②多自然川づくりの推進	継続
	③森林や緑地、ため池の保全 [再掲]	継続
	④ため池環境の整備 [再掲]	継続

環境指標

- 水生生物調査参加者数<重点>



水生生物調査

基本目標 5 地域循環力の推進

循環型社会の構築に向けて、3Rが浸透したライフスタイルを実践する市民と環境配慮型ビジネススタイルを確立した事業者が、循環型社会実現の基盤づくりに努める行政と連携・協働し、環境にやさしく、快適な、未来に誇れるエコなまちを目指します。

また、健全で恵み豊かな環境を基盤に、経済社会活動が存在していることを念頭に、多様な自然環境や貴重な歴史文化など地域資源を持続的に保全・活用し、自然と人との調和や、地域間の共生を図ることで地域循環共生圏の拡充に取り組みます。

推進施策 5-(1) 循環型社会の構築



▶▶▶ 現状と課題

- 本市では、平成 29 年度（2017 年度）に策定した「姫路市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組んでいますが、可燃ごみのごみ質調査結果（平成 29 年（2017 年）6 月実施）によると、家庭系の可燃ごみの中に未開封や未利用の食品が約 3%含まれており、食品ロスの削減など、ごみのさらなる減量と資源化を推進していく必要があります。
- 本市では、市内の小売事業者、姫路市消費者協会と 3 者で「姫路市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しています。令和 2 年（2020 年）7 月からのレジ袋有料化を契機に、さらなる協定加盟店の増加及びレジ袋削減枚数の拡大に努めるとともに、従来から取り組んでいる 3R やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策などの取組を一層強化していくことが求められています。
- 地域の環境美化活動の維持や活性化に向けて、市民や事業者に引き続き参加を呼びかけるとともに、これまで参加していなかった市民や事業者が活動に参加しやすくなるような仕組みづくりを行っていく必要があります。
- 本市のごみ処理を担っている市川美化センターでは、施設の長寿命化工事を行っていますが、同施設の廃止後を見据えて、新たなごみ処理施設の整備が必要です。

▶▶▶ 取組方針

- リサイクル活動や環境美化活動等の取組は、地域の理解や協力がなくては成立しないものであり、これまで育んできた地域のコミュニティを結集して廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の 3R による資源循環を推進します。
- 食品ロスの削減（フードドライブ活動など）や、マイバッグ運動など、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、廃棄物の資源循環に対する責任と役割を果たすよう努めます。
- 産業廃棄物の不適正な処理により有害物質が流出する等の環境汚染が生じることのないよう、産業廃棄物の適正処理の指導に努めます。特に、水銀含有廃棄物、廃石綿、石綿含有産業廃棄物及び P C B を含有する電気機器（低濃度 P C B 廃棄物）の適正処理に係る指導と啓発に努めます。
- 新たなごみ処理施設は、既存のごみ処理施設の後継という位置づけにとどまらず、地域

資源を循環・活用して、新たな付加価値を生み出す「地域循環共生圏」を具現化する施設となるよう整備に向けて調査・研究に取り組みます。

取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
3Rの推進	①レジ袋削減の推進 [再掲]	継続
	②マイバッグ持参や過剰包装の抑制 [再掲]	新規
	③カレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進 [再掲]	継続
	④姫路市公式アプリ「ひめじプラス」の活用 [再掲]	新規
	⑤「ビティちゃんからのお知らせ」による情報発信	新規
	⑥廃プラスチック類の適正処理及び排出抑制	新規
	⑦資源古紙行政回収協力金交付制度の推進による古紙類の再資源化の実施	新規
	⑧プラスチック製容器包装、ミックスペーパー、ペットボトル等のリサイクル促進による資源物の適正排出	継続
	⑨使用済小型家電回収ボックスの活用	拡充
	⑩「3010 運動」の推進	新規
	⑪「食品ロスもったいない運動推進店登録制度」の実施 [再掲]	新規
	⑫フードドライブの活動支援 [再掲]	新規
	⑬剪定枝の再資源化処理	継続
	⑭生ごみの堆肥化の促進	継続
	⑮有機系廃棄物資源化の調査研究（食品廃棄物・木質系廃棄物等）	継続
	⑯エコパークあぼしの活用（再資源化や余熱利用の推進）	継続
	⑰リデュース・リユース等 2R 型ビジネスモデルの促進	新規
一般廃棄物の適正処理の推進	①一般廃棄物の適正排出	継続
	②ごみ分別アプリ「合言葉はもったいない」の活用 [再掲]	新規
	③効率的な分別収集体制の確立	継続
	④適正な焼却処理と破砕処理の推進	継続
	⑤高齢者等に対するごみ出し支援の実施	新規
	⑥ごみ検査の実施	新規
	⑦災害廃棄物の適切な処理体制の確立 [再掲]	新規
	⑧廃棄物処理施設の強靱化	新規
	⑨新たなごみ処理施設の整備手法の検討	新規
産業廃棄物の適正処理の推進	①処理業者や排出事業者への立入検査と適正処理に係る指導	継続
	②各種講習会を通じた産業廃棄物の適正処理に係る普及・啓発	継続
	③産業廃棄物の減量化・資源化の推進	継続
環境美化活動の促進	①生活環境美事業の推進（重点道路の清掃等）	継続
	②まち美化運動の推進（まちかど 100m クリーンアクション運動の推進、全市一斉清掃の実施等）	継続
	③海岸漂着物対策の推進 [再掲]	新規
	④市民、事業者、行政との協働、連携による美化活動の実施	新規
	⑤河川の美化・浄化活動の推進 [再掲]	継続

	⑥重点環境美化推進区域の指定	新規
	⑦路上喫煙禁止制度の実施	継続
	⑧不法投棄防止対策の推進	継続

▶▶▶ 環境指標

- 一般廃棄物の資源化率<重点>
- 一般廃棄物の最終処分量
- 資源古紙行政回収量
- まちかど 100mクリーンアクション参加事業所数



フードドライブ

～もったいないからありがとうへ～



海辺の清掃

▶ もったいない！食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう

食べ残し、売れ残りや賞味・消費期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」。日本の食品ロス量は、年間 600 万トンを超え、毎日、大型トラック（10 トン車）約 1,700 台分の食品が廃棄されているという試算になります。世界には栄養不足の状態にある人々が多く存在します。そのような社会状況の中で、食料の多くを輸入に依存している日本にとって、食品ロスは真摯に取り組むべき課題です。

令和元年（2019 年）10 月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととしています。

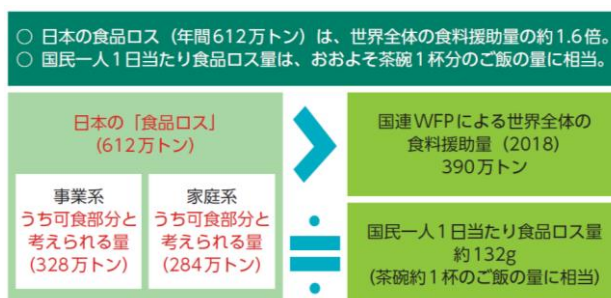
私たちの暮らしに最も身近な「食」。大切な食べものを無駄なく食べきり、環境面や家計面にも優しい工夫・取組が必要です。

<個人ができる取組>

- ・食品の購入時には事前に冷蔵庫の在庫を確認する
- ・買い物時、すぐに食べる商品は賞味期限の近いものから購入する
- ・調理時、食べきれ的分だけ作る
- ・食材を使いきる工夫をする 等

<事業者ができる取組>

- ・納品期限緩和など商慣習の見直し
- ・フードバンクの活用 等



出典：令和2年版 環境白書

推進施策 5-(2) 地域循環共生圏の拡充



▶▶ 現状と課題

- 国の「第5次環境基本計画」では、地域循環共生圏を創造することで、環境・経済・社会を統合的に向上させることを提唱しています。令和2年(2020年)に、国税庁が本市を含む日本有数の酒どころ「はりま」を地域ブランドとして認める地理的表示(GI)に指定し、兵庫県産山田錦を原料に地元の水で醸すなど厳しい基準を満たした良質な日本酒が「はりま」のブランドを冠するなど、本市においても地域の特性や資源を活用した取組を進めています。
- 市民生活や社会経済活動が地域資源によって成り立っているということをあらゆる世代が認識し、それらを保全・活用していくことで、環境だけではなく地域経済や社会が抱える様々な課題の解決を図る必要があります。
- これまで本市では、「ひめじ創生戦略」において地域経済を活性化し、安定した雇用を創生することや、学び、働き、暮らし、交流する新しい人の流れを創生することなどを目標に人口減少の緩和と地域の活性化に取り組んできましたが、若者の東京を中心とする大都市圏へ転出超過に歯止めがかかっていないのが現状です。質の高い暮らしができるまちとしての魅力を高め、活力あるまちづくりを目指す必要があります。
- 農水産物の地産地消に資する各種取組に対する支援や、生産者と消費者との交流の場を提供するため、「ひめじマルシェ」や「農林漁業まつり」などのイベントを開催しています。農林水産業者の生産意欲の向上、安定した所得を維持するため、地元の農水産物の知名度の向上や生産・消費の拡大を図っていく必要があります。
- 世界遺産姫路城は、平成の大修理を終えてグランドオープンした平成27年度(2015年度)に過去最高の入城者数2,867,051人を記録しました。令和元年度(2019年度)の入城者数は1,548,071人でしたが、外国人の入城者数は過去最高の395,003人を記録しました。本市は姫路城以外にも国や県が指定する文化財を多数有しており、それらの貴重な歴史文化資源を保全するとともに、有効に活用していく必要があります。
- 工場排水規制や生活排水対策の推進により水質が改善した瀬戸内海では、海域における栄養塩類の減少に伴う水産資源の減少への対策が喫緊の課題となっており、水産資源が豊かな美しい里海の再生に向けた取組を推進する必要があります。



農産物ブランドマーク

▶▶ 取組方針

- 酒どころ「はりま」の地理的表示(GI)取得など、地域の特性や資源を最大限に活用し、地域の経済・社会を活性化させる地域循環共生圏に資する取組をさらに拡充させていく必要があります。

- 市民生活や社会経済活動が地域の多様な資源によって成り立っているという認識を共有するため、農林漁業体験や自然体験型学習の実施など、都市と農山漁村との交流を促進することで、それぞれに暮らす市民が地域の魅力を分かち合い、理解を深めるための取組を推進します。
- 地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る地域おこし協力隊の活用や、若者の移住定住促進プロジェクト、がんばる地域応援事業などを推進していくことで、交流人口及び関係人口の拡大を図り、市域のさらなる活性化を目指します。
- 人口減少を緩和し、地域の活性化を図るため、「わかものネットワーク」の構築や若者の移住定住を支援するとともに、がんばる地域応援事業を推進し、持続可能な地域づくりに取り組みます。
- 「北部農山村地域活性化基本計画」に基づき、夢前町や安富町などの農山村地域の特性を活かした活性化に取り組みます。また、朝市の開催や地産地消に資する各種取組に対する支援を継続し、環境負荷の低減と地域経済の活性化を図ります。
- 世界遺産姫路城の魅力発信だけでなく、美しい景観に関する啓発や文化財散策ルートの整備と活用を図るとともに、「姫路城プラスワン」の観光地としての観光資源を発掘し、各地域の魅力を活かした滞在型観光を推進していきます。
- つくり育てる漁業事業を推進し、有用魚種の間接育成や放流を行うとともに、栄養塩類を瀬戸内海へ適切に供給拡大させるため、下水処理場での栄養塩管理運転を実施し、水産資源に恵まれた豊かで美しい里海の再生に努めます。

▶▶ 取組内容

項目	主な内容	前計画との比較
持続可能な地域力の強化	①播磨圏域連携中枢都市圏事業の推進	新規
	②北部農山村地域の活性化の推進	新規
	③既存の集落組織の活性化	新規
	④若者の移住定住促進プロジェクトの実施	新規
	⑤がんばる地域応援事業の推進	新規
	⑥地域おこし協力隊の活用	新規
	⑦交流人口及び関係人口拡大の推進	新規
	⑧「姫路市空家等対策計画」の推進	新規
	⑨新たなごみ処理施設の整備手法の検討 [再掲]	新規
産業資源の活用	①産業ツーリズムの推進	拡充
	②関係機関と連携したエコファーマーを目指す生産者に対する支援	新規
	③市民農園の推進	継続
	④木材利用の推進	新規
	⑤シカ肉・イノシシ肉の加工促進	新規
	⑥日本酒のふるさとほりまプロジェクトの推進	新規
	⑦地産地消の推進	継続
	⑧つくり育てる漁業事業の推進	継続
	⑨観光漁業の推進	継続

	⑩姫路市内農産物の生産支援及び普及啓発	新規
	⑪環境保全型農業の推進 [再掲]	継続
	⑫スマート農業の推進	新規
	⑬6次産業化の推進	新規
歴史文化資源の活用	①姫路城周辺地区景観ガイドプランの推進	継続
	②特別史跡姫路城跡の保存管理・活用	継続
	③日本遺産魅力発信推進事業	新規
	④地域住民による伝統文化を継承する取組の支援	新規
	⑤銀の馬車道プロジェクト事業	新規
	⑥文化コンベンションセンターなどの文化活動施設の活用	新規
	⑦都市景観重要建築物等の指定・保全	継続
	⑧姫路市都市景観条例及び景観計画等に基づく規制・誘導	継続
	⑨景観啓発活動の実施	継続
	⑩美しい田園景観づくり（コスモス等の栽培支援）	継続
	⑪指定文化財保存修理への助成	継続
	⑫姫路城周辺地区身近なまちづくり支援街路事業の推進	継続
	⑬文化財散策ルートの整備・活用	継続
	⑭姫路城周辺の町家等の適切な管理・保存と利活用	拡充
	⑮姫路市内で製造される伝統工芸品の普及啓発	新規
自然資源の活用	①花街道づくり	新規
	②自然とのふれあいの場の整備推進	新規
	③姫路市伊勢自然の里・環境学習センターを活用した体験型学習	新規
	④里山林整備事業の推進 [再掲]	継続
	⑤自然公園等の保全・活用	継続
	⑥体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施 [再掲]	継続
	⑦グリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進	継続
豊かで美しい里海の再生	①下水処理場における栄養塩管理運転の実施	新規
	②つくり育てる漁業事業の推進 [再掲]	継続
	③漁業体感学習事業の推進	新規
	④観光漁業の推進 [再掲]	継続
	⑤河川の美化・浄化活動の推進 [再掲]	継続
	⑥海岸漂着物対策の推進 [再掲]	新規
	⑦リフレッシュ瀬戸内一斉清掃の実施 [再掲]	新規

▶▶▶ 環境指標

- 農林水産関連イベントの来場者数<重点>
- 姫路城入城者数<重点>
- 有用魚種の放流数
- 「姫路水産物PR動画」の再生回数（累計）
- 「姫そだち」登録品目数
- 景観イベント参加者数
- 「姫路市空き家バンク」物件登録数



「姫そだち」ブランドのPR



とれとれ屋市 (妻鹿漁港)



農林漁業まつり



観光地引き網漁業

▶ 日本酒のふるさと「はりま」

酒米の王様「山田錦」は、豊潤な酒ができるとの評判が高く、酒造好適米の中でも酒造家からの人気がとても高い酒米で、兵庫県が全国の山田錦の生産量の約6割を占めています。

播磨は、山田錦の産地であるとともに、播磨五川（加古川、市川、夢前川、揖保川、千種川）の質の良い伏流水にも恵まれ、多くの酒蔵が集まっており、「播磨国風土記」に今日と同じ米と麴を用いる日本酒の製造方法としては最古のものとされる記述があるため、「日本酒のふるさと」と呼ばれています。

産地の22市町で構成される播磨広域連携協議会では、「播磨は日本酒のふるさと」として全国に向けて情報を発信するとともに、販路拡大と観光客の誘致などを行っています。

< 播磨広域連携協議会 >

古来より豊穡の地である播磨が、その潜在力を活かして播磨の魅力を全国に発信するために発足した、播磨地域の13市9町で構成される日本最大級の広域連携です。これらの市町が対等協力の立場で団結し、播磨の総合力を高めていくための取組を進めています。



出典：播磨広域連携協議会

第3節 リーディングプラン

本計画が目指す環境像及び基本目標の実現のためには、広範な分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、重要性や効果、社会情勢などを考慮した取組が必要です。

そこで、計画全体を牽引（リード）するものとして、以下の3つのテーマを「リーディングプラン」と位置づけ、重点的に取り組みます。

リーディングプラン

- 1 強靱性（レジリエンス）の向上に資する環境活動**
- 2 水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備**
- 3 地域資源を活用した持続可能なまちづくり**

1 強靱性（レジリエンス）の向上に資する環境活動

猛暑日の増加や大型台風の発生など、気候変動の影響を身近に感じる機会が多くなり、市民意識調査の結果からも気候変動影響への適応策を重要と考える市民の割合が高くなっています。

本市が前計画において取り組んできた、住宅用太陽光発電システムの普及などの再生可能エネルギーの導入促進に加えて家庭用蓄電システムの普及を図ることや、雨水排水対策事業、災害廃棄物処理体制の確立など、自然災害などに対する強靱性（レジリエンス）の向上に資する活動を進めます。

2 水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備

水素エネルギーの利活用分野は多岐にわたり、長期的なエネルギーの安全保障と地球温暖化対策の切り札として成長が見込まれる先端分野として期待されています。

本市においても、燃料電池自動車用水素ステーションの整備や燃料電池自動車、燃料電池バスの普及促進など、足元の水素需要の拡大に取り組むつつ、臨海部にLNG発電所が集積し、西日本1位のLNG輸入拠点である姫路港を有するという強みを活かして水素受入基地の立地促進を図ることで、水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備に取り組みます。

3 地域資源を活用した持続可能なまちづくり

高度経済成長期には全国で公害問題が顕在化し、本市においても騒音や振動、排気ガスやほこりに悩まされ、海では赤潮が頻繁に発生していました。これらの公害問題に、市民、事業者、行政が一体となって取り組んだ結果、本市の生活環境は大きく改善されました。

これまでの公害克服の歴史を念頭に置いて、今後も持続可能な社会を継続していくために、本市の南部に広がる臨海工業地域、中枢を担う都市地域、自然の恵みを提供する北部農山村地域や群島地域など、各地域が有するものづくりの技術や人材、豊かな自然資源に目を向け、それらを活用していくことで、環境が抱える課題にとどまらず、地域経済の活性化や少子高齢化、農林水産業の担い手不足といった経済、社会が抱える様々な課題解決を図り、持続可能なまちづくりを目指します。

1 強靱性（レジリエンス）の向上に資する環境活動



▶▶▶ 背景

- 近年、気温の上昇や大雨の発生頻度の増加など、地球温暖化に伴う気候変動は、既に様々なところに影響を与えており、これら気候変動に関する問題は、今後も長期にわたって拡大するおそれがあります。
- 国では気候変動への適応に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため「気候変動適応法」に基づき、平成 30 年（2018 年）11 月に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。この計画では、地方公共団体においても気候変動への適応に関する取組を行うこととされています。
- 本市の市域における平均気温は上昇傾向にあり、熱中症や土砂災害など気候変動の影響によるリスクの増加が懸念されています。また、このたび実施した市民意識調査でも、環境問題の中で気候変動への対応がもっとも関心が高い項目となっています。
- 近年、全国各地で大規模災害による甚大な被害がもたらされており、本市においては、被災地の復旧・復興のために職員を派遣し、その支援を行っています。これまでの主な支援状況としては、平成 28 年（2016 年）の熊本地震では延べ 76 名を、平成 30 年 7 月豪雨では延べ 119 名を派遣しました。また、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災については、延べ 750 名を派遣し、うち 2 名は現在も石巻市で復興関連業務に従事しています。
- 国土強靱化基本法に基づき、国は「国土強靱化基本計画」（平成 26 年策定、平成 30 年改訂）、兵庫県は「兵庫県強靱化計画」（平成 28 年策定、令和 2 年改訂）を策定し、本市においても令和 2 年（2020 年）6 月に、事前防災や発災時の被害低減の観点から本市域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「姫路市強靱化計画」を策定しました。
- 今後、温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に加え、気候変動による影響を応急的に防止し軽減させるための「適応策」にも取り組んでいく必要があります。

▶▶▶ 取組方針

- 平時におけるエネルギーの安定供給を図るとともに、災害時等におけるエネルギー供給の機能停止に備えるため、自立・分散型エネルギーの導入を促進します。
- 自然災害が頻発している状況を踏まえ、「姫路市強靱化計画」との整合を図りつつ、環境の側面から強靱性（レジリエンス）の向上に資する取組を実施します。

▶▶▶ 取組内容

① 低炭素化による強靱性（レジリエンス）の向上

- 平時には電力使用における低炭素化を実現しつつ、災害時には電力供給等の機能を発揮する家庭用蓄電システムの普及促進に取り組むことにより、従来の太陽光発電システムによる創エネ機能に蓄電機能を付加し、地域の低炭素化と強靱化を図ります。
- 低炭素型の交通網の整備に寄与し、災害発生時の非常用電源としても活用可能な外部給電機能を備えた電気自動車や燃料電池自動車の普及に取り組みます。

② 防災・減災にも資する環境配慮活動の推進

- 市民・事業者・行政の連携・協働のもと、ため池や河川の美化・浄化活動など環境保全と防災・減災の両面に資する活動を積極的に展開し、環境に配慮した災害に強いまちづくりを進めます。

③ 自然災害に備える減災対策の推進

- 雨水排水対策事業、ため池の環境整備事業、河川環境整備事業、健全な森林管理など、環境保全と減災対策のいずれにも寄与する取組を推進します。

④ 災害廃棄物の処理体制の確立

- 「姫路市災害廃棄物処理計画」の改訂や行動計画の策定を行うとともに、災害発生時にもごみ処理施設やごみ中継施設等が安定的に稼働するよう整備を推進することで、災害廃棄物の処理体制の確立を図ります。また、新たなごみ処理施設については、非常時でも廃棄物処理が可能な機能を有するものとなるよう、整備に向けて調査・研究を行います。

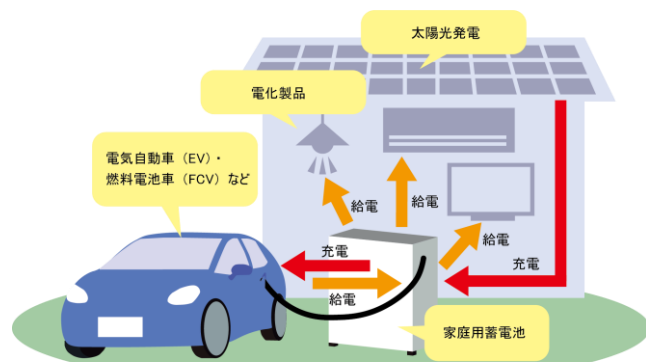
▶ 住まいからレジリエンスを考える — 家庭用蓄電システムとV2H —

近年、大規模災害の発生が増加している中、災害時に停電が長期化した場合に備えて、分散型エネルギーである太陽光発電と家庭用蓄電システムの双方を組み合わせ、エネルギー供給源の分散化を図ることが効果的な対策の一つです。

本市では、令和2年度（2020年度）より「家庭用蓄電システム普及促進事業」を実施しています。この制度は、地球温暖化防止に寄与することを目的としたもので、住宅への太陽光発電システムと接続する蓄電システムの設置、または蓄電システムが設置された住宅の購入に対し、その経費の一部を補助することにより、家庭用蓄電システムの導入促進を図っています。

また、V2Hという仕組みも注目されています。V2Hとは、「Vehicle to Home（ヴィークル・トゥ・ホーム）」の略で、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）などの自動車（Vehicle）に内蔵された蓄電池に蓄えた電力を、自動車を使用しない夜間などに家庭内で利用できるようにする仕組みのことをいいます。東日本大震災以降、停電時への備えとして家庭用蓄電池に対する需要が高まる中、災害時の非常用電源として活用できることもあり、電気自動車（EV）が「走る蓄電池」として、近年注目を集めています。

電気自動車（EV）の活用により、自動車のエネルギー消費と家庭のエネルギー消費を一体的に管理して省エネルギーを進めることも可能になりました。EVを蓄電池として住宅に設置した太陽光発電からの電気を充放電させることにより、家庭の電力利用の平準化や、家庭の太陽光から発電した電気でEVを動かすことで移動の脱炭素化が可能になります。さらに、停電時等にはEV等の蓄電池から電気を利用できるなど、レジリエンスの向上に寄与します。



V2Hの仕組み

2 水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備



▶▶▶ 背景

- 水素は、燃焼しても水に戻るだけでCO₂や大気汚染物質を排出しないクリーンなエネルギーであるとともに、再生可能エネルギーを含め多種多様なエネルギー源から製造することができさらに貯蔵・運搬ができるため、化石燃料に大きく依存する日本の一次エネルギー構造を多様化させる可能性を有しています。
- 水素は、電気とは異なり、液化水素、有機ヒドライド（メチルシクロヘキサンなど）、アンモニアなどの形で大量貯蔵でき、長距離輸送でもほとんどロスがありません。そのため太陽光、風力、水力、地熱発電といった自然エネルギーを天候と場所に左右されずに利用できるようになるなど、よりクリーンで効率的・安定的なエネルギー供給ができるようになります。
- 国の「第5次エネルギー基本計画(平成30年(2018年)7月)」では、“将来の二次エネルギー”として、電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが示され、長期的なエネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札として位置づけられています。
- 国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ(平成28年(2016年)3月)」では、2030年頃に発電事業用水素発電を本格導入することを目指すとしています。この中で、水素は、天然ガスとの混焼が可能であることから、水素専焼に至るまでの過渡期段階では、水素混焼発電の導入を進めることで、水素供給チェーンや大量水素の取扱いに関するオペレーションの確立につながるとしており、既設の天然ガス火力へ混焼発電が先行して導入されることが想定されます。
- 平成31年(2019年)3月に兵庫県は、「兵庫水素社会推進構想」を策定し、大型の水素タンカーが入港できる係留施設の整備可能性、水素受入基地の整備可能性、水素需要等の評価項目で比較検討した結果、近傍にLNG発電所が立地しているなど、姫路港が、水素受入基地として必要な要件を満たし、立地ポテンシャルが高いとしています。
- 水素エネルギー利活用分野は、成長が見込まれる先端分野であり、関連産業のすそ野も広く、主導権の獲得を目指して国際的な競争が加速しています。その中でも、わが国の国際競争力は非常に高く、その技術を活用した産業が兵庫県内に多数立地しています。

▶▶▶ 取組方針

- 現在の燃料電池自動車及び燃料電池バスの価格は、普及拡大を見込むには市場における競争力に欠ける水準です。そのため、メーカーのコスト削減努力も見極めながら、自立可能な価格水準になるまで導入支援を継続します。
- 燃料電池トラックや燃料電池フォークリフトなど、今後、順次実用可能となっていく水素関連技術についても積極的に導入促進を図ります。
- 燃料電池自動車は発電した電力を外部に供給することも可能であり、災害時等非常時の電源として活用することにより、環境負荷の低減と強靱性（レジリエンス）の向上の同時実現を目指します。
- 世界初の液化水素運搬船「すいそ ふろんていあ」は、船体を神戸市で建造し、播磨町で製造した液化水素貯蔵タンクを搭載しています。また、明石市、高砂市、播磨町では発電用水素ガ

スタービンの製造・開発が行われています。さらに本市沿岸部は、世界で最も液化天然ガス（LNG）発電所が集積している場所です。こうした水素に係る神戸市から高砂市に至る県南沿岸のメイドイン兵庫の技術と姫路の立地環境を掛け合わせることで、来たる水素社会のトップランナーを目指す「兵庫水素・コースト構想」を展開していきます。

▶▶ 取組内容

① 燃料電池自動車、燃料電池バスの普及促進

- 燃料電池自動車、燃料電池バスを中心としたモビリティの普及促進を図り、足元の水素需要の拡大を図ります。
- 燃料電池自動車、燃料電池バスの災害時等の非常時における活用を想定し、付属機器類の整備を行い、配置計画を策定するとともに、非常時に事業者から電源としてそれらの車両の提供を受けるための協定を締結するなど、災害時の電源対策に取り組みます。

② 水素ステーションの普及促進

- 安全性の確保を前提とした水素ステーションの整備・運営支援や、立地に対する社会的受容性の向上に取り組みます。

③ 国際的な水素サプライチェーンの立地促進

- 国が2030年頃を目標としている商用規模の国際的な水素サプライチェーンの構築及び本市への水素受入基地の立地を促進し、「兵庫水素・コースト構想」を展開することで環境と経済の統合的向上を目指します。



水素社会の実現のイメージ

出典：環境省「低炭素水素サプライチェーン・プラットフォーム」

▶ 水素は安全？ — 水素エネルギーの安全性の確保について —

水素は都市ガスなど他の燃料と同様、正しく管理すれば安全なエネルギーです。さまざまな研究をもとに「(1)漏らさない」、万が一漏れた場合に備え「(2)検知する」、「(3)漏れてしまった水素を溜めない」の3段階の対策が、水素ステーションの他、あらゆる設備・施設の設計プロセスに組み込まれています。

出典：資源エネルギー庁

3 地域資源を活用した持続可能なまちづくり



▶▶▶ 背景

- 地域循環共生圏は、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する社会を形成しつつ、近隣地域と共生・対流し地域資源を相互に補完し支え合うことで相乗効果を生み出しながら、農山漁村も都市も活かすという考え方です。その要諦となるのは、地域資源を再認識するとともに、それを活用することであり、見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出していくことが具体的な取組の第一歩となります。
- 本市においても、南部に広がる臨海工業地域、中枢を担う都市地域、自然の恵みを提供する北部農山村地域や群島地域など、各地域が有するものづくりの技術や人材、豊かな自然資源に着目し、それらを活用することで、環境が抱える課題にとどまらず、地域経済の活性化や少子高齢化、農林水産業の担い手不足といった経済、社会が抱える様々な課題解決を図る必要があります。
- 地域資源とは、自然の恵みや農林水産品だけでなく、人材、資金、エネルギー、歴史・文化など有形無形のあらゆるものを含むことから、市域に賦存するこれらの資源を持続可能な形で維持・活用していくことが重要とされています。

▶▶▶ 取組方針

- あらゆる世代に対し市民生活や社会経済活動が、生態系サービスや農林水産品などの地域資源によって成り立っているという気付きを与え、それらを守り育てるための具体的な行動につながるよう促します。
- 全国有数のものづくり都市である強みを活かし、臨海部を中心とする厚みのある工業集積をさらに強化することにより、立地優位性の高い都市環境づくりを進め、高機能・高付加価値型の主力・製造拠点の定着を図るとともに成長分野への企業参入を促し、地域経済の成長を促進します。
- 農林漁業経営における生産性の向上や経営の合理化を図り、農林漁業者の経営基盤の安定化に取り組むとともに、本市で生産、収穫された農水産物を通じて、生産者と消費者がともに支え合い、豊かな地域の恵みを味わえる地産地消や、農水産物のブランド化を推進します。
- 下水道施設やごみ処理施設における、未活用資源の有効利用を図ります。
- 市域にとどまらず、播磨圏域における周辺自治体間の連携を強化することで、地域資源をさらに活用し、持続可能なまちづくりを推進していきます。

▶▶▶ 取組内容

① 持続可能なライフスタイル・消費活動の促進

- まちづくりの主体となる市民が、様々な地域資源に関心を寄せ、その価値を認識することにより地域への理解を深め、地産地消や倫理的消費（エシカル消費）などの地域の特性と環境に配慮した持続可能なライフスタイルや消費活動が促進されるよう、地域資源を活用した各種啓発に取り組みます。

② 企業集積の強化と成長分野への企業参入の促進

- 本市における企業集積の維持・強化を図るとともに、研究開発施設や設備を備えた各企業を代表するような製造モデルとして位置づけられる、いわゆる「マザー工場」と呼ばれる「主力製造拠点」が定着・集積する立地優位性の高い都市環境づくりを目指します。
- 環境・エネルギーや先端医療・健康分野など、成長分野に挑戦する企業を支援することで、社会的課題に応える新たな産業の育成を図り、播磨の中核都市として地域経済をけん引する役割を果たします。

③ 農山村の活性化と市街地での販路拡大

- ICT等を積極的に活用したスマート農業の導入や、農地の集積・集約による優良農地の確保など、農林漁業者の経営基盤の安定化を図ります。
- 姫路の農水産物ブランド「姫そだち」の取扱店の増加に努め、市街地にある飲食店との契約栽培を促進するなど、生産及び消費の拡大を支援していきます。
- 異業種の農業参入や異業種間連携等の促進を図り、農商工連携による6次産業化や販路の拡大を支援します。

④ 市民と農林水産業とのふれあい促進

- 農林水産関連イベントの開催や農業体験、漁業体験、自然体験等を実施し、生産者と消費者の交流を促進することで、子どもから大人まで幅広い世代の意識改革を図り、本市の地域資源への深い愛着を根付かせ、後継者を育成・確保することで将来にわたる資源の保全と活用につなげます。

⑤ 資源やエネルギーの有効活用

- 下水汚泥の肥料化や下水熱をエネルギーとして利用するなど、下水道施設に賦存する資源やエネルギーの有効利用を図るとともに、ごみ処理施設における発電や熱利用、資源の有効活用に向けた取組を推進します。

⑥ 播磨圏域連携中核都市圏ビジョンの推進

- 播磨圏域の連携中核都市である本市が、近隣市町と連携して地域循環共生圏の取組を推進することにより、播磨圏域の地域資源のポテンシャルを最大限に活かし、圏域全体の活性化を図ります。

▶ 地域夢プラン事業 — 姫路の地域資源に着目し発信 —

本市では、平成16年度（2004年度）より、地域の歴史・文化・自然等の地域資源の価値を見直し・活用による新たなまちづくりの取組として「地域夢プラン事業」を推進しています。中学校ごとに地域住民が中心となって、数多くの地域づくりの方向やソフト事業の計画を地域夢プランとして取りまとめ、継続的に事業を展開してきました。

現在は、事業成果からパンフレットや地区別マップ、動画等を作成し、姫路の魅力を市内外に幅広く発信することや、事業継続に向け担い手を育成するなど、さらなる展開を進めています。



地域夢プラン事業の刊行物

第6章 計画の進行管理

▶推進体制

計画の推進にあたり、関係部局で構成する「姫路市環境基本計画推進本部」を設置し、計画の進行管理を行います。

また、「環境基本法」（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関して基本的事項を調査審議するため、「姫路市環境審議会」を設置しています。本審議会は、市長の附属機関として、学識経験者のほか、民間団体等の代表者、行政機関の職員で構成されています。

計画の策定や見直しの際には、専門的かつ広範な見地から調査・審議を行います。

▶進行管理の方法

計画の推進にあたっては、取組の実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組へとつなげることが必要です。

そこで、PDCAサイクル（Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（見直し））による進行管理を行い、目標達成に向けた継続的改善を図ります。



計画推進の仕組み（PDCAサイクル）

▶環境指標

本計画に掲げる取組の実施状況について、基本目標ごとに数値評価できる指標を設定し、毎年度の推移を把握します。また、指標のなかで特に代表的なものを重点指標としています。

そして、計画の実施状況について、環境の状況や施策の状況を取りまとめ、毎年度公表するとともに、計画の進行管理に活用します。

環境指標一覧

基本目標	推進施策	重点	環境指標	単位
市民環境力の充実・強化	ライフステージに応じた環境学習の推進	◎	環境イベント実施回数	回
			環境ヒーローによる環境学習等実施回数	回
			網干環境楽習センター見学者数	人
			自然学校の実施校数	校
			市政出前講座の実施回数	回
	環境啓発活動の推進	◎	ひめじ環境フェスティバル来場者数	人
			姫路市公式アプリ「ひめじプラス」のダウンロード数（累計）	件
			広報紙への環境情報掲載回数	件
	環境配慮活動の促進	◎	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂
			公用車における次世代自動車等導入数（累計）	台
			公共施設の再生可能エネルギー導入規模（累計）	kW
			食品ロスもったいない運動推進店登録店舗数（累計）	店
		家庭用電動式生ごみ処理機の購入助成件数	件	
地球温暖化対策の推進	脱炭素型まちづくりの推進	◎	市域の温室効果ガス排出量	kt-CO ₂
			「COOL CHOICE啓発動画」の再生回数（累計）	回
			公共交通機関の乗車人員	人/日
			シェアサイクル「姫ちやり」の利用人数	人
	気候変動適応策の推進	◎	家庭用蓄電システム設置助成件数	件
			熱中症による搬送者数	人
		雨水貯留施設の設置箇所数（累計）	箇所	
		姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加人数	人	
生活環境の保全	大気環境の保全	◎	大気環境基準達成状況	%
			次世代自動車等導入補助件数	件
	水環境の保全	◎	水環境基準達成状況	%
			生活排水処理率	%
			公共下水道の人口普及率	%
	土壌環境の保全	◎	土壌環境基準（ダイオキシン類）達成状況	%
快適な生活環境の保全	◎	騒音環境基準達成状況	%	
		排水性舗装整備面積	m ²	
自然環境との共生	生物多様性の保全	◎	姫路市伊勢自然の里・環境学習センター、姫路科学館の一般利用者数	人
			姫路市伊勢自然の里・環境学習センターの利用学校数	校
			小学校の授業で生物を用いた育成体験事業参加校数	校
	緑の保全と創造	◎	一人あたりの都市公園面積	m ²
			地域緑化用樹木配布数	本
			公的補助を活用した私有林の間伐面積	ha
			市域面積に対する緑地面積の割合	%
水辺の保全と創造	◎	水生生物調査参加者数	人	
地域循環力の推進	循環型社会の構築	◎	一般廃棄物の資源化率	%
			一般廃棄物の最終処分量	t
			資源古紙行政回収量	kg
			まちかど100mクリーンアクション参加事業所数	事業所
	地域循環共生圏の拡充	◎	農林水産関連イベントの来場者数	人
		◎	姫路城入城者数	人
			有用魚種の放流数	千尾
			「姫路水産物PR動画」の再生回数（累計）	回
			「姫そだち」登録品目数	品目
			景観イベント参加者数	人
		「姫路市空き家バンク」物件登録数	件	

資料編

目次

資料1	市民意識調査	76
資料2	SDGsとの関係	94
資料3	施策一覧表	96
資料4	姫路の環境をみんなで守り育てる条例	103
資料5	姫路市環境審議会名簿	109
資料6	姫路市環境基本計画の策定経過	110
資料7	姫路市環境審議会答申	111
	用語解説	112

資料 1 市民意識調査

1 調査概要

(1) 目的

新たな環境基本計画を策定するにあたり、市民の環境に関する意識や関心、取組状況等を把握する。

(2) 調査時期

令和 2 年（2020 年）3 月～令和 2 年（2020 年）6 月

(3) 調査対象

◆市民アンケート

対象：満 20 歳以上の市民 1,100 人

【対象者抽出方法】

- ・住民基本台帳及び外国人登録から無作為抽出
- ・地域別（コミュニティブロック）の人口比率による抽出

◆高校生アンケート

対象：姫路市立高校（姫路高等学校、飾磨高等学校、琴丘高等学校）2 年生 752 人

(4) 調査方法

- ・市民アンケート：郵送によるアンケート調査
- ・高校生アンケート：直接配布、直接回収

(5) 回収結果

回収数、有効回答数は以下のとおりであり、次頁以降の母数は有効回答数である。

- ・市民アンケート：回収数 401 件（36.5%）、有効回答数 399 件（36.3%）
- ・高校生アンケート：回収数 738 件（98.1%）、有効回答数 738 件（98.1%）

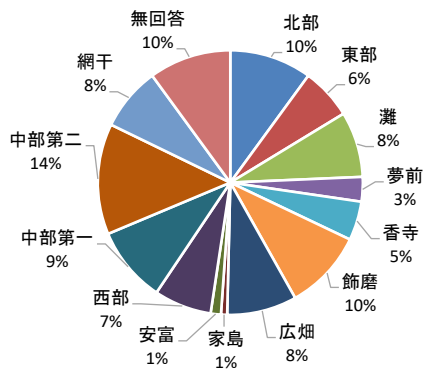
調査対象	配布・回収方法	配布数	有効回収数	有効回収率
市民アンケート	郵送により配布し、返信用封筒による回収	1,100	399	36.3%
高校生アンケート	姫路市立高校 3 校の教員による直接配布、直接回収	752	738	98.1%

2 調査結果

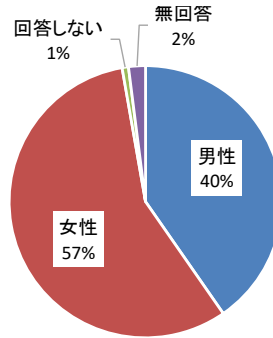
属性

【市民】

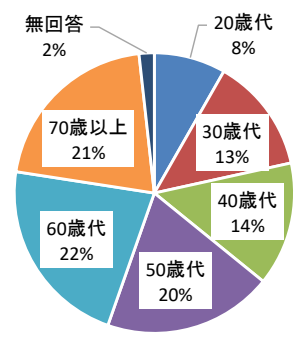
小学校区



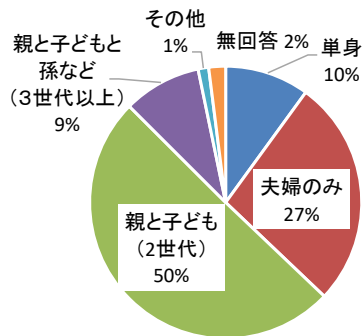
性別



年齢

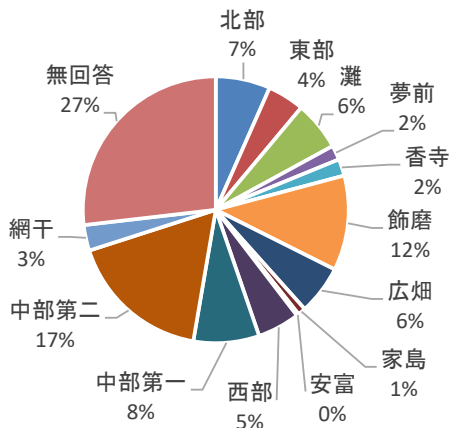


世帯構成

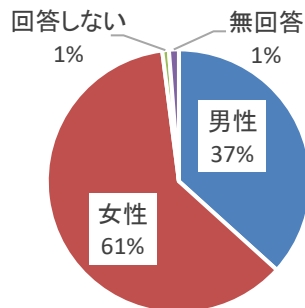


【高校生】

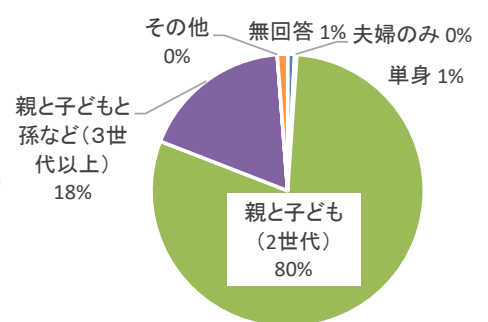
小学校区



性別



世帯構成

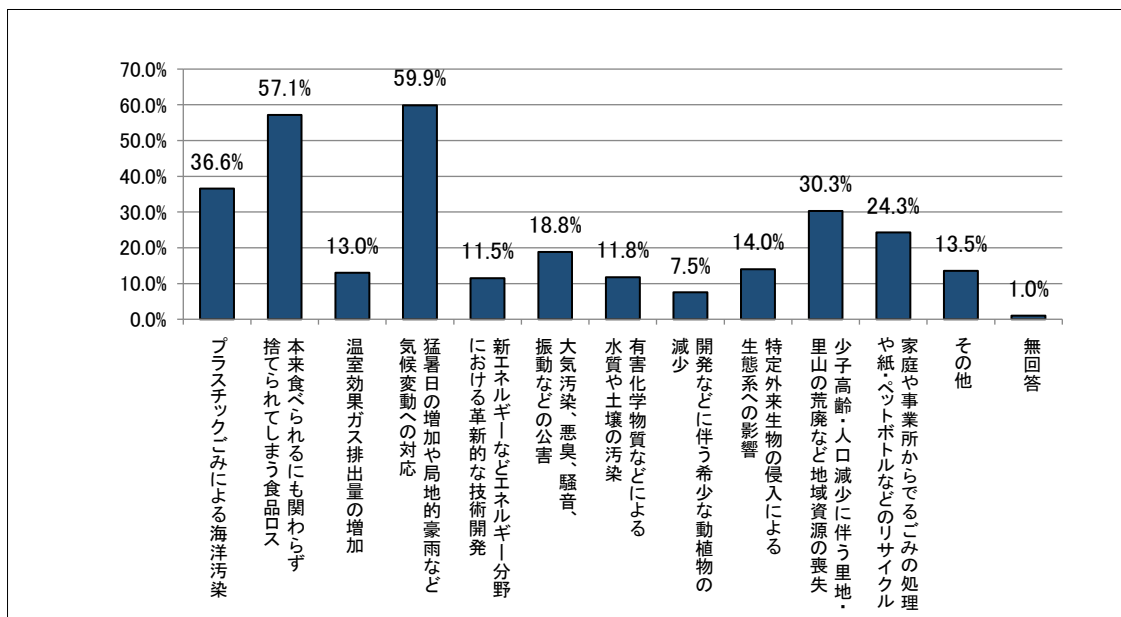


環境に対する関心・考え方

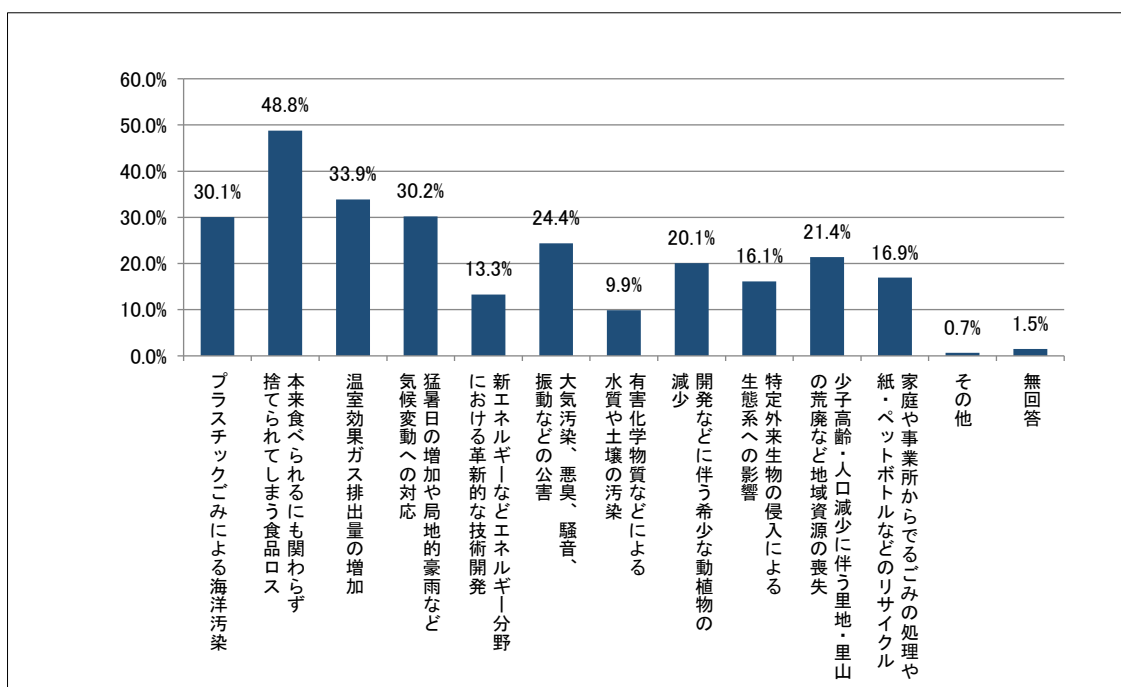
関心のある環境問題

問 あなたは、どのような環境問題に特に関心がありますか。(当てはまる番号の3つに○)。

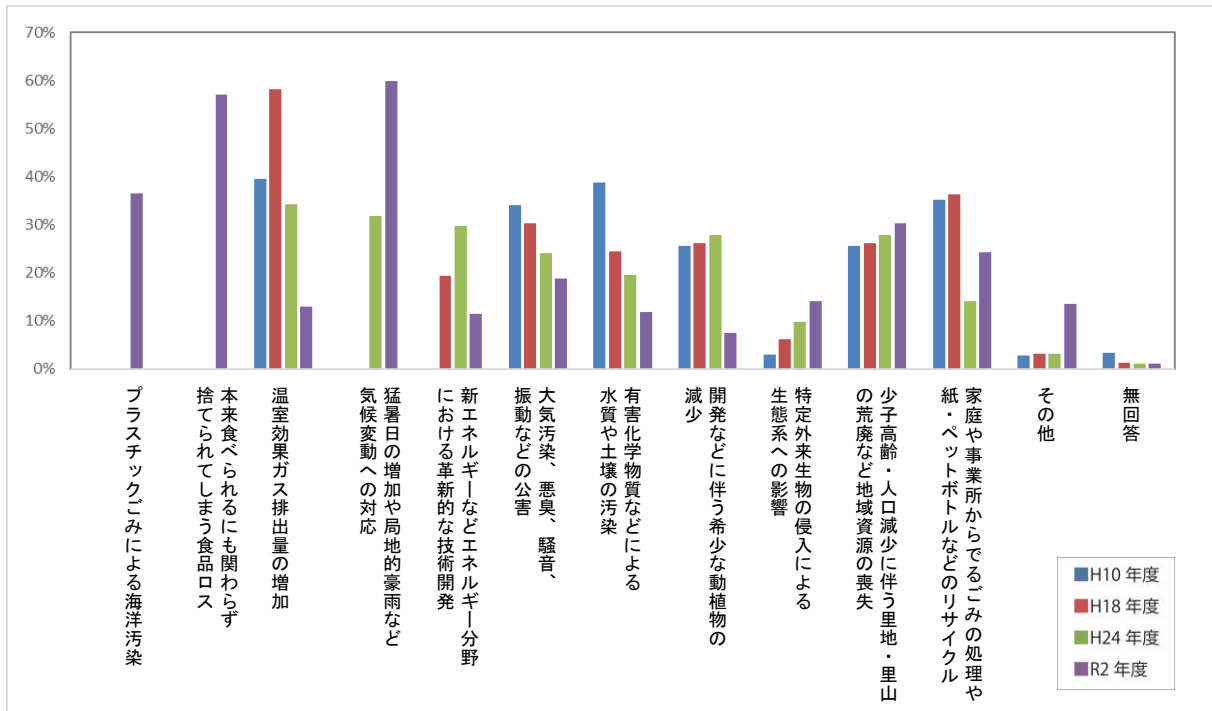
【市民】



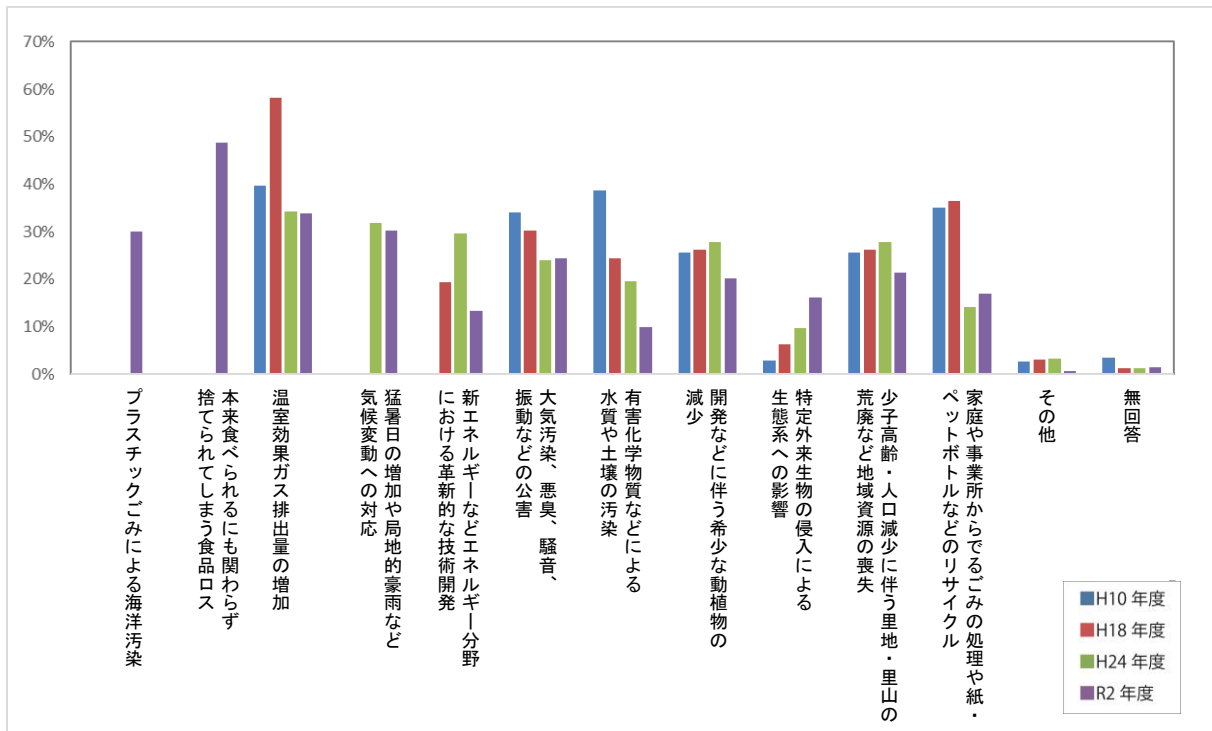
【高校生】



<経年変化> 【市民】



【高校生】



<その他の意見、自由回答>

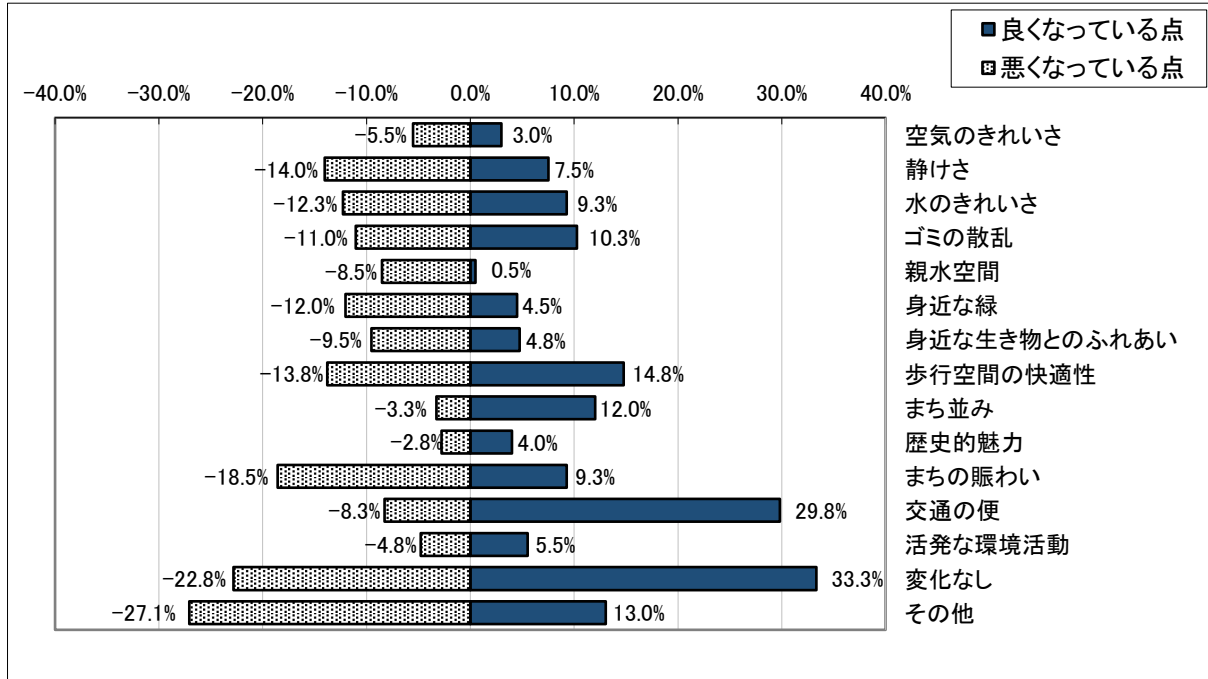
【市民・高校生】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリ、ヌートリア等、外来生物の国内への流入 ・シカ、イノシシ等による田畑への獣害 ・生活圏内で野生動物と遭遇する頻度の高まり ◆自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・川の氾濫 ・農地の減少による風水害の被害増大 ・水害 ◆交通・騒音問題 <ul style="list-style-type: none"> ・バイパスの騒音と振動 ・交通量増加に伴う生活環境の悪化 ◆ゴミ問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの不法投棄 ・ゴミの減量、分別、リサイクル ・テイクアウト食品の容器や、ストローの材質 ・プラスチックごみ問題 ◆住環境・景観 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が増加することで、住みよい環境の整備 ・地元産業の成長、人口の増加。活気ある街づくり ・空家問題 ・野良猫等への餌付け、糞害。 ・ペットの糞の放置 ・公園又は道路周辺の植樹 ・山や田畑の「宅地以外」への転用 ・安全な歩道等、生活しやすい環境 ◆エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーパネルに関連した問題（パネル設置による山の斜面の崩壊） ・太陽光発電の20年後、30年後の廃棄処分の問題 ・大気中に排出される二酸化炭素、石炭や石油などのエネルギーの活用 ◆気候変動・地球温暖化 <ul style="list-style-type: none"> ・年々気温上昇の傾向が見られること ・異常気象、地球温暖化 ・地球温暖化対策に考慮した開発 ◆大気・化学物質 <ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5問題 ・大気汚染。洗濯物への付着等日常生活への影響 ・分煙、喫煙スペース ・田畑での野外焼却（野焼き） ・化学物質過敏症 ・香害 ◆海洋環境 <ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染（海洋プラスチック問題）
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・台風などの災害 ◆ゴミ問題 <ul style="list-style-type: none"> ・埋め立てについての問題 ◆エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル設置における影響 ◆大気・化学物質 <ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層の破壊

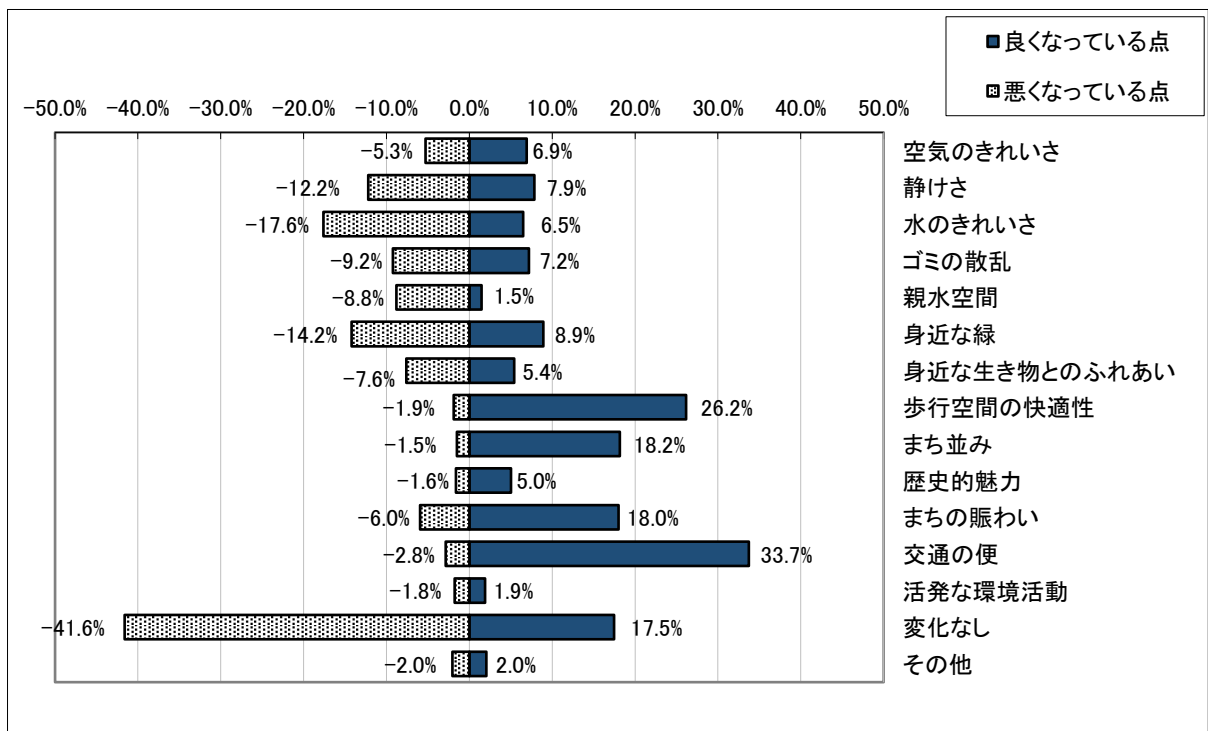
周辺環境で良くなっている点／悪くなっている点

問 お住まいの周辺の環境で、良くなっている点、悪くなっている点についてお聞きします。
 (1)ここ数年で良くなっている点は何ですか。 (2)ここ数年で悪くなっている点は何ですか。

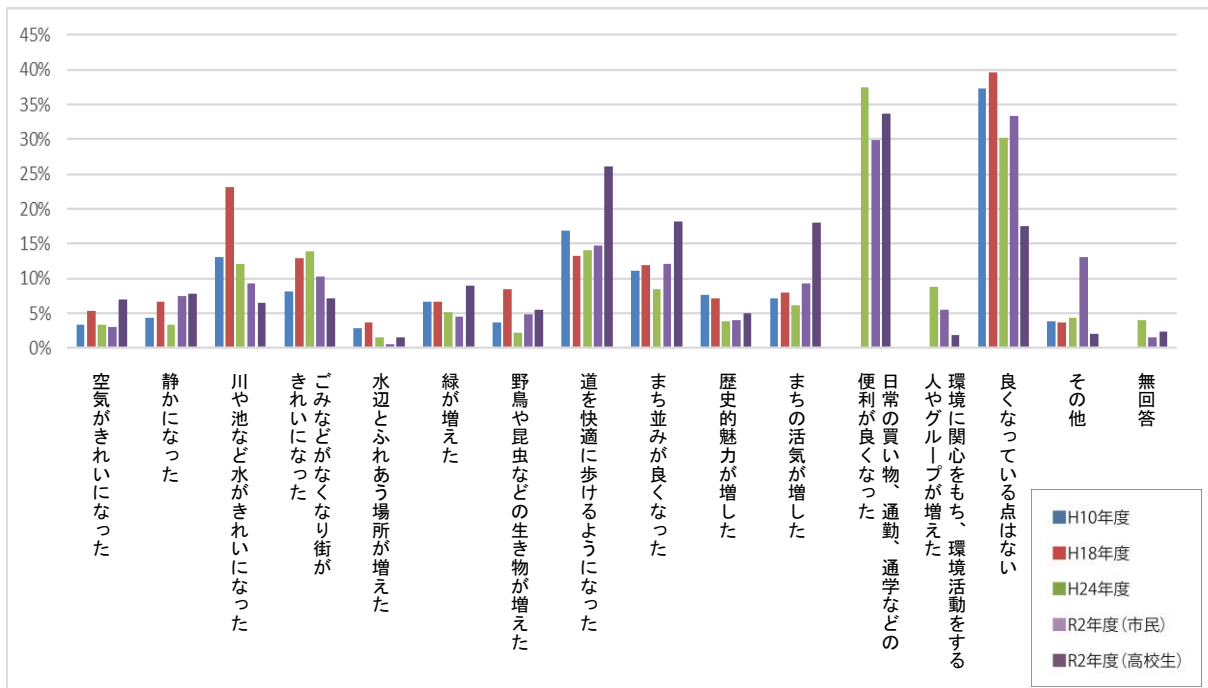
【市民】



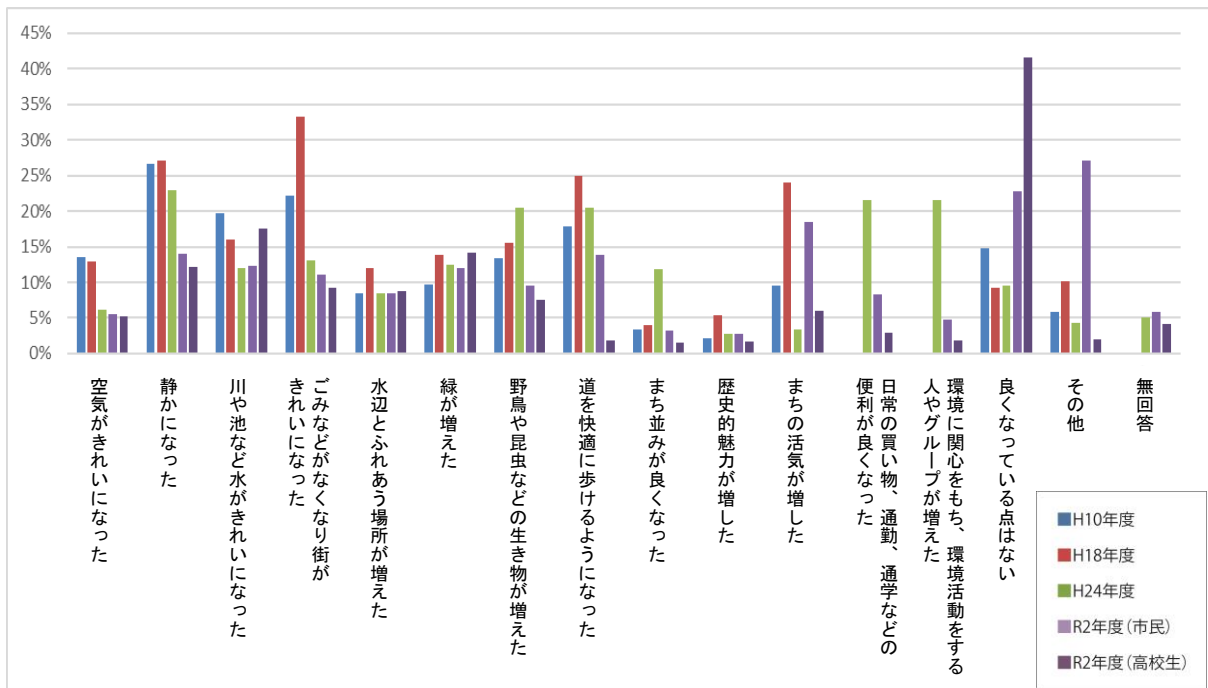
【高校生】



<「良くなっている点」の経年変化> 【市民・高校生】



<「悪くなっている点」の経年変化> 【市民・高校生】



<「良くなっている点」に関するその他の意見>

【市民・高校生】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆静けさ <ul style="list-style-type: none"> ・暴走族がいなくなった。 ◆水のきれいさ <ul style="list-style-type: none"> ・海の水がきれいになった。 ◆ゴミの散乱 <ul style="list-style-type: none"> ・公園など、自治会の皆さんの尽力で大変きれいになっている。 ・街路清掃してくれる企業が増えた。 ・犬のフンが少なくなった。タバコのポイ捨てが少なくなった。 ◆道路空間の快適性 <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹などキレイで花壇も手入れされており気持ちが良い。 ・道路が広くなった。整備された。カーブミラーが多くなって運転しやすくなった。 ・川の両岸に歩道ができ、散歩しやすくなった。 ・信号が分かりやすくなった。 ・道の街灯がLEDになって明るくなった。 ・歩道橋が保修された。橋に遊歩道ができた。 ◆まち並み <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理により便利になった。 ・道路沿いの雑木林や街路樹、公園の植樹などが間引かれ、見通しがよくなった。 ◆まちの賑わい <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が増え、人口が増えた。 ・周辺に若い世代の家族が多く住むようになってきた。 ・お店が増え、活気がある。 ◆日常の買い物、通勤、通学などの利便性 <ul style="list-style-type: none"> ・大型スーパーができ、便利になった。 ・駅が近くに出来て便利になった。 ・買い物が不自由な方に、週1回軽トラに生鮮食品を乗せて来てくれるようになった。 ・小学生の通学路が整備され安全になってきている。 ・バスが通るようになり、お店が増えて買い物が楽になった。 ◆活発な環境活動 <ul style="list-style-type: none"> ・近所のボランティアの方が、いつも公園などを掃除してくださっている。 ・地域の定期的美化運動の参加者が増えた。 ・自治会、老人会、子供会等2~3ヶ月に一回皆で草取りをしている。 ◆ゴミ収集場所での問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別が良くなっている。 ◆駅、駅前環境 <ul style="list-style-type: none"> ・近くに大きな店ができた／駅前がきれいに整備された。 ・駅にエレベーターが出来た。 ・JRはりま勝原駅ができてよくなった。 ◆無断駐車等 <ul style="list-style-type: none"> ・路上駐車が減った。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な生き物とのふれあい <ul style="list-style-type: none"> ・鳥の音が聞こえるようになった。 ◆道路空間の快適性 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備が進んでいる。 ◆まちの賑わい <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの声が多くなった。 ・家が多く建つようになった。 ・治安が良くなった。 ・海外の観光客が増えた。 ◆日常の買い物、通勤、通学などの利便性 <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニなどが増えた。 ◆駅、駅前環境 <ul style="list-style-type: none"> ・駅がきれいになり、使いやすくなった。 ・駅周辺が活性化した。

<「悪くなっている点」に関するその他の意見>

【市民・高校生】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆水のきれいさ <ul style="list-style-type: none"> ・川（大野川・夢前川・汐入川）が汚くなった。 ◆ごみの散乱 <ul style="list-style-type: none"> ・川や道端、公園にゴミが捨てられている。 ・ペットボトル、カン、コンビニのふくろ等、ゴミのポイ捨てが多く目立つ。 ・ゴミが不法投棄される。 ・カラス被害がある。 ◆身近な緑 <ul style="list-style-type: none"> ・山の整備がされていない、雑木林、竹林等、倒れたままの木や竹が目立つ。 ・田んぼが消えて家が建つようになった。 ◆身近な生き物とのふれあい <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成された箇所が増え、田畑や緑が減って、鳥などの生物が減少している。 ◆道路空間の快適性 <ul style="list-style-type: none"> ・道路状況が改善されない（センターライン、側線、ガードレール、路肩等）。 ・道路がいたんでいる。 ・道幅がせまく、大変危険である。 ・自転車のマナーが悪い。歩道には歩行者優先の表示をしてほしい。 ・雨量が多いと道路が水没してしまう。 ◆歴史的魅力 <ul style="list-style-type: none"> ・古い歩道、街路樹の状況が悪くなった。 ◆まちの賑わい <ul style="list-style-type: none"> ・若者が少なくなった。 ・町のイベントが少ないのでふれあいが無い、どこに行けばイベントがあるかわからない。 ・繁華街の活気が低下し、戻る雰囲気がない。 ◆日常の買い物、通勤、通学などの利便性 <ul style="list-style-type: none"> ・総合病院の移転計画、不便になる。 ・交通機関（バス）が減り、車以外の外出が非常に不便である。 ・バスの減便と利用料金の増額は不満である。 ◆空き家 <ul style="list-style-type: none"> ・古い民家そのままになっているのが外観にも環境にも悪いと思う。 ・空家が増えた。 ◆ゴミ収集場所での問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集場所が網をかぶせるだけなので、鳥が荒らして困る。 ・猫・鳥被害防止のため、ドア付のゴミステーションを設置してほしい。 ◆交通量 <ul style="list-style-type: none"> ・交通量が増えた。 ・（交通量が増えたことに起因し）住宅街などが抜け道になっているようで、危険である。 ・家やハイツ等が増えて車の量が多くなった。 ◆駅、駅前環境 <ul style="list-style-type: none"> ・京口駅が老朽化しているので、すべりやすい。 ◆ペットの糞 <ul style="list-style-type: none"> ・犬のふんを持ち帰らない人がいるため、毎日の散歩の時にやな思いをする。 ・ペットの散歩マナーが悪い。 ◆野良猫、野生動物 <ul style="list-style-type: none"> ・カラス・野良猫が増えて困っている。 ・野生動物（イノシシ）などが出ており、危険を感じるようになった。 ・アライグマは狂犬病のこともあるので、とても怖い。 ・シカ、アライグマ、イノシシ等が畑を荒らす。 ◆無断駐車等 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場がない場所で路駐が目立つ、危険である。 ◆マナー <ul style="list-style-type: none"> ・若い家族世代が増えた事で、マナーの悪い人も増えた。 ・子どもたちが道路で遊んでいても、保護者が注意しない。 ・一般車輛の通行を禁止している、生活道路を通行する車が多い。指導が必要である。 ・マナーが悪い、常識がない人が増えたと思う。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ◆無断駐車等

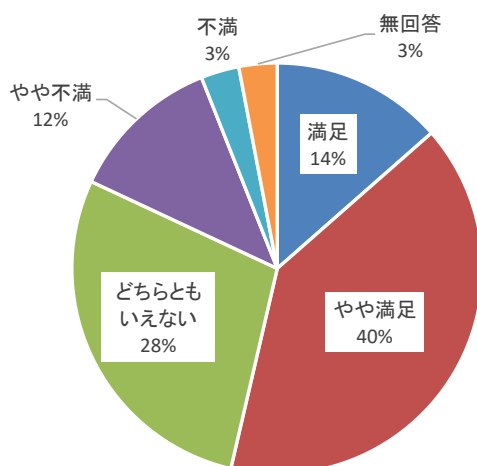
	<ul style="list-style-type: none"> ・家の周りに車を停める迷惑な人がいる。
共通	<ul style="list-style-type: none"> ◆静けさ <ul style="list-style-type: none"> ・夜中に車の騒音がひどいことがある。 ◆道路空間の快適性 <ul style="list-style-type: none"> ・街灯が少ないため暗い。 ◆ゴミ収集場所での問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミステーションでのごみを置くマナーが悪くなった（収集日前や収集後に置く、分別を守らない等）。

<「周辺環境で良くなっている点／悪くなっている点」の上位3位> 【市民・高校生】

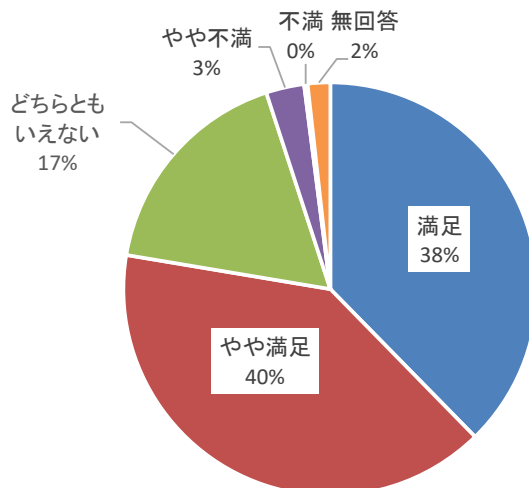
	良くなっている点	悪くなっている点
市民 (%)	1. 良くなっている点はな (33.3) 2. 日常の買い物、通勤、通学などの便利が良くなった (29.8) 3. 道を快適に歩けるようになった (14.8)	1. その他 (27.1) 2. 悪くなっている点はな (22.8) 3. まちの活気が減った (18.5)
高校生 (%)	1. 日常の買い物、通勤、通学などの便利が良くなった (33.7) 2. 道を快適に歩けるようになった (26.2) 3. まち並みが良くなった (18.2)	1. 悪くなっている点はな (41.6) 2. 川や池など水がきたなくなった (17.6) 3. 緑が減った (14.2)

<周辺環境の満足度>

【市民】



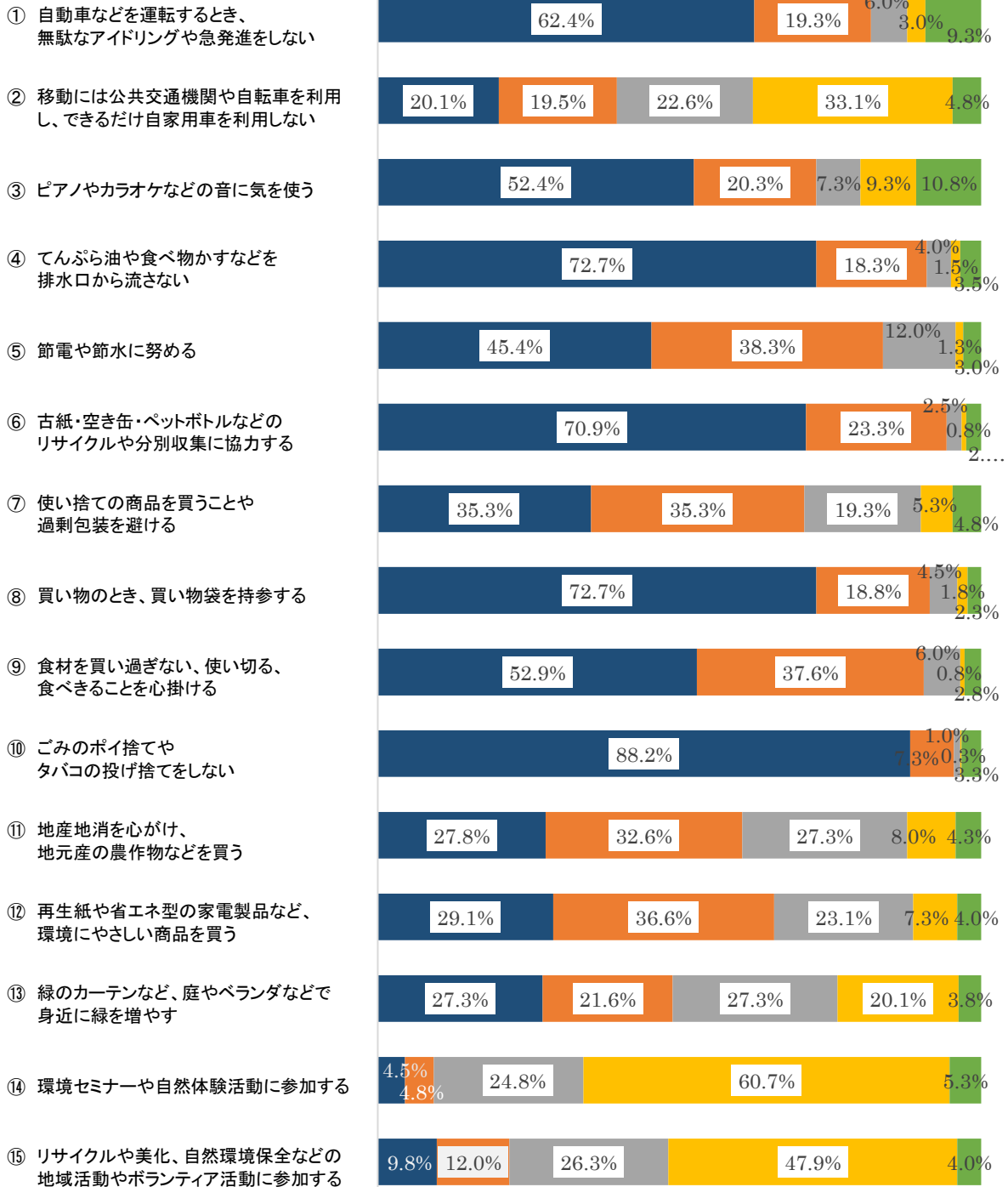
【高校生】



環境行動の実践状況

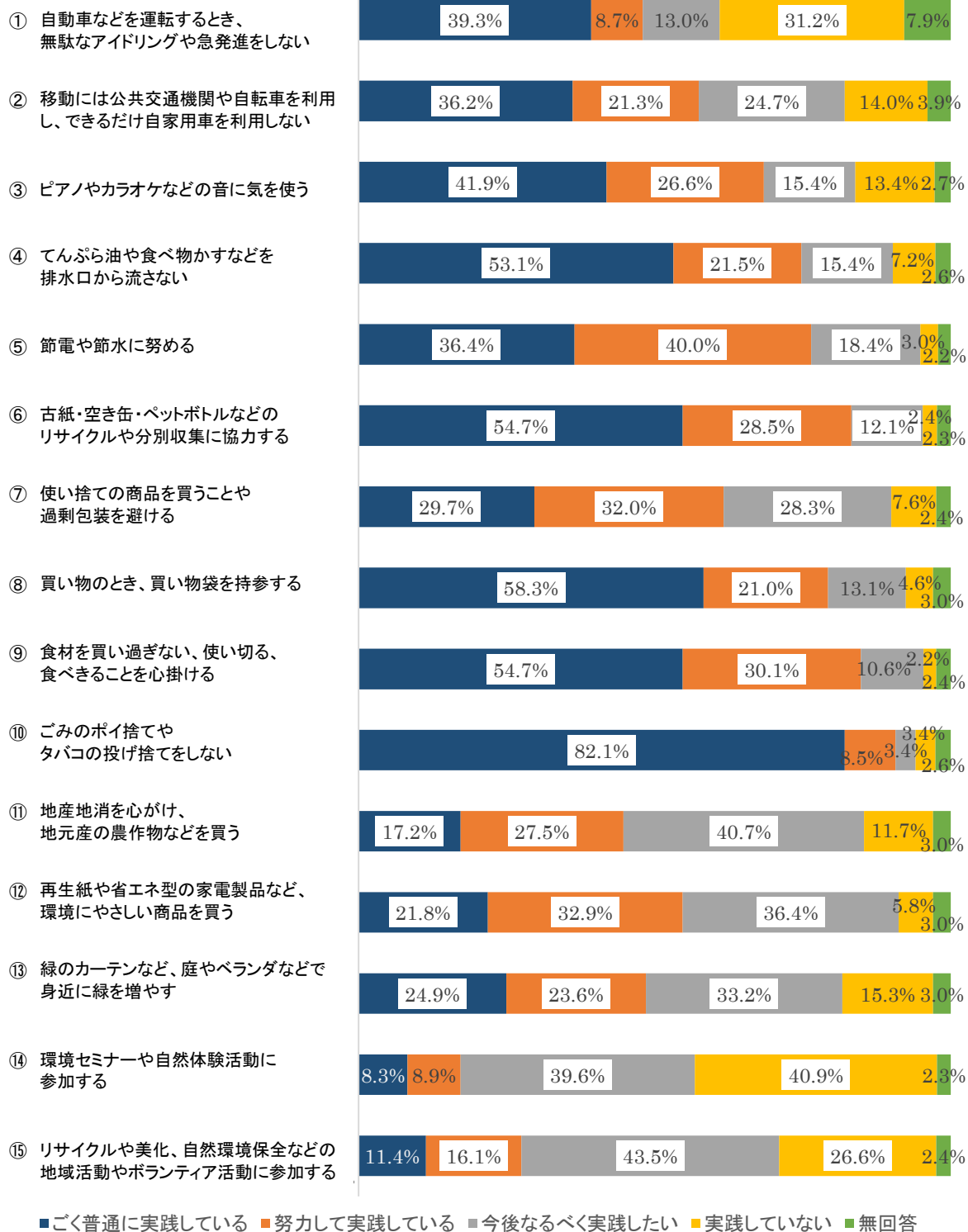
【市民】

問 豊かな環境を守り、より良い環境をつくっていくためには、私たち自身のライフスタイルを見直していくことが重要です。下記の取組内容について、あなたの実践状況をそれぞれお答えください。



■ごく普通に実践している ■努力して実践している ■今後なるべく実践したい ■実践していない ■無回答

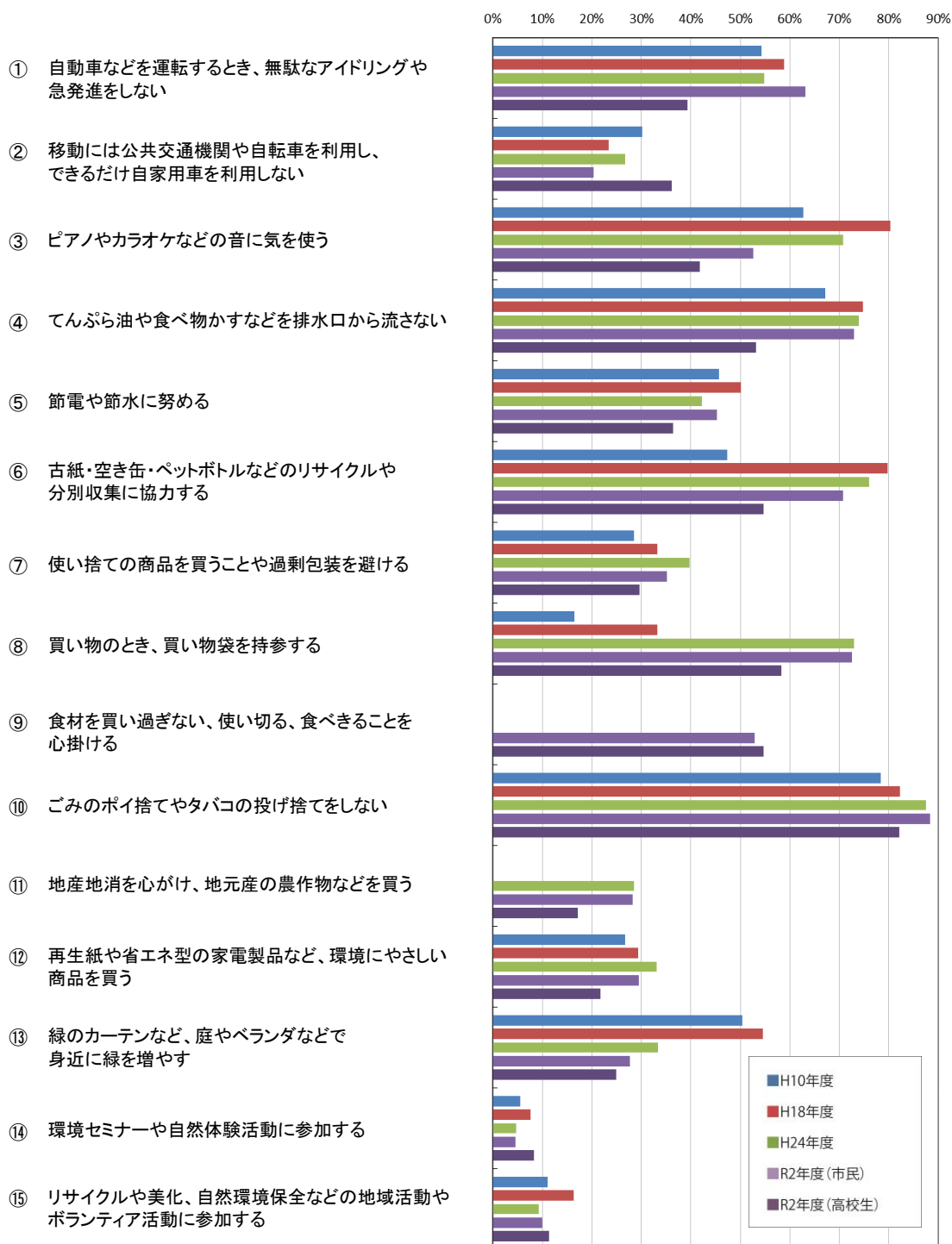
【高校生】



【市民・高校生】

経年変化として、「ゴミのポイ捨てやタバコの投げ捨てをしない」ことを実践している市民割合は増加傾向が見られた一方、「古紙・空き缶などのリサイクルや分別収集に協力する」と答えた割合は減少傾向にあった。

令和2年度高校生の回答に着目すると、「移動には公共交通機関や自転車を利用し、できるだけ自家用車を利用しない」「食材を買い過ぎない、使い切る、食べきることを心掛ける」と答えた割合が、市民回答に比べ高くなる傾向が見られた。



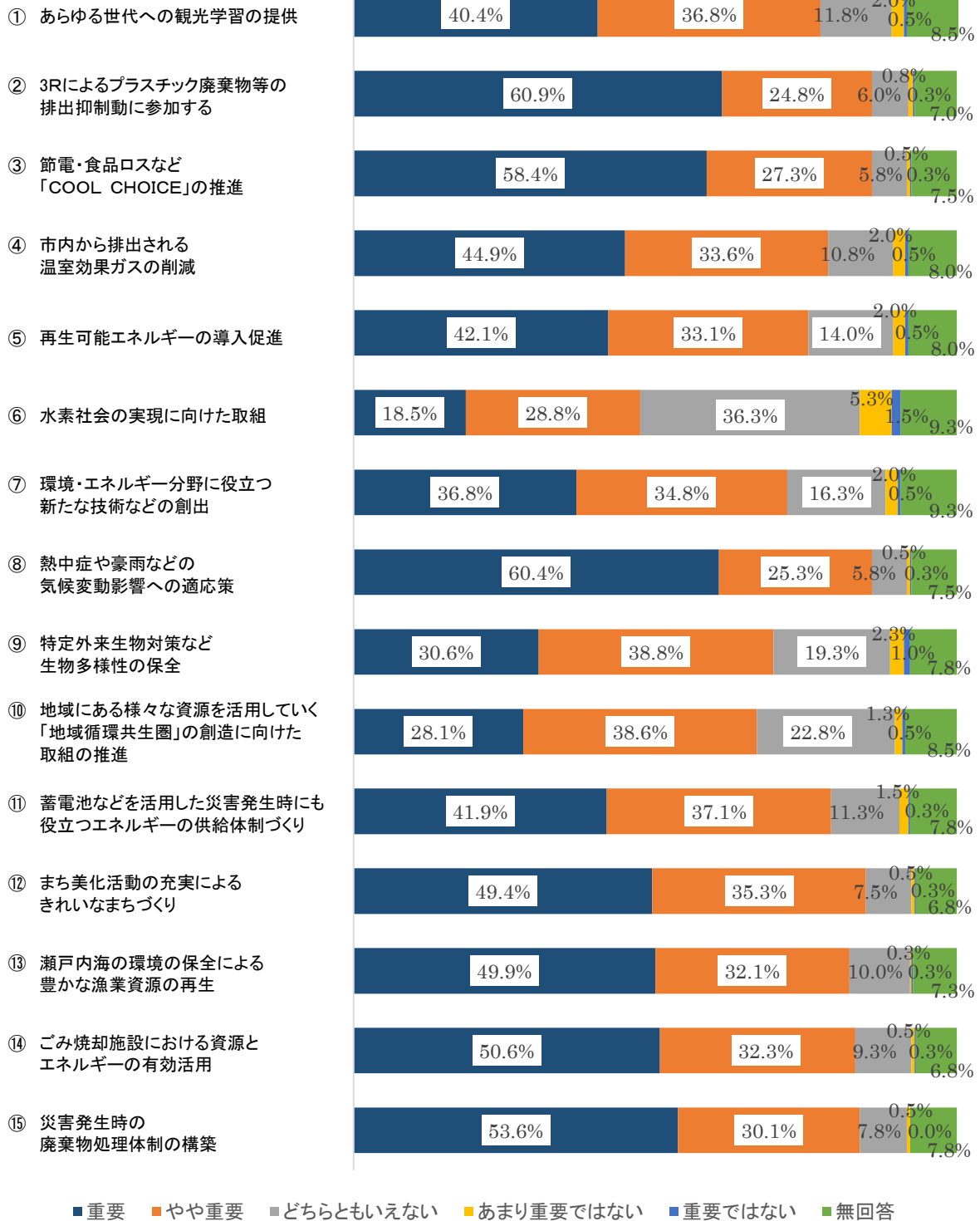
<その他の意見、自由回答>

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ゴミ問題 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会のゴミ当番として指導を行っている。 ・自治会の清掃活動などに積極的に参加している。 ・溝掃除など団体で取り組んでいる。 ・個人でゴミ拾いを行っている。 ・子供と散歩中に落ちているゴミを拾う、ゴミ問題の本を読んでいる。 ・ポイ捨ては絶対にせず、ゴミの分別をきちんと行っている。 ・公園の清掃活動に参加している。 ・内容量に合った指定ゴミ袋を選択している。 ・小さくなった子供服や、おもちゃなどを捨てずに、交換会などに出している。 ・すぐ消費する食品は、古い物（賞味・消費期限）を購入している。 ・むだな物を買わない、最終まで使いきる。 ・廃棄される自転車やバイクを譲り受け、修理して自分で使用したり、知人に譲り使い続けるようにしている。 ◆住環境・景観 <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼを使ったコスモス畑や稲作の実施している。 ・自治会で、耕作放棄地へ桜の植林を実施している。 ・山の整備を実施している。 ・公園の管理を行っている。（花の植樹、掃除） ・高齢者対象の体操や、ふれあい喫茶など、ボランティア活動を実施している。 ◆エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・米のとぎ汁等を庭の植物にやっている。 ・お風呂の水を洗濯、掃除、花の水やり等に使用し、節水している。 ・道路に水をまいて、よしず等を使っている。 ・エコカーに乗っている。 ・通勤では自動車を使用せず、バイク通勤している。 ・自転車で通勤・買物をしている。 ・エアコンのつけっぱなしをしない。 ・エアコンの使用を最低限にしている。エアコン以外の冷暖房器具も極力使用していない。 ・冷房や暖房の温度に気をつけている、設定温度をエコモードにする。 ・空き缶のプルトップ取って、小学校に渡している。 ・室内での衣類調節、空調調節（保温・保冷）をしている。 ・太陽光発電のパネルを設置している。 ・生ゴミの水切りをしている。 ・環境に配慮したマークの付いた食品・製品等を購入している。 ◆大気・化学物質 <ul style="list-style-type: none"> ・有機肥料を活用している。 ◆海洋環境 <ul style="list-style-type: none"> ・食器洗いや掃除等で油ものは紙で油分をふき取ってから洗うようにし、洗剤の使用を少なくすることを心掛けている。 ・ナチュラルな食器洗い洗剤や、衣類用洗剤を選んで購入している。
<p>高校生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ゴミ問題 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の廃品回収への参加。 ・ゴミの分別を行う。（リサイクル） ・再利用（コピー用紙は裏面を使うなど）。 ・居住地区の清掃活動に協力している。 ・ゴミ拾い等、地域のボランティアに進んで参加している。 ・レジ袋をもらわない。 ・食べ物を残さない。 ◆地産地消 <ul style="list-style-type: none"> ・畑で作っているものを使うようにしている。

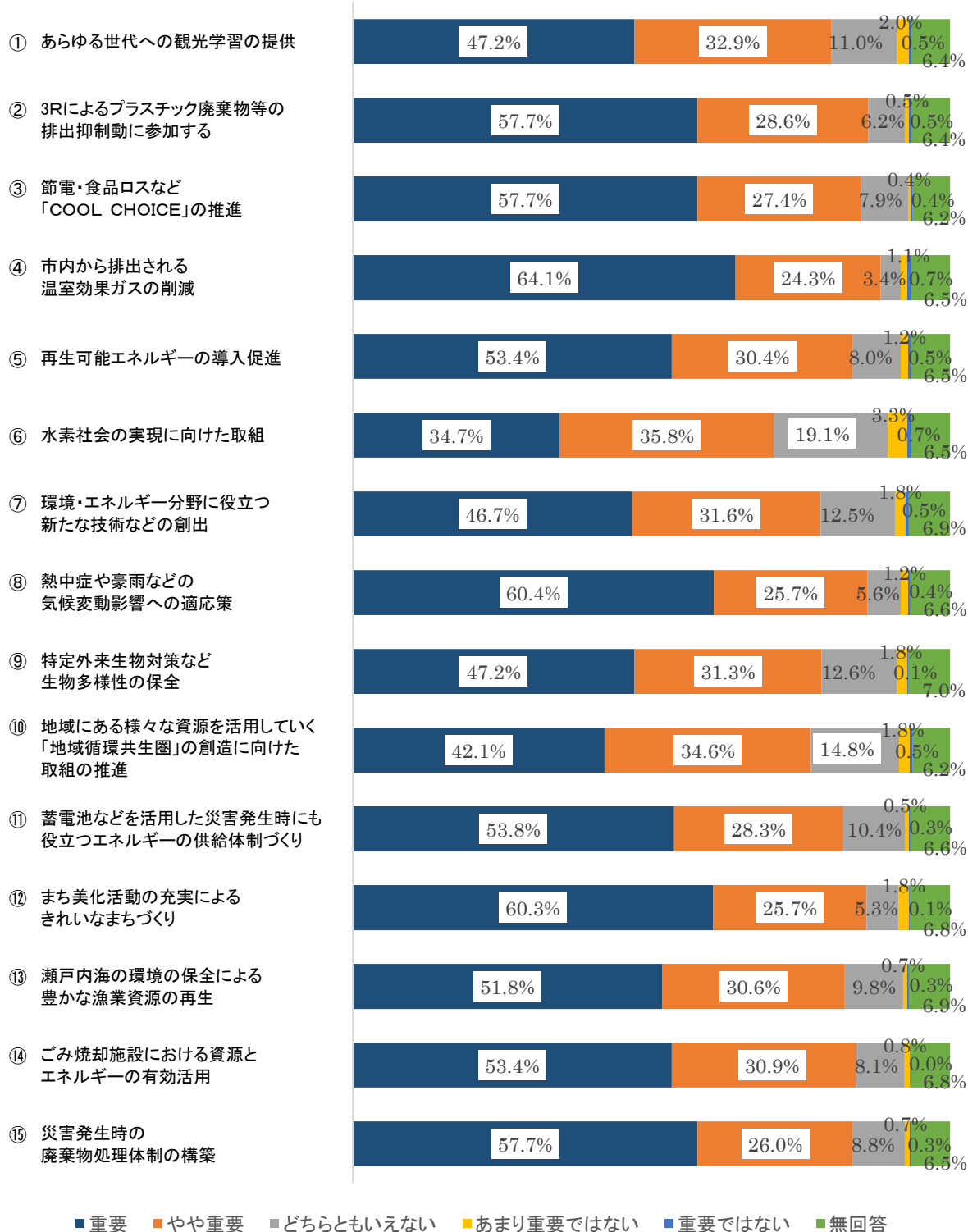
姫路市が進める環境対策への意識

問 あなたは、姫路市が進める環境に関する取組である以下の項目について、それぞれの程度、重要だと思いますか。

【市民】



【高校生】



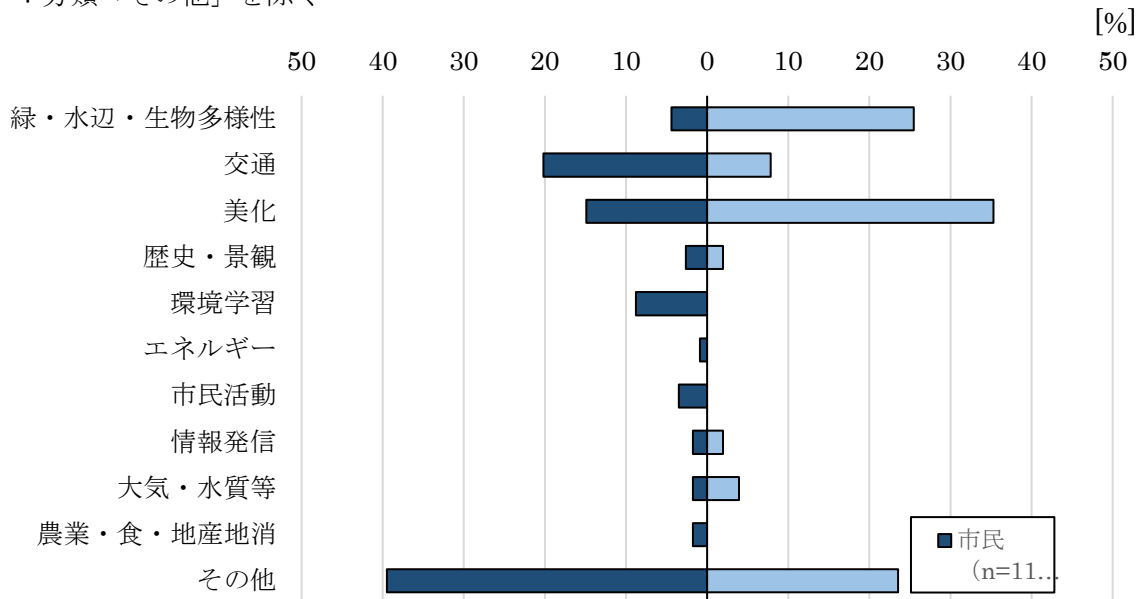
より良い環境づくりに向けた取組に関する意見・提案（自由意見）

【市民・高校生】

市民の回答では、①交通、②美化、③環境学習に関する意見や要望が上位になった。一方、高校生の回答では、①美化、②緑・水辺・生物多様性、③交通に関する意見や要望が上位となった。

両者に共通して、交通と美化に関する意見が多くなる傾向が見られた。

*分類「その他」を除く



<自由意見の具体的内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑・水辺・生物多様性 <ul style="list-style-type: none"> ・土とふれ合える場所、走り回れる場所を残してほしい。 ・姫路市の花とみどり町を美しくする取り組みは他市と比べて進んでいると思う、これからもこのような地道な取り組みを続けてほしい。 ・緑の多い公園を作してほしい・増やしてほしい。 ◆交通 <ul style="list-style-type: none"> ・県道の道幅が大変せまく、交通量が多いので拡張工事を進めてほしい。 ・お城見学の観光客が駐車場に入れず、道路に並び車線を塞いでしまうことを解決して欲しい。 ・公共交通機関の利用促進のため、駅前に駐輪場を設置してほしい。 ・無人駅を有人駅にしてほしい。 ・街灯を増やしてほしい。 ・駅にエレベーターまたはエスカレーターを設置してほしい。 ・通勤ラッシュ時含め、渋滞緩和の対策をしてほしい。 ・主要幹線道路に自転車専用レーンを設置してほしい。 ・バイパスは便利だが、飛石が多くて危ない。定期的に路面点検、清掃してほしい。 ◆美化 <ul style="list-style-type: none"> ・授業の一環として、郊外のゴミ拾い等のボランティアを積極的に取り入れてほしい。 ・小学校などで、親同伴のリサイクル方法の勉強会などを開催してほしい。 ・市民に、リサイクル生活の指導をしてほしい。 ・市指定のゴミ袋以外でも、ゴミが出せる様にしてほしい（透明又は白色の袋等）。 ・川の清掃を定期的実施したい。 ・お城のボランティア掃除は良い取り組みだと思う、参加したいので実施日を早くから知らせしてほしい。 ・監視カメラの設置を促進して、不法投棄や廃棄物処理場の不正処分防止を徹底してほしい。 ・歩道をゴミ収集場所にしないでほしい。 ◆歴史・景観 <ul style="list-style-type: none"> ・空家や空き地が多くなり、過疎が進んでいるので改善してほしい。
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路は自然が豊かなので、街もビルの林立はしないほうがよい。 ◆環境学習 <ul style="list-style-type: none"> ・子供への教育は、楽しみながら取り組めるものにしてほしい。 ・幼少や小学生の頃からの教育を行い、環境問題について具体的に学ぶ場を増やしていき、社会全体の教養を高めたい。 ・小学校の授業などで、自然に触れ合える授業・リサイクルに関する授業を増やしてほしい。 ・イベントや講習会などで、子供の頃から環境問題、食品ロスなどを学習させるべき。 ・観光都市として様々な国の方が来られているので、他国の取り組み等を学び交流できる場や機会があればよいのではと感じている。 ◆エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・水素などを利用したほうがよい。 ◆市民活動 <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死防止のため、定期的な地域全体の見守り制度が必要ではないか。 ・町単位や、若い人も含めた住民同士で話ができる体制がほしい。 ・クリーン作戦の他に、毎月2回ほどボランティア清掃日を実施してみてはどうか。 ・近隣に若い人が少ないので、心細い。 ◆情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・大学HP、市民HPを設置してほしい。 ・臨海部工業地域の取組や、離島部の環境保全などを、市民にPRする機会を持ってほしい。 ◆大気・水質等 <ul style="list-style-type: none"> ・排気ガスが気になる。 ・特に山村地域では畑の草を焼く行為が日常的に行われており、体調も悪くなるので規制してほしい。 ◆農業・食・地産地消 <ul style="list-style-type: none"> ・イカナゴが減少しているので不安。 ・農地の保全、活用にもっと力を入れてほしい。
<p style="text-align: center;">高 校 生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑・水辺・生物多様性 <ul style="list-style-type: none"> ・川に入るための階段がほしい。 ・各家庭に植物を無料提供すればよいと思う。 ・川が汚いので、改善してほしい。 ・緑が減少している。 ・花や緑を増やしてほしい。 ・田んぼや畑などを減らさない。 ◆美化 <ul style="list-style-type: none"> ・愛城会などの清掃に、もっと色々な人が取り組めたらより良いと思う。 ・姫路駅周辺にごみ箱を設置してほしい。ポイ捨ての減少、リサイクルなどに繋がるのではないか。 ・公園のトイレをきれいにしてほしい。 ・ゴミ収集場所がネットなので、カラス被害がある。 ◆歴史・景観 <ul style="list-style-type: none"> ・道をきれいにしてほしい。 ◆情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを使つての学習。 ◆大気・水質等 <ul style="list-style-type: none"> ・夢前川で魚が死んでいるので、どうにかしてほしい。
<p style="text-align: center;">共 通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス等公共交通の充実を図ってほしい。(市民・高校生) ・歩道を歩きやすいように整備してほしい(草刈り・舗装等)。(市民・高校生) ◆美化 <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶やゴミなどのポイ捨てが多い。(市民・高校生)

資料2 SDGsとの関係

1 SDGsについて



出展：国際連合広報センター

〈17のゴール〉

1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な生産消費形態を確保する
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

2 推進施策との関連

1. 市民環境力の充実・強化	(1) ライフステージに応じた環境学習の推進	4 質の高い教育をみんなに	12 つくる責任 つかう責任
	(2) 環境啓発活動の推進	4 質の高い教育をみんなに	12 つくる責任 つかう責任 15 陸の豊かさも守ろう
	(3) 環境配慮活動の促進	4 質の高い教育をみんなに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任
2. 地球温暖化対策の推進	(1) 低炭素社会の構築	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	(2) 気候変動適応策の推進	3 すべての人に健康と福祉を	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を

3. 生活環境の 保全	(1) 大気環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを		
	(2) 水環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	14 海の豊かさを守ろう	
	(3) 土壌環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを	15 陸の豊かさも守ろう		
	(4) 快適な生活環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを		
4. 自然環境と の共生	(1) 生物多様性の保全	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	
	(2) 緑の保全と創造	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	15 陸の豊かさも守ろう		
	(3) 水辺の保全と創造	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	14 海の豊かさを守ろう		
5. 地域循環力 の推進	(1) 循環型社会の構築	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
	(2) 地域循環共生圏の拡充	2 気候をゼロに	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
リーディング プラン	(1) 強靱化（レジリエンス向上）に資する環境活動	3 すべての人に健康と福祉を	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
	(2) 水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
	(3) 地域資源を活用した持続可能なまちづくり	2 気候をゼロに	4 質の高い教育をみんなに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	

資料3 施策一覧表

継続：前計画に記載があり、引き続き継続するもの。

拡充：前計画に記載の施策から、他の事業との統合や内容の拡充が図られるなど、施策名を変えて引き続き継続するもの。

新規：今回の計画から初めて掲載するもの。

◎基本目標1 市民環境力の充実・強化

推進施策	項目	主な内容	前計画との比較	担当部局
(1) ライフステージに応じた環境学習の推進	あらゆる世代への環境学習・環境教育の推進	①環境学習施設機能の充実・強化	新規	環境局美化部
		②環境ヒーローを活用した環境学習と環境啓発	継続	環境局環境政策室
		③環境副読本の作成・配付	継続	環境局環境政策室
		④生き物から学ぶ生物多様性プロジェクトによるメダカとジャコウアゲハの飼育	継続	環境局環境政策室
		⑤体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施	継続	教育委員会
		⑥環境学習出前教室の実施	拡充	環境局環境政策室
		⑦市政出前講座の実施、公民館等での環境に関する講座の開催	新規	環境局
		⑧姫路科学館、自然観察の森、水族館等関連施設の活用	拡充	環境局環境政策室
		⑨環境学習リーダー養成講座の実施	継続	環境局環境政策室
		⑩生物多様性発見応援プロジェクトの実施	継続	環境局環境政策室
		⑪高校生など若者向け環境学習機会の充実・強化	新規	環境局環境政策室
(2) 環境啓発活動の推進	環境啓発の推進	①環境月間行事の実施	継続	環境局環境政策室
		②食品ロス削減月間行事の実施	新規	環境局美化部
		③ひめじ環境フェスティバルの開催	継続	環境局美化部
		④環境講演会の実施	継続	環境局環境政策室
		⑤環境ポスターコンクールの実施	継続	環境局環境政策室
		⑥環境ヒーローを活用した環境学習と環境啓発[再掲]	新規	環境局環境政策室
		⑦生物多様性の啓発	新規	環境局環境政策室
		⑧高校生など若者向け環境学習機会の充実・強化[再掲]	新規	環境局環境政策室
		⑨環境学習施設機能の充実・強化[再掲]	新規	環境局美化部
		環境情報の共有	①ICT等を活用した利用者ニーズに応じた情報提供	新規
②姫路市公式アプリ「ひめじプラス」の活用	新規		環境局	
③ごみ分別アプリ「合言葉はもったいない」の活用	新規		環境局美化部	
④広報誌やHP等による環境情報の発信	継続		環境局	
⑤「姫路の環境」の作成・配布	継続		環境局環境政策室	
(3) 環境配慮活動の促進	環境配慮活動の率先行動	①環境マネジメントシステムの運用	継続	環境局環境政策室
		②施設照明や道路照明のLED化の推進	継続	都市局・建設局・財政局
		③公共施設における再生可能エネルギーの導入促進	継続	都市局・環境局環境政策室
		④「BEMS」・「HEMS」・「スマートメーター」等の導入及び活用	継続	都市局・財政局・環境局環境政策室
		⑤公用車への次世代自動車等の導入促進	継続	財政局
		⑥公用自転車の利用促進	継続	財政局
		⑦ノーマイカーデーの取組の推進	継続	環境局環境政策室
		⑧グリーン購入の推進	継続	環境局環境政策室
		⑨緑のカーテンの推進	継続	環境局環境政策室
		⑩事業者と連携したセミナー等の開催	新規	環境局環境政策室
		⑪テレワーク環境の充実	新規	総務局

市民等に対する環境配慮活動の推進	①環境イベントの実施	継続	環境局環境政策室
	②「COOL CHOICE」の推進	新規	環境局環境政策室
	③カレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進	継続	環境局美化部
	④「食品ロスもったいない運動推進店登録制度」の実施	新規	環境局美化部
	⑤フードドライブの活動支援	新規	環境局美化部
	⑥家庭用電動式生ごみ処理機の購入促進	新規	環境局美化部
	⑦倫理的消費（エシカル消費）の推進	新規	市民局
	⑧マイバッグ持参や過剰包装の抑制	新規	環境局美化部
	⑨レジ袋削減の推進	継続	環境局美化部
	⑩環境関連規格認証取得支援事業の推進	継続	環境局環境政策室

◎基本目標2 地球温暖化対策の推進

推進施策	項目	主な内容	前計画との比較	担当部局	
(1) 脱炭素型まちづくりの推進	市民活動・事業活動における取組の推進	①家庭用蓄電システム設置助成制度の実施	新規	環境局環境政策室	
		②「COOL CHOICE」の推進 [再掲]	新規	環境局環境政策室	
		③事業者と連携したセミナー等の開催 [再掲]	新規	環境局環境政策室	
		④緑のカーテンの推進 [再掲]	継続	環境局環境政策室	
		⑤環境イベントの実施 [再掲]	継続	環境局環境政策室	
		⑥レジ袋削減の推進 [再掲]	継続	環境局美化部	
		⑦環境関連規格認証取得支援事業の推進 [再掲]	継続	環境局環境政策室	
		⑧省エネ照明設置事業の推進	継続	産業局	
	低炭素型の交通利用環境の充実	①エコドライブの普及啓発	継続	環境局環境政策室	
		②次世代自動車等の導入促進	継続	環境局環境政策室	
		③公用自転車の利用促進 [再掲]	継続	財政局	
		④シェアサイクル「炬ちやり」の利用促進	拡充	都市局	
		⑤公共交通機関の利便性向上と利用促進	継続	都市局	
		⑥モビリティ・マネジメントの推進	新規	都市局	
		⑦「Ma a S」等新たなモビリティサービスの導入推進	新規	都市局	
		⑧都市計画道路の整備	継続	都市局	
		⑨モーダルシフト等の促進	新規	都市局	
		⑩快適な歩行者空間の創出	新規	建設局	
		⑪自転車利用環境の整備	拡充	建設局・都市局	
	新たなエネルギーや再生可能エネルギー等の利用促進	①家庭用蓄電システム設置助成制度の実施 [再掲]	新規	環境局環境政策室	
		②バイオマス発電等の導入	新規	環境局美化部	
		③水素ステーションの整備及び利用促進	新規	環境局環境政策室	
		④燃料電池自動車等の普及促進	新規	環境局環境政策室	
		⑤美化センターにおける余熱利用	継続	環境局美化部	
		⑥下水道における資源・エネルギー利用の推進	新規	下水道局	
		⑦カーボンニュートラルとしての木材の利用促進	継続	産業局 環境局美化部	
	(2) 気候変動適応策の推進	気候変動適応策の推進	①姫路市の強靱化に向けた取組の推進	新規	市長公室
			②家庭用蓄電システム設置助成制度の実施 [再掲]	新規	環境局環境政策室
			③再生可能エネルギーやFCV等を活用した非常用電源の確保の検討	新規	市長公室
			④透水性舗装の整備	継続	建設局
			⑤雨水排水対策事業（雨水幹線・雨水貯留施設・雨水ポンプ場等）の推進	新規	下水道局
			⑥河川環境整備事業の促進	継続	下水道局
⑦ため池環境の整備			継続	産業局	
⑧災害廃棄物の適切な処理体制の確立			新規	環境局美化部	
⑨デジタル防災行政無線の整備			新規	市長公室	
⑩防災意識の啓発			新規	市長公室	

◎基本目標 3 生活環境の保全

推進施策	項目	主な内容	前計画との比較	担当部局
(1) 大気環境の保全	環境監視体制の継続	①一般環境大気測定局による大気汚染の常時監視	継続	環境局環境政策室
		②有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト、水銀調査	継続	環境局環境政策室
		③酸性雨調査	継続	環境局環境政策室
	工場・事業場等への規制・指導	①大気汚染防止法等に基づく規制・指導	継続	環境局環境政策室
		②環境保全協定に基づく自主的な取組の推進	拡充	環境局環境政策室
	自動車交通対策の推進	①総合交通体系の構築	継続	都市局
		②道路の体系的整備の推進	継続	建設局
③自動車排出ガス測定局による常時監視		新規	環境局環境政策室	
④次世代自動車等の導入促進 [再掲]		継続	環境局環境政策室	
(2) 水環境の保全	環境監視体制の継続	①公共用水域の常時監視	継続	環境局環境政策室
		②ダイオキシン類、未規制化学物質、ゴルフ場農薬残留調査	継続	環境局環境政策室
	工場・事業場等への規制・指導	①水質汚濁防止法等に基づく規制・指導	継続	環境局環境政策室
		②環境保全協定に基づく自主的な取組の推進 [再掲]	拡充	環境局環境政策室
	生活排水対策の推進	①公共下水道の整備	継続	下水道局
		②公共下水道処理区域内での水洗化の促進	新規	下水道局
		③浄化槽設置助成	継続	環境局環境政策室
		④集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への統合に向けた取組	継続	下水道局
	河川・海岸等の美化・浄化	①河川の美化・浄化活動の推進	継続	下水道局
		②ため池クリーンキャンペーンの実施	継続	産業局
		③海岸漂着物対策の推進	新規	環境局美化部
		④リフレッシュ瀬戸内一斉清掃の実施	新規	産業局
	水循環の健全化	①森林や緑地、ため池の保全	継続	産業局
		②雨水浸透ますの整備	新規	下水道局
		③雨水貯留タンク等の設置助成	新規	下水道局
	(3) 土壌環境の保全	環境監視体制の継続	①地下水の常時監視	継続
②ダイオキシン類調査		継続	環境局環境政策室	
土壌汚染の未然防止	①有害物質の地下浸透防止対策の指導	継続	環境局環境政策室	
(4) 快適な生活環境の保全	工場・事業場や建設作業等への規制・指導	①騒音規制法等に基づく規制・指導	継続	環境局環境政策室
	自動車交通対策の推進	①一般環境騒音調査	継続	環境局環境政策室
		②自動車騒音常時監視	継続	環境局環境政策室
		③道路交通の円滑化の推進	継続	都市局
		④幹線道路における排水性舗装の整備	継続	建設局
		⑤街路樹の維持管理による沿道の環境対策	継続	建設局
	近隣騒音対策の推進	①パンフレット等の配布による啓発	継続	環境局環境政策室
悪臭対策の推進	①悪臭防止法等に基づく規制・指導	新規	環境局環境政策室	

◎基本目標4 自然環境との共生

推進施策	項目	主な内容	前計画との比較	担当部局
(1) 生物多様性の保全	市民等への普及啓発	①身近な生き物調査の実施	継続	環境局環境政策室
		②市川野鳥観察所の活用	継続	建設局
		③小学校の授業で生物を用いた育成体験事業の実施	新規	環境局環境政策室
		④姫路市伊勢自然の里・環境学習センター、姫路科学館等での啓発	継続	環境局環境政策室
	生息・生育空間の保全・創造	①環境保全型農業の推進	継続	産業局
		②里山林整備事業の推進	継続	産業局
		③針葉樹林と広葉樹林の混交林整備	継続	産業局
		④市民活動を通じた里山保全活動の促進	新規	産業局
	野生動物の適切な保護・管理	①自然保護条例による保護地区や保存樹の指定・保護	継続	建設局
		②希少動物の種の保存に関する調査・研究	継続	観光スポーツ局
		③野生傷病鳥獣の保護	継続	観光スポーツ局
		④有害鳥獣の適切な保護・管理	新規	産業局
	外来生物対策の推進	①姫路科学館等の社会教育施設における啓発展示	拡充	教育委員会
		②特定外来生物被害対策事業の推進	継続	産業局
		③国や県と連携した特定外来生物の定着防止の取組	新規	環境局環境政策室
	(2) 緑の保全と創造	緑化の推進	①都市計画法等に基づく開発許可	継続
②姫路まちごと緑花大作戦事業の推進（記念樹配布事業、地域緑化事業、子ども教室緑花等）			継続	建設局
③緑化推進事業の推進（地域モデル花壇事業、公共施設緑化事業等）			継続	建設局
④ノジギク・サギソウの普及促進			継続	建設局
⑤緑のカーテンの推進〔再掲〕			継続	環境局環境政策室
⑥緑化イベントの実施			継続	建設局
⑦街路樹アダプト制度の推進			継続	建設局
⑧工場立地法等に基づく緑地の整備			継続	産業局
公園の整備		①手柄山中央公園の再整備	新規	都市拠点整備本部
		②都市公園等の整備	継続	建設局
		③計画的な公園整備の推進（公園整備プログラムの策定等）	継続	建設局
森林・農地の保全		①森林資源量等の調査解析	新規	産業局
		②造林助成事業の拡充	新規	産業局
		③循環型林業の推進	継続	産業局
		④農地の保全	継続	産業局
		⑤耕作放棄地の解消に向けた農地の集積・集約化	新規	産業局
	⑥森林環境譲与税を活用した健全な森林管理の推進	新規	産業局	
(3) 水辺の保全と創造	水辺にふれあう機会の創出	①水生生物調査の実施	継続	環境局環境政策室
		②河川の美化・浄化活動の推進〔再掲〕	継続	下水道局
		③ため池クリーンキャンペーンの実施〔再掲〕	継続	産業局
		④海水浴場調査の実施	新規	環境局環境政策室
	親水空間の整備	①河川環境整備事業の促進〔再掲〕	継続	下水道局
		②多自然川づくりの推進	継続	下水道局
		③森林や緑地、ため池の保全〔再掲〕	継続	産業局
		④ため池環境の整備〔再掲〕	継続	産業局

◎基本目標5 地域循環力の推進

推進施策	項目	主な内容	前計画との比較	担当部局
(1) 循環型社会の構築	3Rの推進	①レジ袋削減の推進 [再掲]	継続	環境局美化部
		②マイバッグ持参や過剰包装の抑制[再掲]	新規	環境局美化部
		③カレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進[再掲]	継続	環境局美化部
		④姫路市公式アプリ「ひめじプラス」の活用 [再掲]	新規	環境局美化部
		⑤「ビティちゃんからのお知らせ」による情報発信	新規	環境局美化部
		⑥廃プラスチック類の適正処理及び排出抑制	新規	環境局美化部
		⑦資源古紙行政回収協力金交付制度の推進による古紙類の再資源化の実施	新規	環境局美化部
		⑧プラスチック製容器包装、ミックスペーパー、ペットボトル等のリサイクル促進による資源物の適正排出	継続	環境局美化部
		⑨使用済小型家電回収ボックスの活用	拡充	環境局美化部
		⑩「3010運動」の推進	新規	環境局美化部
		⑪「食品ロスもったいない運動推進店登録制度」の実施 [再掲]	新規	環境局美化部
		⑫フードドライブの活動支援 [再掲]	新規	環境局美化部
		⑬剪定枝の再資源化処理	継続	環境局美化部
		⑭生ごみの堆肥化の促進	継続	環境局美化部
		⑮有機系廃棄物資源化の調査研究（食品廃棄物・木質系廃棄物等）	継続	環境局美化部
		⑯エコパークあぼしの活用（再資源化や余熱利用の推進）	継続	環境局美化部
		⑰リデュース・リユース等2R型ビジネスモデルの促進	新規	環境局美化部
	一般廃棄物の適正処理の推進	①一般廃棄物の適正排出	継続	環境局美化部
		②ごみ分別アプリ「合言葉はもったいない」の活用 [再掲]	新規	環境局美化部
		③効率的な分別収集体制の確立	継続	環境局美化部
		④適正な焼却処理と破砕処理の推進	継続	環境局美化部
		⑤高齢者等に対するごみ出し支援の実施	新規	環境局美化部
		⑥ごみ検査の実施	新規	環境局美化部
		⑦災害廃棄物の適切な処理体制の確立 [再掲]	新規	環境局美化部
		⑧廃棄物処理施設の強靱化	新規	環境局美化部
		⑨新たなごみ処理施設の整備手法の検討	新規	環境局美化部
	産業廃棄物の適正処理の推進	①処理業者や排出事業者への立入検査と適正処理に係る指導	継続	環境局美化部
		②各種講習会を通じた産業廃棄物の適正処理に係る普及・啓発	継続	環境局美化部
		③産業廃棄物の減量化・資源化の推進	継続	環境局美化部
	環境美化活動の促進	①生活環境美化事業の推進（重点道路の清掃等）	継続	環境局美化部
		②まち美化運動の推進（まちかど100mクリーンアクション運動の推進、全市一斉清掃の実施等）	継続	環境局美化部
		③海岸漂着物対策の推進 [再掲]	新規	環境局美化部
		④市民、事業者、行政との協働、連携による美化活動の実施	新規	環境局美化部
		⑤河川の美化・浄化活動の推進 [再掲]	継続	下水道局
		⑥重点環境美化推進区域の指定	新規	環境局美化部
		⑦路上喫煙禁止制度の実施	継続	環境局美化部
⑧不法投棄防止対策の推進		継続	環境局美化部	

(2) 地域循環共生圏の拡充	持続可能な地域力の強化	①播磨圏域連携中枢都市圏事業の推進	新規	市長公室
		②北部農山村地域の活性化の推進	新規	産業局
		③既存の集落組織の活性化	新規	市長公室
		④若者の移住定住促進プロジェクトの実施	新規	市長公室
		⑤がんばる地域応援事業の推進	新規	市長公室
		⑥地域おこし協力隊の活用	新規	市長公室
		⑦交流人口及び関係人口拡大の推進	新規	市長公室
		⑧「姫路市空家等対策計画」の推進	新規	都市局
		⑨新たなごみ処理施設の整備手法の検討〔再掲〕	新規	環境局美化部
	産業資源の活用	①産業ツーリズムの推進	拡充	産業局
		②関係機関と連携したエコファーマーを目指す生産者に対する支援	新規	産業局
		③市民農園の推進	継続	産業局
		④木材利用の推進	新規	産業局
		⑤シカ肉・イノシシ肉の加工促進	新規	産業局
		⑥日本酒のふるさとほりまプロジェクトの推進	新規	市長公室
		⑦地産地消の推進	継続	産業局
		⑧つくり育てる漁業事業の推進	継続	産業局
		⑨観光漁業の推進	継続	産業局
		⑩姫路市内農産物の生産支援及び普及啓発	新規	産業局
		⑪環境保全型農業の推進〔再掲〕	継続	産業局
		⑫スマート農業の推進	新規	産業局
		⑬6次産業化の推進	新規	産業局
	歴史文化資源の活用	①姫路城周辺地区景観ガイドプランの推進	継続	都市局
		②特別史跡姫路城跡の保存管理・活用	継続	観光スポーツ局
		③日本遺産魅力発信推進事業	新規	市長公室・観光スポーツ局
		④地域住民による伝統文化を継承する取組の支援	新規	産業局
		⑤銀の馬車道プロジェクト事業	新規	市長公室・観光スポーツ局
		⑥文化コンベンションセンターなどの文化活動施設の活用	新規	観光スポーツ局・都市拠点整備本部
		⑦都市景観重要建築物等の指定・保全	継続	都市局
		⑧姫路市都市景観条例及び景観計画等に基づく規制・誘導	継続	都市局
		⑨景観啓発活動の実施	継続	都市局
		⑩美しい田園景観づくり（コスモス等の栽培支援）	継続	産業局
		⑪指定文化財保存修理への助成	継続	教育委員会
		⑫姫路城周辺地区身近なまちづくり支援街路事業の推進	継続	建設局
		⑬文化財散策ルートの整備・活用	継続	教育委員会
		⑭姫路城周辺の町家等の適切な管理・保存と利活用	拡充	教育委員会
		⑮姫路市内で製造される伝統工芸品の普及啓発	新規	教育委員会
	自然資源の活用	①花街道づくり	新規	産業局
		②自然とのふれあいの場の整備推進	新規	産業局
		③姫路市伊勢自然の里・環境学習センターを活用した体験型学習	新規	環境局環境政策室
		④里山林整備事業の推進〔再掲〕	継続	産業局
		⑤自然公園等の保全・活用	継続	建設局
⑥体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施〔再掲〕		継続	教育委員会	
⑦グリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進		継続	産業局	

豊かで美しい里 海の再生	①下水処理場における栄養塩管理運転の実施	新規	下水道局
	②つくり育てる漁業事業の推進 [再掲]	継続	産業局
	③漁業体感学習事業の推進	新規	産業局
	④観光漁業の推進 [再掲]	継続	産業局
	⑤河川の美化・浄化活動の推進 [再掲]	継続	下水道局
	⑥海岸漂着物対策の推進 [再掲]	新規	環境局美化部
	⑦リフレッシュ瀬戸内一斉清掃の実施 [再掲]	新規	産業局

資料 4 姫路の環境をみんなで守り育てる条例

平成13年3月28日

条例第6号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策（第8条—第24条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第25条・第26条）

第4章 環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境が人間の生存と生活の基盤であることにかんがみ、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての主体の参画と協働のもと、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に係る密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境管理 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、地域の構成員として、地域の環境の保全と創造に貢献するように努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の通り、次に掲げる事項を基本方針として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の環境の自然的要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 水と緑に親しむことのできる都市空間の形成、歴史的文化的資源の保全及び活用、良好な都市景観の創出を図り、潤いと安らぎのある快適な都市環境を形成すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。
- (5) 市、事業者及び市民のすべての主体が参画し、協働する社会を形成すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ姫路市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進することにより、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(自然環境の保全と創造)

第14条 市は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、森林、農地、河川、海浜等における多様な自然環境の適正な保全と創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全と創造を行うに当たっては、生物の多様性の確保に努めるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全と創造)

第15条 市は、姫路城をはじめとする歴史的文化的資源、良好な景観その他の地域の個性を生かした潤いと安らぎのある環境を保全し創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第16条 市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全と創造についての関心と理解を深め、自らの活動を行う意欲が増進されるよう、施設の整備及び充実に図るとともに、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の支援)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の環境の保全と創造に関する自主的活動が促進されるよう、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第19条 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参画の機会の確保)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の参画の機会の確保に努めるものとする。

(情報の共有化)

第21条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民等と協働して、環境の状況及び環境の保全と創造に関する必要な情報を収集するとともに、適切に情報の提供を図り、市民等との情報の共有化に努めるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査研究を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全と創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(環境管理に関する取組)

第24条 市は、事業者の環境管理に関する取組が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自ら環境管理に関する取組の実施に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に関する施策の推進)

第25条 市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、市民等との協働により、環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第28条 市長は、環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

資料5 姫路市環境審議会名簿

令和2年9月30日付
(委員は五十音順・敬称略)

役職	氏名	所属等
会長	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
副会長	長田 秀人	姫路市連合自治会 副会長
委員	家永 善文	兵庫県自然保護指導員
	石井 宏治	兵庫県弁護士会姫路支部
	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
	浦上 文男	一般社団法人姫路薬剤師会 会長
	小河 晶子	姫路大学 教育学部 教授
	小島 理沙	京都経済短期大学 経営情報学科 准教授
	杉江 他曾宏	兵庫県立大学 名誉教授
	竹田 浩章	公益社団法人姫路青年会議所 理事長
	通山 由美	姫路獨協大学 薬学部 教授
	中川 公恵	神戸学院大学 薬学部 教授
	中野 和子	一般社団法人姫路市医師会
	西村 正喜	姫路獨協大学 人間社会学群 准教授
	筈井 公美子	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
	長谷川 尚吾	連合兵庫西部地域協議会 副議長
	花嶋 温子	大阪産業大学 デザイン工学部 准教授
	林 叔子	姫路経営者協会 副会長
	藤田 美知枝	姫路大学 教育学部 教授
	星尾 隆文	姫路市漁民組合連合会 会長
	山村 充	兵庫県立大学 環境人間学部 学部長
	吉田 裕康	姫路商工会議所 専務理事

資料6 姫路市環境基本計画の策定経過

1 庁外体制

姫路市環境審議会

開催年月日	会議名
令和2年2月19日	環境審議会（諮問・審議）
令和2年7月22日	環境審議会（審議）
令和2年12月18日	環境審議会（答申）

2 市民参画

(1) 市民意識調査＜市民アンケート＞

実施時期：令和2年（2020年）4月～令和2年（2020年）5月

対象：満20歳以上の市民1,100人

(2) 市民意識調査＜高校生アンケート＞

実施時期：令和2年（2020年）5月～令和2年（2020年）6月

対象：姫路市立高校（姫路高等学校、飾磨高等学校、琴丘高等学校）2年生752人

(3) パブリック・コメントの募集

実施時期：令和2年（2020年）12月22日～令和3年（2021年）1月21日

意見件数：〇〇件

3 庁内体制

姫路市環境基本計画推進本部


開催年月日	会議名
令和2年2月3日	環境基本計画推進本部会議
令和2年3月16日	環境基本計画推進本部幹事会
令和2年7月6日	環境基本計画推進本部会議
令和2年8月17日	環境基本計画推進本部幹事会
令和2年10月6日	環境基本計画推進本部会議
令和3年2月〇日	環境基本計画推進本部会議

資料 7 姫路市環境審議会答申

1 諮問書

諮問第 1 号
令和 2 年(2020 年) 2 月 1 9 日

姫路市環境審議会
会長 中瀬 勲 様

姫路市長 清元 秀泰 


「姫路市環境基本計画」の策定について（諮問）

このことについて、姫路市環境審議会条例第 2 条の規定により諮問します。

2 答申書

令和 2 年(2020 年) 1 2 月 1 8 日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市環境審議会 
会 長 中瀬 勲

姫路市環境基本計画の策定について（答申）

令和 2 年 2 月 1 9 日付け、諮問第 1 号で諮問のありました姫路市環境基本計画の策定について、別添「姫路市環境基本計画（案）」のとおりまとめましたので、ここに答申します。

あ行

【赤潮】

水中に生存している微細な生物（特に植物プランクトン）が異常に増殖し、水の色が著しく変わる現象。水の色は原因となるプランクトンによって異なり、赤褐色、茶褐色などの色を呈す。赤潮の原因としては窒素、リンの増加に伴う水域の富栄養化、陸水や降雨による塩分低下等の物理的刺激などの説がある。赤潮が起きると環境水塊が急変するため、その水域の生物に被害を与えることがある。

【アスベスト】

一般に石綿と呼ばれる天然産の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を備えた絹糸状の光沢をもつ繊維状の集合体。住宅の断熱材、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに使われている。

細かい繊維状となって空気中に浮遊したものを長期間吸い込むと、悪性腫瘍等の疾患を引き起こす可能性がある。

【アダプト制度】

市民と行政が協働で進めるまち美化制度のこと。「アダプト (adopt)」とは「養子縁組する」という意味。市民や事業者などが道路や公園など一定の公共空間の「里親」となり、定期的・継続的に美化活動を行い、行政がこれを支援する。本市では植樹帯を中心とした道路の維持管理を行う「ひめじ街路樹アダプト制度」を導入している。

【雨水浸透ます】

普通の雨水ますと違い、底と壁面に穴が開いている。ますに集めた雨の一部が地中にしみ込むことによって、全ての雨水が一度に川に流れ込まず、しみ込んだ雨は、地下水や湧水となってゆっくりと川に到達する。これにより、浸水被害を軽減し、また、樹木の育成を助け、豊かな自然の回復に役立つ。

【雨水貯留タンク】

建物の屋根に降った雨を雨どいから集め、貯めるタンク。貯めた水は花や植木への水やりや、夏場の打ち水としても利用できる。そして大雨の際、屋根に降った雨を貯留タンクに一時的に貯めることで、下水道管に一気に流れ込む雨水の量を減らすことができ、浸水被害を減らすことにつながる。

【栄養塩管理運転】

窒素やリンの放流量をコントロールする運転のこと。

維持管理レベルでの処理方法を変更することにより、栄養塩類の放流の増加もしくは減少を意図的、能動的に行う。

【エコツーリズム】

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、それらの保存に責任をもつ観光のあり方。野生生物観察や山里のくらし体験など様々なツアーがある。

【エコドライブ】

急発進、急加速をやめる、不必要なアイドリングをしないなど、環境に配慮した自動車使用のこと。

【エシカル消費】

「倫理的消費（エシカル消費）」を参照。

【オゾン層破壊】

オゾン層は成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のことで、生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガス等の影響によりオゾン層が破壊され穴が開く、オゾンホールという現象が南極をはじめ、高・中緯度地域で毎年拡大している。このため、地上へ達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されている。

【温室効果ガス】

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。京都議定書では、地球温暖化

防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などが削減対象の温室効果ガスと定められた。

か行

【カーボンリサイクル】

CO₂を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。CO₂の分離・回収や利用に係る技術は、将来、有望な選択肢の一つであり、そのイノベーションが重要となる。

【海岸漂着物】

海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木、医療系廃棄物、生活から出たごみ等が河川等から流出し、海岸域に大量に漂着したもの。堤防等の海岸保全施設の機能だけでなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしている。

【カレンダー方式】

地区ごとに家庭ごみの収集日や粗大ごみ、資源ごみの分別方法などをカレンダー式に記載し全戸配布することにより、一般家庭での適正なごみ処理方法を周知する方式。

【環境ホルモン】

環境ホルモンは、正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で含まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質」と定義される。科学的には未解明な点が多いが、環境省では、内分泌攪乱作用を有するの恐れのある化学物質として、ビスフェノールA（ポリカーボネート樹脂などの原料）など65物質をあげている。

【環境マネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、

このための工場や事業場内の体制・手続きと、その管理・運用の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

【関係人口】

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

【がんばる地域応援事業】

自治体・地域・集落における将来的な消滅可能性危機を打開するため、「地方創生」関連施策に取り組むにあたり、都市と地方の交流促進や都市から地方への移住促進による定住人口の確保といった人口減少対策等が地方にとって大きな課題になっている。

地方への移住・交流を一層推進するためには、移住を受け入れる地域において、地域の経済循環創出による雇用の場の創出や次世代の地域を担う若者や女性が活躍する地域づくりをはじめとする環境整備が必要となる。

本事業は、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対し支援するものである。

【気候変動】

地球が太陽から受け取ったエネルギーは、大気圏だけではなく、様々な形態を取りながら、海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされて、最終的には赤外放射として宇宙空間に戻され、ほぼ安定した地球のエネルギー収支が維持されている。このようなエネルギーの流れに関与する地球の全システムを気候系と呼び、また大気の状態を気候

と呼ぶ。気候は様々な要因により、様々な時間スケールで変動している。

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には大気自身に内在するもののほか海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加、太陽活動の変化などがある。特に、地球表面の7割を占める海洋は、大気との間で海面を通して熱や水蒸気などを交換しており、海流や海面水温などの変動は大気の運動に大きな影響を及ぼす。

一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果気体の増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。二酸化炭素などの温室効果気体の増加は、地上気温を上昇させ、森林破壊などの植生の変化は水の循環や地球表面の日射の反射量に影響を及ぼす。

近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

【気候変動適応法】

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪。本法により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進していく。

【気候変動枠組条約】

気候変動枠組条約は、平成4年（1992年）に採択され、世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とし、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意。同条約に基づき、平成7年（1995年）から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。

【気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）】

平成27年（2015年）11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等が行われた。「パリ協定」の採択、気候資金、緑の気候基金、長期目標に関する2013-2015年レビュー、適応委員会、ワルシャワ国際メカニズム、技術メカニズムと条約の資金メカニズムの連携、京都議定書の第二約束期間の実施に関する細則等のCOP/CMP決定が採択された。

【強靱性（レジリエンス）】

比較的最近になり、防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われるようになった概念。一般用語としては、「困難などに負けない」「困難などに遭遇した時に回復・復元する」という意味をもつが、心理学などの分野ではストレス・逆境に遭遇した時の克服力を指す用語として使われてきた。

【京都議定書】

平成9年（1997年）に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において採択された。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの6種類の温室効果ガスを対象とし、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの間に先進国締約国で平成2年（1990年）比で5%以上削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。この議定書はロシアが批准したことにより、平成17年（2005年）に発効した。

【グラウンドワーク】

イギリスの都市周辺部で1980年代に開始された地域の環境改善活動である。地域を構成する住民、企業、行政の3者がパートナーシップを組み、グラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）

を行うことにより、自然環境や地域社会を整備・改善していく活動を指す。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

【グリーンツーリズム】

農山漁村地域において自然・文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ余暇活動。

【グリーン投資】

地球温暖化などの対策に力を入れる企業を投資先を選ぶ環境問題を考慮した投資方法。これまで金融投資から見落とされてきた環境問題等の経済外部性を投資判断の考慮に入れている点が、従来と大きく異なる。

【光化学オキシダント】

工場や自動車から排出される一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるもの。光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への影響などが知られているほか、農作物などへの影響も報告されている。

【光化学スモッグ】

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などは、太陽の紫外線で反応し、「光化学オキシダント」を生成する。この「光化学オキシダント」は、窒素酸化物や炭化水素の大気中濃度が高く、紫外線の強いときに高濃度となり、白くモヤがかかったようになる。この状態を「光化学スモッグ」という。風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向にある。

【交流人口】

交流人口とは、その地域を訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人（常住人口又は居住人口）に対する概念である。その地域を訪れる目的としては、

通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、など、特に内容を問わないのが一般的である。

【固定価格買取制度】

再生可能エネルギー（太陽光、風力などの自然の力を利用したエネルギー）により発電された電気を電気事業者が一定期間、固定価格で買い取る制度のこと。平成 24 年（2012 年）7 月から開始された。

【こどもエコクラブ】

幼児から高校生までが地域において仲間とともに主体的に環境に関する学習や活動を行うことを支援する目的で、平成 7 年（1995 年）に国の提唱により発足した環境活動クラブ。

【コンプライアンス】

一般的に「法令遵守」と訳される。特に、企業活動において、法律や規則、社会規範などに違反することなく、それらをきちんと守ることをいう。法律の条文のみならず、法律の精神を理解し遵守するという意味を含むため「倫理法令遵守」という言葉が用いられることもある。

さ行

【災害廃棄物】

地震や風水害等の自然災害により発生する廃棄物。

【サイクル&バスライド】

出発地点（自宅など）から自転車で最寄のバス停までいき、バス停付近の自転車駐車場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かうこと。

【再生可能エネルギー】

永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力をエネルギー源として利用することにより生じるエネルギーの総称。

【里山】

人里近くにある人々の生活と結びついた山・森林。

【酸性雨】

硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸塩や硝酸塩等の形となって取り込まれた酸性度の強い雨。森林・湖沼等の生態系や文化財に影響を及ぼし、地球規模の問題となっている。

【市街化調整区域】

都市計画によって定められた、市街化を抑制すべき区域をいう。一定の都市計画区域について、都道府県知事が区域区分を決定することによって定まる。市街化調整区域内で土地の区画形質の変更をする場合には、原則として許可を要する（開発許可）。そして開発許可に当たっては特別な事情にある場合を除いて住宅のための宅地造成等は許可されないなど、市街化調整区域内での開発・建築行為を抑制する規制が適用される。

【次世代型太陽電池】

従来の太陽電池と比較して発電効率の高い太陽電池で、世界で研究・開発が進められている。

次世代型太陽電池の例として、GaAs太陽電池、ペロブスカイト太陽電池、色素増感太陽電池、有機薄膜太陽電池、量子ドット太陽電池などが挙げられる。

【次世代自動車】

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などのこと。大気汚染物質や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。

【市民共治（ローカル・ガバナンス）】

市民団体や事業者などが地域課題や特定課題の解決のため、それぞれの特性を生かし、行政とともに

に公共の担い手として参画し、協働する地域経営システム。

【循環型社会】

地球環境を意識して限りある資源やエネルギーをできるだけ節約し、モノを徹底的に再資源化することにより、環境負荷をできる限り小さくした社会。

【人工知能（AI）】

言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。AIとも呼ばれる。人工知能を取り入れた応用分野として、特定分野の人間の知識を整理し、データとして蓄積しておき、問い合わせに対してその意味を理解しながら、蓄積したデータを用いて推論、判断するエキスパートシステムなどが挙げられる。また、人間のしゃべる言葉や手書き文字を理解するパターン認識や機械翻訳システムなどにも人工知能の技術が応用されている。

【森林環境譲与税】

森林環境税の収入額に相当する額が、客観的な譲与基準により、都道府県・市区町村に森林環境譲与税として譲与される。都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用される。

【水素社会】

水素を主要なエネルギー源として日常生活や産業活動に利活用する社会。水素は再生可能エネルギーや化石燃料などの様々な1次エネルギーから製造することができ、天候によって出力が変動する再生可能エネルギーの余剰電力を水素に変換して貯蔵することも可能である。

【水素ステーション】

燃料電池車に水素を供給するための施設。水素を輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスを改質して、水素をその場で製造するオンサイト型があり、

水素製造装置(オンサイト型の場合)、貯蔵タンク、圧縮装置、注入装置から構成される。

【スマート農業】

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。日本の農業の現場では、課題の一つとして、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっている。そこで、スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進めることができるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される効果となる。

スマート農業の一例として、以下が挙げられる。

人工知能による複雑な作業のロボット化

1. 運動の習熟機能により、これまで機械化できていなかった果菜類や果樹の収穫等の複雑な作業のロボット化を実現

2. 画像認識により、赤いトマトなど収穫すべきもののみを収穫

【スマートメーター】

情報通信機能を持った高機能電力メーターのこと。スマートメーターは、単なる電力計量計ではなく、さまざまな機能を持っている。電力会社から、電力料金に関する各種選択メニューや省エネサービス、防災・セキュリティサービスなどの提供を受けられるほか、遠く離れて住む両親や1人暮らしのお年寄りの見守り機能、福祉・介護支援機能などのサービスも期待される。

【3R (スリー・アール)】

Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称。

Reduce (リデュース) は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組の一つ。

Reuse (リユース) は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発、リマニュファクチャリングなども取組の一つ。

Recycle (リサイクル) は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組のひとつである。

【生態系サービス】

地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられた、かけがえのないものであり、そうした生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、保全すべきものである。そして、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられているが、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれる。

【生物多様性】

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

【生物多様性国家戦略】

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画。平成7年(1995年)に生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略が策定された。平成20年(2008年)6月に生物多様性基本法が施行され、法律上でも生物多様性国家戦略の策定が規定された。

【生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)】

平成22年(2010年)10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の10回目となる締約国会議。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知目標」などが採択された。

【生物多様性地域戦略】

生物多様性基本法で「都道府県及び市町村は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定された、生物多様性を社会に浸透させることを目的とした、効果的な地方での戦略づくりや実践的な取組を促す計画。

【生物多様性ひめじ戦略（生物多様性地域戦略）】

生物多様性に関する施策を総合的、計画的に推進するため、生物多様性基本法第 13 条に基づき平成 28 年（2016 年）3 月に策定した姫路市の生物多様性に係る地域計画。

【生物多様性保全活動促進法】

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」は、地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として、平成 23 年（2011 年）10 月に施行された。

た行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（C_o-PCB）の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農業の不純物等が指摘されている。猛毒で発ガン性や催奇形性が高い。

【地域おこし協力隊】

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農

林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

【地域循環共生圏】

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

【地球温暖化】

人間の活動が活発になるにつれて、大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）等「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のこと。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇し、また気候変動により異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。そのため、地球温暖化を防止するため、CO₂等削減の様々な取り組みを行っている。

【地産地消】

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6 次産業化にもつながるもの。

【低炭素社会】

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスをできる限り排出しない社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

【特定外来生物】

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって規定された生物。同法で規定する「外来生物」は、

海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令により定められている。

【都市計画区域】

都道府県は、市または人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

【都市の低炭素化の促進に関する法律】

低炭素建築物の認定や市町村による低炭素まちづくり計画の策定を通じて、都市・交通における低炭素化・エネルギー利用合理化実現のための民間投資促進を目的としている。

な行

【熱帯夜】

夜間の最低気温が 25℃ 以上の日をいう。統計上は夜間だけでなく、その日の最低気温をもって代用することが多い。

【農業振興地域】

市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域。

【ノーマイカーデー】

通勤・通学での自家用車の使用を控え、移動手段を公共交通機関や自転車に切り替えることで温室効果ガスの削減を図る取組。本市では、平成 21 年度（2009 年度）から毎月の最終金曜日を職員のノーマイカーデーに設定している。

は行

【排水性舗装】

不透水性の層の上に空隙率の高い材質の層を設けることにより、浸透した水が不透水性の層の上を流れて排水処理施設へ速やかに排水され、路盤以下へは水が浸透しないように設計した構造の舗装。通常のアスファルト舗装よりも路面の空隙率が多いため、この空隙に自動車騒音が吸収され騒音が低減される効果もある。

【バイオマス】

動植物やそれらの廃棄物（生ごみや家畜糞尿など）を起源とするエネルギーのこと。バイオマスエネルギー利用により発生する二酸化炭素は、自然界の炭素循環に含まれるとの考えにより、地球温暖化には影響を与えないものとみなされる。

【パーク&ライド】

通勤時に、自宅から最寄駅まで自家用車を使い、そこから鉄道を利用して都心の勤務先に行く方法。帰りも最寄駅で降り、駐車場に置いてある車を運転して自宅へ。欧米の大都市周辺において、道路交通の渋滞と都心部の駐車スペースの不足からこの方式が普及した。

【パートナーシップ型環境学習】

市民・NPO・事業者・行政などが、自分たちの役割や責務を自覚することを通じて築いていく協力関係のもと実践される環境学習をいう。

【ヒートアイランド】

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調排熱、コンクリートやアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少に伴う蒸散効果の減少も要因の一つ。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。

【ビオトープ】

ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。近年では、都市その他の地域の動植物や昆虫

などが共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになっていく。

【微小粒子状物質】

浮遊粒子状物質の中でも粒径 2.5 μ m 以下の物質をさす。粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されており、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことから健康への影響が懸念され、平成 21 年（2009 年）に環境基準が定められた。

【姫路市空き家バンク】

姫路市空き家バンクは、姫路市内における空き家の流通・利活用を促進し、市内の定住の促進と交流の拡大を図ることを目的に、空き家を売りたい・貸したいと考える所有者が登録した空き家情報を公開し、空き家を利活用したいと考える利用希望者とのマッチングを行う制度。

【ファームマイレージ】

農産物を購入することで農地の守り手になるという消費者・生産者が一体となった地産地消の新たな取組。本市では、直売所に出荷された農産物を栽培に必要な面積に応じてポイント化し、購入者が貯めたポイントに応じて地元の農産物等をプレゼントする事業を実施している。

【フードマイレージ】

食べ物の重量と輸送距離をかけた値のこと。輸送距離が短い食べ物の方が、発生する二酸化炭素等が少なく、環境負荷が小さいという考え方に基づく。

【フードドライブ】

フードドライブとは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。

【浮遊粒子状物質】

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつ。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

【ブルーツーリズム】

島や沿海部の漁村において自然・文化、漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ余暇活動。

ま行

【マイクロプラスチック】

微細なプラスチックごみ（5 mm以下）のこと。含有、吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。平成 27 年（2015 年）G7 エルマウ・サミット首脳宣言においても、海洋ごみ（とりわけプラスチック）が世界的な問題であることが確認された。

【マイバッグ運動】

家庭から出るごみの減量や省資源を目的に、買い物袋を持参し、レジ袋を受け取らずに買い物をするという運動。

【まちかど 100m クリーンアクション】

お店（事業所）の周辺 100 メートルを目安として清掃をしていただくもので、世界文化遺産姫路城を有するにふさわしい、快適で美しく清潔なまちをつくろうとするもの。現在、約 630 の事業所の参加のもと、それぞれ日々美化運動の取組が進められている。

【緑のカーテン】

窓の外に、アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を植えて、カーテンのように繁らせたもの。繁った葉が直射日光をさえぎり、また蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏でも室内の温度の上昇を抑えることができる。

【民有地緑化助成】

市内の生垣設置や共有地緑化、壁面緑化等の事業を対象に実施している緑化助成事業。

【モーダルシフト】

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。現在では、環境負荷の低減は多くの企業で社

会的責任（CSR）と位置付けて、商品の生産から廃棄にいたるすべての場面で取り組まれているが、その中で輸送（物流）における環境負荷の低減にはモーダルシフトや輸配送の共同化、輸送網の集約等の物流効率化が有効である。その中でも、特にモーダルシフトは環境負荷の低減効果が大きい取組である。

【モビリティ・マネジメント】

1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策であるモビリティ・マネジメントが、近年、各地で取り組まれるようになってきた。

や行

【有機系廃棄物】

生ごみをはじめ、畜産ふん尿、下水汚泥、剪定枝など多様で、全廃棄物の6割を占めるとも言われ、その資源化対策が国内で大きな課題となっている。

ら行

【ライトダウンキャンペーン】

ライトアップ施設や家庭の電気を一斉に消す運動のこと。温暖化防止の取り組みを国民に広げていくために、環境省によって平成15年（2003年）から平成30年（2018年）まで展開された「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」で、夏至の日と7月7日（クールアース・デー）を中心に夜景スポットや家庭照明の消灯を呼びかけるもの。

【倫理的消費（エシカル消費）】

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

【レジリエンス】

「強靱性（レジリエンス）」を参照。

【6次産業】

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

アルファベット

【AI】

「人工知能（AI）」を参照。

【BEMS】

BEMS (Building and Energy Management System、日本語では「ベムス」と読まれる)とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。先行していた産業界のFA（ファクトリー・オートメーション、Factory Automation）の対語として、BA（ビル・オートメーション、Building Automation）と呼ばれることもある。

BEMSは、ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもので、要素技術としては、図に示すような人や温度のセンサーと制御装置を組み合わせたものである。

【COOL CHOICE】

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

【COP21】

「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」を参照。

【CSR】

「企業の社会的責任」（CSR(Corporate Social Responsibility)）。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任をもち、従業員が働きやすい環境をつくり、消費者の声に耳を傾け、地域社会に貢献し、

地球環境に配慮した活動をしなければならない。CSRはこうした企業のありかたや取組全般のことを指す。単に「社会的責任（SR）」と呼ぶ場合もある。

【ESD】

「持続可能な開発のための教育」（ESD（Education for Sustainable Development）。「我が国における「ESDの10年」実施計画」では、ESDを「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。

【FCV】

燃料電池自動車(Fuel Cell Vehicle)は、燃料電池を利用した自動車のこと。燃料電池には、水素のほかメタノール、エタノールなども燃料に使うことが可能なものもありますが、現在市販されているFCVやこれから市販が予定されているFCVのほとんどが水素を燃料にしている。

【HEMS（ヘムス）】

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みが「HEMS（ヘムス、Home Energy Management System）」である。

【ICT（アイ・シー・ティー）】

ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

【IoT（アイ・オー・ティー）】

IoT（アイオーティー）は、Internet of Things（インターネット オブ シングス）の略で、「様々な物がインターネットにつながる」「インターネットにつながる様々な物」を指す。IoTは、日本語で「モノのインターネット」と訳され、PCに限らず様々なモノがインターネットにつながる。

【IPCC】

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年（1988年）に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

【ISO】

国際標準化機構（ISO(International Organization for Standardization)）が制定している国際規格。14001は、環境マネジメントシステムについての規格で、環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を継続することが規定されている。

【LNG】

液化天然ガス（Liquefied Natural Gas）。都市ガスの主原料であり、不純物をほとんど含まないクリーンなエネルギーである。天然ガスを液化してLNGを製造する際に硫黄などの不純物を取り除き、LNGタンカーで日本まで運ぶ。燃焼時に、温室効果ガスの一つといわれるCO₂（二酸化炭素）の発生量が少ないのが特長であり、さらに、酸性雨や大気汚染の原因とされるNO_x（窒素酸化物）の発生量も少なく、またSO_x（硫黄酸化物）が発生しない、環境特性に優れた理想的なエネルギーとされている。

【Maas】

MaaS (Mobility as a service) は、ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念である。利用者はスマートフォンのアプリを用いて、交通手段やルートを検索、利用し、運賃等の決済を行う例が多い。

【PCB】

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl: ポリ塩化ビフェニル) は、人工的に作られた主に油状の化学物質。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

姫路市環境基本計画

発行日 令和3年(2021年)3月

発行 姫路市環境局環境政策室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL : 079-221-2468 FAX : 079-221-2469

E-mail : kankyoho@city.himeji.hyogo.jp